



JAPANFOUNDATION
国際交流基金

平成 30 年度業務実績等報告書 (自己評価書)

2019 年 6 月

独立行政法人 国際交流基金

目 次

I. 評価の概要 及び 総合評定	1
II. 項目別自己評価書	
No. 1 文化芸術交流事業の推進及び支援	6
No. 2 海外における日本語教育・学習基盤の整備	23
No. 3 海外日本研究・知的交流の推進及び支援	41
No. 4 「アジア文化交流強化事業」の実施	58
No. 5 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援	74
No. 6 海外事務所等の運営	81
No. 7 特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む） の推進	88
No. 8 組織マネジメントの強化	92
No. 9 業務運営の効率化、適正化	97
No. 10 財務内容の改善	108
No. 11 外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施	120
No. 12 内部統制の充実・強化	130
No. 13 事業関係者の安全確保	134
No. 14 情報セキュリティ対策	137

独立行政法人国際交流基金 平成 30 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人国際交流基金	
評価対象	年度評価	平成 30 (2018) 年度 (第 4 期中期目標期間)
事業年度	中期目標期間	平成 29 (2017) 年度～令和 3 (2021) 年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	外務大臣		
法人所管部局	大臣官房 (外務報道官・広報文化組織)	担当課、責任者	広報文化外交戦略課長 文化交流・海外広報課長
評価点検部局	大臣官房 (考査・政策評価官室)	担当課、責任者	考査・政策評価官

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項
<p>項目別自己評価書記載事項の扱いを以下のとおりとする。</p> <p>(1) 「2. 主要な経年データ」の「①主要なアウトプット (アウトカム) 情報」 ア. 定量的指標及び関連指標の計画値、実績値、達成度を記載。</p> <p>(2) 「2. 主要な経年データ」の「②主要なインプット情報」 ア. 人件費については、「予算額」「決算額」には含まず、「経常費用」には含む。 イ. 海外事務所における事業費・従事人員数は含まない。</p>

1. 全体の評定				
評定	A			
(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定状況				
平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
A				
評定に至った理由				
<p>以下を踏まえ、A評定とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」7項目のうち、S評定2項目、A評定2項目、B評定3項目となり、所期の目標を上回る成果を上げた項目が過半数を占めたことに加え、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目のうち、「外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施」が所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果を上げた他、残りの項目についてすべて所期の目標を達成したと認められたため。 ・法人全体の信用を失墜させる事象、中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績等、全体評定に影響を与える事象はなかった。 				

2. 法人全体に対する評価
(1) 法人全体の評価
<p>国際交流基金は独立行政法人国際交流基金法に基づき、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の対外関係の維持発展に寄与することを目的とし、各種の国際文化交流事業を実施している。第4期中期目標期間の二年目となる平成30年度には、フランスで実施された「ジャポニスム2018」、アジア文化交流強化事業等、外交上の重要な国・地域を踏まえた機動的、効果的な事業を進めるとともに、文化芸術交流、日本語教育、日本研究・知的交流の3分野の事業を着実に実施した。</p> <p>平成28年5月の安倍総理大臣と仏オランダ大統領（当時）の合意により、日仏友好160年にあたる平成30年度にパリを中心に開催することが決定した大規模な日本文化行事「ジャポニスム2018」について、平成28年9月から基金内に事務局を設置し、着実に準備を進めてきた。平成30年7月に河野外務大臣、ニッセン文化大臣の出席を得て執り行われた開会式を皮切りに、約8か月の会期中に、30万人余の来場者を集めた「teamLab：Au-delà des limites（境界のない世界）」展や、約40万人が鑑賞した「エッフェル塔特別ライトアップ＜エッフェル塔 日本の光を纏う＞」など、パリ及び地方都市において展覧会・舞台公演・映画・生活文化等の様々な分野にわたる総計300を超える企画に353万人余の来場者・観客を集め、両国を中心に1万件を超える多数の報道がなされた。「ジャポニスム2018」は、国同士の合意を踏まえ、世界への発信力の高いパリを舞台に、幅広く質の高い事業を多数、集中的に実施することで大きな成果を上げるとともに、事業実施の過程を通じて、個人や機関の間に、将来の一層の交流促進に繋がる新しいネットワークを生み出した。</p> <p>平成25年に日本政府が発表したアジアとの新しい文化交流政策「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」への取組として実施するアジア文化交流強化事業は5年目に入り、“日本語パートナーズ”派遣事業では、635名を東南アジア10か国及び中国、台湾に派遣し、令和2年度までの派遣人数累計3,000名の目標達成に向け着実に実績を積み上げている。現地の中学・高校・大学等で日本語授業を通じて約15万人の生徒とふれあい、約22万人に日本文化を紹介した。タイとの国際共同制作舞台作品「プラーターナー」がタイの批評家協会賞で最優秀作品賞を受賞するなど、日本と東南アジアの協働作業は国際的にも高い評価を得ている他、「JFF（日本映画祭）アジア・パシフィ</p>

ック ゲートウェイ構想事業」では 11 개국 35 都市で日本映画祭を開催し 12.8 万人の観客を動員。映像、舞台芸術、美術、スポーツ、知的交流、市民交流の各分野で事業を展開し、のべ 457 件の事業に約 146 万人の参加を得、アジアと日本の文化交流を抜本的に強化するという目的に大きく貢献した。また、令和元年度に実施する日本と東南アジアの文化交流事業の成果を幅広く紹介する祭典「響きあうアジア 2019」に向けた準備を着実に実施した。

文化芸術交流事業では、公演事業（10 개국 11 件）、企画展・国際展事業（3 개국 3 件）、巡回展（54 개국・地域）、日本映画上映会主催事業（67 개국・地域）を実施した。また「放送コンテンツ等海外展開支援事業」を通じて海外のテレビ局に無償提供された日本のテレビ番組は、今次中期目標期間中これまでに 100 개국・地域を超える広域において、のべ 1,200 番組以上（平成 30 年度放送分は 53 개국 341 番組）が放送されるなど、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与する効果的かつ効率的な事業実施において成果を上げた。

日本語教育事業については、海外において質が高く安定した日本語教育が広く行われるよう、日本語専門家派遣（42 개국 119 ポスト）、各国地域の教師に対する研修事業（1.2 万人参加）、各日本語教育機関の活動に対する助成事業（93 개국 547 件）など、各国・地域の状況を踏まえ、学習基盤整備事業を中心に事業を実施した。さらに、EPA に基づく我が国への看護師・介護福祉士受け入れ促進のための訪日前日本語研修や、学習者の能力を総合的に測る試験として広く国内外で活用される日本語能力試験（全世界で受験者が初めて 100 万人を突破）を実施した他、世界中のどこでも学習者支援が可能となる e ラーニング教材開発を進めた。また日本政府が 2019 年 4 月から開始した新たな在留資格に基づく外国人材の受入施策と連動して、日本国内での生活・就労に必要な日本語能力を測定することにも利用できる新テスト（「国際交流基金日本語基礎テスト」）の開発・実施に向けた準備を行うなど、政策的要請、社会的要請に応える事業を積極的に実施した。

日本研究・知的交流事業では、日本研究機関支援（13 개국・地域 31 機関）や日本研究フェロシップ（121 人）の実施などを通し、次世代の日本研究者の育成及び国際連携の強化に重点的に取り組むとともに、知的対話・共同事業を推進した。特に、中国、米国向け事業では、発信力の高い有識者との連携強化を意識し、中国知識人招へいプログラムにより著名な SNS 媒体の主筆等の有識者を招へいした他、米国から、近年影響力を増しているエスニック・コミュニティの知識人等を招へいするなどの事業を行った。さらに平成 30 年度の新たな取組として、官邸に設置された「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」が 2017 年 7 月に策定した「行動計画」に基づき、米国における草の根レベルの日本理解を促進するプログラムを新たに立ち上げ、日米交流ファシリテーターの派遣を開始した。

その他、業務運営の効率化、財務内容の改善及び業務運営に関する重要事項においても、「外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施」が所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果を上げた他、残りの項目において年度計画における目標を着実に実行し、安定的かつ効率的に組織運営を行った。

（2）全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項

なし

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など

項目別評価で指摘した課題、改善事項

その他改善事項

主務大臣による改善命令を検討すべき事項

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

独立行政法人国際交流基金 平成 30 年度評価 項目別評定総括表

中期目標	年度評価					項目別 評定調 書 No.	備考
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
文化芸術交流事業の推進及び支援	A	S				No. 1	
海外における日本語教育・学習基盤の整備	A○	A○				No. 2	
海外日本研究・知的交流の推進及び支援	B	B				No. 3	
「アジア文化交流強化事業」の実施	<u>S</u> ○	<u>S</u> ○				No. 4	
国際文化交流への理解及び参画の促進と支援	A	A				No. 5	
海外事務所等の運営	B	B				No. 6	
特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進	B	B				No. 7	
II. 業務運営の効率化に関する事項							
組織マネジメントの強化	B	B				No. 8	
業務運営の効率化、適正化	B	B				No. 9	
III. 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善	B	B				No. 10	
IV. その他業務運営に関する重要事項							
外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施	<u>A</u> ○	<u>S</u> ○				No. 11	
内部統制の充実・強化	B	B				No. 12	
事業関係者の安全確保	B	B				No. 13	
情報セキュリティ対策	B	B				No. 14	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

独立行政法人国際交流基金 平成 30 年度評価 項目別自己評価書
 (国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 1	文化芸術交流事業の推進及び支援
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－1－4 国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際交流基金法第 12 条
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度事前分析表、行政事業レビューシート番号とも未定

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
【指標 1－2】公演来場者数	計画値	1 公演あたり平均 500 人以上	平成 27 年度の実績平均値 1 公演あたり 453 人	500 人	500 人			
	実績値			603 人	956 人			
	達成度			121%	191%			
【指標 1－3】映画上映会来場者数	計画値	1 プロジェクトあたり平均 1,600 人以上	平成 24 年～27 年度の実績平均値 1 公演あたり 1,591 人	1,600 人	1,600 人			
	実績値			1,864 人	2,390 人			
	達成度			117%	149%			
【指標 1－4】放送コンテンツ等海外展開支援事業において、54 か国以上、のべ 500 番組以上の放映を達成する。	計画値	54 か国以上、のべ 500 番組以上の放映を達成する。	平成 29 年 1 月末実績 51 か国 / のべ 200 番組	54 か国以上、のべ 500 番組以上	54 か国以上、のべ 400 (累計 900) 番組以上			
	実績値			101 か国・地	53 か国・地			

				域、のべ 908 番組	域、のべ 341 番組(累計 112 か 国・地域 の べ 1,249 番組)			
	達成度			182%	139%			
主催文化芸術交流事業における報道件数	実績値			3,835 件	12,069 件			
来場者・参加者アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合	実績値			88%	86%			
主催事業実施件数	実績値		平成 24 ～27 年 度の実 績平均 値 336 件	1,144 件	639 件			
助成事業実施件数	実績値		平成 24 ～27 年 度の実 績平均 値 266 件	193 件	176 件			
日中交流センター事業の派遣・招へい人数	実績値		平成 24 ～27 年 度の実 績平均 値 160 人	119 人	123 人			

中国高校生長期招へい事業による被招へい者及び受入校アンケートの5段階評価で上位2つの評価を得る割合	実績値			96%	92%			
---	-----	--	--	-----	-----	--	--	--

<目標水準の考え方>

- 公演への来場者目標数について、前期中期目標期間中の最大実績値である平成27年度の水準以上を目指すとの考えから、平成27年度実績平均値以上を目標とした。
- 映画上映会への来場者目標数について、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、平成24～27年度平均値以上を目標とした。
- 放送コンテンツ等海外展開支援事業は、提供国数及びのべ番組数の最新の実績値である平成29年1月末時点の実績を上回ることを目標とする。

<想定される外部要因>

- 二国間関係の悪化やテロ等治安状況の悪化が事業実施の阻害要因となったり、アンケート等の結果に影響を与えたりする可能性がある。

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
予算額（千円）	3,536,628	6,744,286			
決算額（千円）	3,165,715	5,346,084			
経常費用（千円）	3,474,778	5,353,529			
経常利益（千円）	▲1,308,045	▲2,531,450			
行政サービス実施コスト （千円）	3,288,063	5,177,751			
従事人員数	49	47			

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

【中期目標】

ア 文化芸術交流事業の推進及び支援

多様な日本の文化及び芸術を海外に紹介し、また双方向型の事業を実施することにより、文化や言語の違いを超えた親近感や共感を醸成し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与することが必要である。そのため、我が国の舞台芸術、美術、映画等を海外に紹介する事業、国際共同制作や人物交流等を含む双方向型及び共同作業型の事業、文化遺産の保護等の国際貢献事業を実施（主催事業）又は支援（助成事業）する。また、青少年を中心とする日中両国民相互

間の信頼構築のために、高校生の交流事業等により日中間相互交流の促進を行う。

これらの実施に際しては、外交政策上の必要性及び相手国との交流状況や、各国における日本文化・芸術に対する関心や文化施設等の整備状況等、現地の事情・必要性及び今後の動向を的確に把握するとともに、これまで基金の事業に参加したことがなかった人を含め対日関心層の拡大を図るため、一般市民への働きかけを強化する。また、日本国内外において、情報の収集やネットワーク形成を行い、効果的な事業の実施につなげる。

更に、平成 28 年 5 月の日仏首脳会談において実施が合意された大規模な日本文化行事「ジャポニスム 2018」については、基金が事務局に指定されているところ、本件事業を着実に実施する。実施に当たっては、日仏友好 160 周年の記念事業としての位置づけを十分意識しつつ、2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を見据え、地方の魅力を発信し、インバウンド観光の促進、和食・日本産酒類等日本産品の海外展開にも貢献するよう配慮する。

【中期計画】

ア 文化芸術交流事業の推進及び支援

文化や言語の違いを超えた親近感や共感を醸成し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与する。また、国を越えた専門家同士の交流や共同制作、共同作業を積み重ねることで文化・芸術の各分野で強固なネットワークを構築する。事業の実施に当たっては、外務本省や在外公館と連携して、外交との連動を十分に意識した事業展開を行うとともに、他の政府機関との役割分担に配慮しつつ、効果的かつ効率的に対日理解・関心を増進させることを目指す。

・公演等の実施又は支援

海外における対日関心の喚起と日本理解の促進を図るため、日本文化諸分野の専門家や芸術家による舞台公演等を実施又は支援する。実施に当たっては、インパクトと波及効果の大きい事業の実施に留意する。

・展覧会の実施又は支援

海外において効果的・効率的に日本理解の促進を図るため、日本国内外の美術館・博物館等との共催による日本美術・文化に関する展覧会の実施、基金が制作した巡回展セットの諸外国への巡回、海外で開かれる国際展への日本側主催者としての参加や、我が国の美術や文化を紹介する展覧会を実施する海外の美術館・博物館への支援を実施する。

・海外日本映画上映会の実施及び支援

日本映画の紹介による日本理解促進のため、海外において映画フィルム及び DVD・ブルーレイ等のデジタル上映素材を用いて、日本映画上映会を実施する。また、諸外国において日本映画を上映する映画祭・映画専門文化機関等を支援する。日本映画上映会の実施に当たっては、インパクトと波及効果の大きい事業の実施に留意する。

・放送コンテンツ等海外展開支援事業の実施

商業ベースでは我が国の放送コンテンツの放送が進まない国・地域（南アジア、大洋州、中南米、中東、東欧、アフリカ等）へ我が国のテレビ番組を提供し、それらの国・地域における我が国のテレビ番組の放送を促進する。なお、平成 29 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、「総合的な T P P 等関連政策大綱」（平成 29 年 11 月 24 日 TPP 等総合対策本部決定）の一環として措置されたことを踏まえ、本事業のために活用する。さらに、平成 30 年度補正予算（第 2 号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、これまでに獲得した放送枠を継続し、新たに生じた需要へ対応するために活用する。

・日中交流センター事業

未来志向の日中関係を築く礎となる、より深い日中間の青少年交流・市民交流の実現を目的として、中国の高校生を約 1 年間招へいする中国高校生長期招へい事業、中国の地方都市において市民が我が国の最新情報や日本人と接することのできる「ふれあいの場」の運営、日中両国の大学生が共同で交流イベントを企画・実施する大学生交流等を実施する。中国高校生長期招へい事業においては参加者の相互理解の促進を目指す。

・「ジャポニスム 2018」の実施

平成 28 年 5 月の日仏首脳会談において実施が合意された大規模な日本文化行事「ジャポニスム 2018」については、基金が事務局に指定されているところ、本件事業を着実に実施する。実施に当たっては、日仏友好 160 周年の記念事業としての位置づけを十分意識しつつ、2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を見据え、地方の魅力を発信し、インバウンド観光の

促進、和食・日本産酒類等日本産品の海外展開にも貢献するよう配慮する。

【留意点】

上記事業の実施に当たっては、以下の点に留意する。

- a. 外交上の重要性に基づき、実施地、対象層及び実施手段を的確に選択の上、事業の集中的な実施を検討する。
- b. 我が国と相手国との交流状況や、現地の事情・必要性及び今後の動向、相手国国民のニーズ（対日関心、日本文化に対する理解、文化芸術一般に対する関心の傾向等）や、文化交流基盤（劇場、美術館等文化交流関連施設や、専門家等人的資源の量的・質的水準等を総合的に考慮したもの）を的確に把握し、地域・国別事業方針に基づく事業を効果的に実施する。また、これまで基金の事業に参加したことがなかった人を含め対日関心層の拡大を図るため、一般市民への働きかけを強化する。
- c. 文化芸術交流事業の様々な手法を組み合わせた複合的・総合的な事業実施や、専門家同士の交流、共同制作、共同作業の実施により、より深い日本理解につなげる。
- d. 共催・助成・協力等多様な形態で他機関との連携を図ることにより、外部リソースを活用し、事業実施経費を効率化するとともに、文化交流を活性化する。
- e. 日本国内外において、文化芸術交流に関する情報を収集し、文化芸術交流の成果等に関する情報発信を的確に行う。専門家間の相互交流やネットワーク構築・国際的対話を促進することにより、基金事業も含め、国際文化交流を促進する。
- f. 日中交流センターの運営に当たっては、自己収入財源（政府出資金等の運用益収入等）により、青少年を中心とする国民相互間の信頼構築を目的とする事業の継続的かつ安定的な事業実施を図る。
- g. 事業効果を確認するためにアンケートを実施する場合は、5段階評価で中央値を除外した上位2つの評価を得た割合を評価対象とする。
- h. 文化遺産の保護の分野における国際貢献事業の実施に当たっては、海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成18年法律第97号）の着実な施行に配慮する。
- i. 「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」に資する事業の実施に配慮する。

【年度計画】

ア 文化芸術交流事業の推進及び支援

文化や言語の違いを超えた親近感や共感を醸成し、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与する事業、また、文化・芸術の各分野で強固なネットワークを構築するための、国を越えた専門家同士の交流や共同制作、共同作業型事業を、我が国の外交上の要請にも配慮しつつ、以下のように実施する。事業実施に当たっては、特に対日関心層の拡大に留意し、文化・芸術の各分野の事業を通じて海外における効果的かつ効率的な対日関心の喚起、対日理解の促進を図る。

・公演等の実施又は支援

日本文化諸分野の専門家や芸術家による舞台公演等を実施又は支援する。「『日本祭り』開催支援事業」を通じては、日本祭り等の日本関連イベントにおいてハイライトとなり得る日本文化紹介事業を実施する。主催公演事業については、インパクトと波及効果の大きい事業の実施に留意し、1公演あたりの平均来場者数500人を達成することを目標とする。

・展覧会の実施又は支援

海外における日本美術・文化に関する展覧会、基金が制作した巡回展セットの諸外国への巡回、海外で開かれる国際展への日本側主催者としての参加の諸事業を実施する。また、我が国の美術や文化を紹介する展覧会を実施する海外の美術館・博物館や、日本美術コレクションを有し、その有効活用のための基盤整備を必要とする欧米の美術館・博物館に対する支援を実施する。

・日本関連図書の海外紹介の実施又は支援

海外で開かれる国際図書展への参加や、日本語図書の外国語翻訳・出版を行う海外の出版社に対する支援を実施する。

・人物交流、情報発信等の実施又は支援

国際共同制作や人物交流等を含む双方向型、共同作業型の事業、並びに相手国の文化振興や文化交流の基盤整備等に資する国際貢献事業を実施又は支援する。また、日本文化や国際交流に関する情報発信や、学芸員等専門家の交流を推進し、公演、展示、出版等の事業企画につなげる。

・海外日本映画上映会の実施及び支援

海外において映画フィルム及び DVD・ブルーレイ等のデジタル素材を用いて、日本映画上映会を実施する。日本映画上映会の実施に当たっては、インパクトと波及効果の大きい事業の実施に留意し、主催事業については、1プロジェクトあたりの平均来場者数 1,600 人の達成を目標とする。

また、諸外国において日本映画を上映する映画祭・映画専門文化機関等を支援する。

・放送コンテンツ等海外展開支援事業の実施

商業ベースではわが国の放送コンテンツの放送が進まない国・地域（南アジア、大洋州、中南米、中東、東欧、アフリカ等）へ我が国のテレビ番組を提供し、それらの国・地域において我が国のテレビ番組を放送し、対日理解、日本理解の増進を図る。計 54 か国以上、のべ 400 番組以上の放送達成を目標とする。

・日中交流センター事業

未来志向の日中関係を築く礎となる、より深い日中間の青少年交流・市民交流の実現を目的として、中国の高校生を約 1 年間招へいする中国高校生長期招へい事業、中国の地方都市において市民が我が国の最新情報や日本人と接することのできる「ふれあいの場」の運営、日中両国の大学生が共同で交流イベントを企画・実施する大学生交流等を実施する。中国高校生長期招へい事業をはじめとした上記事業の実施を通じ、日中両国からの参加者の相互理解の促進を目指す。

・「ジャポニスム 2018」運営・実施

2018 年にパリを中心に開催が予定されている「ジャポニスム 2018」について、着実に準備・実施する。具体的には、事務局運営及び日仏の関係府省庁・関係機関・関係者との連携・調整を進めつつ、展覧会・舞台公演・映像・生活文化他様々な分野における諸事業企画の準備・実施に取り組み、また、2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会への繋がりを意識しつつ、広報を通じた「ジャポニスム 2018」に係る周知と好意的評価の獲得に努める。地方の魅力を発信し、インバウンド観光の促進、和食・日本産酒類等日本産品の海外展開にも貢献するよう配慮する。

また、米国及び東南アジアでの「ジャポニスム 2019」（仮称）の開催に向け、着実に準備を執り行い、一部事業について平成 30 年度内に開始する。

【主な評価指標】

【指標 1-1】 来場者・参加者の対日関心喚起、日本理解促進

(関連指標)

- ・主催文化芸術交流事業における報道件数
- ・来場者・参加者アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合

【指標 1-2】 公演来場者数 1 公演あたり平均 500 人以上（平成 27 年度の実績平均値 1 公演あたり 453 人）

【指標 1-3】 映画上映会来場者数 1 プロジェクトあたり平均 1,600 人以上（平成 24 年～27 年度の実績平均値 1 公演あたり 1,591 人）

(関連指標)

- ・主催事業実施件数（年度）（平成 24～27 年度の実績平均値 336 件）
- ・助成事業実施件数（年度）（平成 24～27 年度の実績平均値 266 件）

【指標 1-4】 放送コンテンツ等海外展開支援事業において、54 か国以上、のべ 500 番組以上の放映を達成する。（平成 29 年 1 月末実績 51 か国／のべ 200 番組）

【指標 1-5】 中国高校生長期招へい事業による参加者の相互理解の促進

(関連指標)

- ・日中交流センター事業の派遣・招へい人数（年度）（平成 24～27 年度の実績平均値 160 人）
- ・中国高校生長期招へい事業による被招へい者及び受入校アンケートの 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合

3-2. 業務実績

諸外国における日本の文化・芸術に対する関心を促進し理解を深めるため、全世界を対象に、様々なプログラムを通じて日本文化の多様な魅力を効果的に紹介した。とりわけ、日仏両政府の合意のもと日仏友好 160 年を記念してパリを中心に開催された日本文化・芸術の祭典「ジャポニスム 2018」においては、公式企画・特別企画（105 件）と参加企画（204 件）あわせて 350 万人以上の来場者・観客を得て、大きな反響を呼んだ。

また、周年や外交上の契機を捉えて各国で公演事業（10 개국 11 件）や企画展・国際展事業（3 개국 3 件）を実施。さらに、巡回展（54 개국・地域）や日本映画上映会主催事業（67 개국・地域）、放送コンテンツ等海外展開支援事業（53 개국・地域のべ 341 番組放送開始）、芸術家や日本文化諸分野の専門家の海外派遣助成事業（65 개국・地域 90 件）等を通じ、海外における対日関心の喚起と日本理解の促進に寄与する継続的な事業展開を安定的・効率的・効果的に行った。

（1）ジャポニスム 2018 事業

日仏友好 160 年にあたる 2018 年の 7 月から約 8 か月にわたり、フランス・パリを中心に開催された大規模な日本文化・芸術の祭典「ジャポニスム 2018」において、国際交流基金は事務局を務め、美術展、舞台公演、映画・テレビ、食や祭り、柔道、禅など様々な日本の芸術と文化を、古典から現代まで幅広く紹介し、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を前に、日本文化の多様な魅力をパリに、またパリを通して世界に向けて伝えるべく、事業の企画、運営、実施に当たった。

2016 年 5 月の日仏首脳会談において「ジャポニスム 2018」の実施が合意されて以降、2019 年 2 月の本事業終了までの 2 年半余りの間に、日仏の関係省庁・関係者からなる日仏合同委員会は計 12 回執り行われ、基本方針や枠組み等について両国で協議して意思決定を重ねたほか、各企画の策定・実施にあたって、それぞれに携わる日仏のアーティストや専門家が力を合わせた。このような両国間の協力を背景に、フランスのランドマークとも言えるエッフェル塔の特別ライトアップ企画や、世界各国から数多くの来場者を集めるルーブル美術館やポンピドゥー・センター等名立たる芸術機関との共催・協力による企画が実現した。公式企画・特別企画 105 件に加えて、「ジャポニスム 2018」の趣旨に賛同した団体・個人によって自主的に企画された日本関連の催し（参加企画）も計 204 件実施され、総計 300 件を超える企画は、パリの人口 214 万人を上回る約 353 万 3 千人の来場者・観客を集めた。

美術分野においては、1 か月間の短期開催にも関わらず 7 万 5 千人もの来場者を得た、欧州初の本格的な伊藤若冲展「若冲— <動植綵絵>を中心に」や、会期 4 か月の間に約 30 万 3 千人が訪れ、「2018 年にパリで開催された展覧会の観客数第 4 位」（テレマ誌）とランク付けされた「teamLab : Au-delà des limites（境界のない世界）」展、ルーブル美術館ピラミッド内における名和晃平氏の彫刻作品展示など、古典から最先端技術を駆使した現代アート作品まで 17 の企画を実施した。

舞台公演においては伝統芸能から現代演劇、エンタテインメント性の高い 2.5 次元ミュージカルや初音ミクのコンサートまで幅広いジャンルの公演事業を 36 件実施した。パリで 11 年ぶりに行われた松竹大歌舞伎公演は、俳優の演技の妙や歌舞伎の様式美に対する称賛の声が現地メディアを通じて報じられる等話題を呼んだ。また、能楽では、現地での能舞台の再現により、高いレベルの公演が実現。終演後には、フランスでの能楽普及への功績から、能楽師の野村萬氏、梅若実氏、浅見真州氏に対して仏芸術文化勲章が授与された。そのほか、日本舞踊公演に出演した、京舞井上流家元の五世井上八千代氏と地歌の二世富山清琴氏らに対しても、「ジャポニスム 2018」事業開催中に芸術文化勲章が授与されている。

映像分野では、1920 年代から 2018 年までの日本映画 100 年の歴史を、日仏の専門家が共同で選んだ 109 本の映画上映で迎える「日本映画の 100 年」を実施し、日本を代表する俳優陣、映画監督のほか、日仏の多くの映画人が連日ゲストトークに登壇して現地の映画ファンとの交流を深めた。また、一部

の作品はパリの他フランス国内4都市でも上映された。この他、河瀬直美監督の『Vision』や小栗康平監督作品『FOUJITA』といった、日仏双方のスタッフ、キャストにより制作された合作映画のフランス・プレミア上映を含め、計7件の映画・テレビ企画を行った。

その他、2晩で約40万人が鑑賞した「エッフェル塔特別ライトアップ<エッフェル塔 日本の光を纏う>」、パリ市内の庭園が家族連れで溢れかえり、週末3日で6万人入場の記録を立てた「『地方の魅力』—祭りと文化」や、パリ市内のレストラン等の協力を得て実施した「日本の食と文化を楽しむ」シリーズなど日本の生活文化をテーマとする交流企画や、柔道、茶道、文学等に焦点を当てた企画などを計27件行った。「ジャポニスム2018」の開幕直後に現地メディアは本事業を「日本文化のショーウィンドー」(ル・モンド紙)とたとえたが、食文化から伝統工芸、いけばな、禅文化に至るまで多彩なラインナップで幅広い年代の参加者を集めた。

なお、「ジャポニスム2018」の実施においては、インバウンド促進や日本産酒類・日本茶はじめ日本産品の海外展開にも配慮し、40を超える日本の地方自治体と連携して各種企画を実施した。具体的には、奈良の仏像や、日本各地の縄文土器・土偶をテーマとした展覧会等に加え、祭りや芸能、工芸、あるいは酒や日本茶等、日本各地に根差した地方文化や食文化も広く多く取り上げ、各地の文化に光を当てることにより、日本の多様な魅力を広めた。来場者からは「フランスとパリがイコールではないように、日本にも、東京、京都以外の、私たちがまだ知らない、魅力いっぱいのところが多いことを知った」といった声が聞かれた。

報道件数は、新聞、雑誌、テレビ、ウェブほか合わせて、日仏合計で1万件以上にのぼり、更には中国、ロシア、英国、米国、ブラジルなど日仏以外の国でもニュースが流れている。フランスを代表するル・モンド紙等でも特集が組まれたほか、主要各メディアは「日本は強い存在感を示している」(ル・フィガロ紙)、「これだけの日本文化の真骨頂が一同に会する機会は、今後長らくないだろう。これらの作品は日本でもほぼ見るできない」(テレマ誌)、などと報じた。

年間を通じて多種多様な文化行事が開催されるパリにおいても、日本からの一級の作品や文化人の参加はとりわけ注目を集めたが、パリ市立チュルヌスキ美術館で開催された「京都の宝—琳派300年の創造」のオープニングに際しては、本展のために初めて欧州へ渡った国宝『風神雷神図屏風』が評判となり、フランス全土で展覧会の模様が放送された。

また、皇太子殿下(当時)、安倍総理大臣、河野外務大臣はじめ多くの日本の要人が「ジャポニスム2018」の機会に訪仏。日仏トップレベルの交流の機会と場が生まれ、両国を中心に多数の報道がなされた。

来場者アンケートの結果では、96%が日本に親近感を感じ、85%が「日本文化をもっと知りたいと思った」と回答。フランスの政財界要人や有識者からは、「日本文化の精髓とその多様性を紹介するという目的は完璧に達せられた」、「文化関係のみならず、日仏関係全般に好影響をもたらした」といった声が聞かれ、また欧州内他国からフランスを訪れた日本研究者たちは、「過去に例がないほど多様性に富み、包括的で素晴らしい内容」、「今後自国での文化イベントに関わる際の参考にしたい」、「これと同等の水準は難しいにしても、日本文化紹介企画を持続的に促進し、『ジャポニスム2018』が焼き付けた強烈で鮮明な記憶を絶えず新たにしなければならない」などと評した。

このように「ジャポニスム2018」は、国同士の合意を踏まえ、文化的な受容力と世界への影響力の高い地、パリを舞台に、幅広く質の高い事業を多数、集中的に実施することで大きな社会的インパクトを創出した。また日仏の、更には他国も含めた多くの様々な関係者や関係機関を巻き込むことにより、事業効果を相乗的に拡大し、個人や機関の間に、将来の交流促進に繋がる新しい結びつきを生み出した。なお、「ジャポニスム2018」に続く「Japan 2019」事業が2019年3月に米国で開幕している。

(2) 公演等の実施又は支援

周年や外交上の契機を捉えて 10 か国において 11 件の公演事業を実施した。そのうち、外務省戦略的対外発信重点対象国における「日本祭り」開催支援事業は、平成 30 年度は米国、カナダ、アルゼンチン、インドネシア、スウェーデン、ロシアの 6 か国（計 12 都市）を対象国とし、日本から現地ニーズに沿って専門家や芸術家を派遣。各地で開催されたそれぞれの日本祭りのハイライトとなる公演事業を実施し計 5 万 8 千人以上の来場者を得て、日本の多様な魅力を集中的・多角的に紹介した。

主催公演事業としては、4 か国 7 都市においてインパクトと波及効果の高い事業 4 件を実施し、総計 1 万 1 千人以上の来場者を得た。

また、65 か国・地域への芸術家や日本文化諸分野の専門家の派遣事業 90 件に対して助成を行い、併せて、北米と欧州地域の 10 か国における日本の舞台芸術公演や共同制作公演 16 件に対しても助成を行った。

主たる公演等実施・支援の事例は以下のとおり。

ア. 全米桜祭りオープニング公演（日本祭り開催支援事業）

平成 30 年度のフランスにおける「ジャポニスム 2018」に引き続き、日本の文化と芸術を海外に向けて集中的に発信する取り組みとして米国で実施する「Japan 2019」の皮切りとして、毎年ワシントン D. C. で開催され、日米の友好親善関係の象徴的催しとして米国の市民に親しまれている「全米桜祭り」に合わせ、今回は、バイオリニスト・川井郁子&和楽器アンサンブル、望月ゆうさく（Mochi）、[2.5 次元ミュージカル]“Pretty Guardian Sailor Moon” The Super Live の 3 組のアーティストを派遣した。全米桜祭り開会式においてパフォーマンスを行って 4 千人を超える観客から喝采を浴びたほか、単独公演やワークショップも実施し、米国の一般市民と直接的な交流を図るとともに、幅広いジャンルの日本文化を紹介した。アンケートに回答した来場者の 98%から「有意義」以上の評価を得、93%が対日理解促進や対日関心増加に繋がったと評している。

イ. ジャカルタ日本祭り・音楽フェスティバル（日本祭り開催支援事業）

日本インドネシア国交樹立 60 周年を記念し、第 10 回ジャカルタ日本祭りに来場する若者を主な対象として、同日程・同会場にて音楽フェスティバルを開催し、J-POP のミュージシャン 3 組を派遣した。多くのアニメのテーマソングで知られるスキマスイッチ、代表曲「未来へ」がインドネシア語で親しまれている Kiroro、JKT48 と共演した AKB48（12 人）と、インドネシアでも極めて人気の高いグループが登場し、現地アーティストとの共演を含むコンサートを披露したことにより、例年以上に話題を集め、2 日間で 2 万 7 千人以上の来場者を得た。

ウ. 山海塾・東京ゲゲゲイ中国公演（主催公演）

日中平和友好条約締結 40 周年にあたる 2018 年は、舞踏グループ・山海塾とアーティスト集団・東京ゲゲゲイによるダンス公演をそれぞれ中国国内 2 都市（上海・北京）で行った。

山海塾公演は、日本発の舞踊表現である舞踏を、中国で初めて本格的な大型公演の形で紹介する機会となった。また、ストリート・ダンスの分野で高い評価を得ている東京ゲゲゲイは、今回の公演に中国のダンサーを起用して新作を発表した。いずれも現地の舞台芸術関係者とのネットワーク構築を促進したことに加え、アンケート回答者のうち約 90%が鑑賞後に肯定的対日観が増したと回答しており、日中友好の記念にふさわしい事業となった。

エ. ミャンマー国立交響楽団・邦楽奏者によるコンサート（主催公演）

国際交流基金ヤンゴン日本文化センターの開設記念に、邦楽奏者とミャンマー国立交響楽団によるコンサートを、ヤンゴン及び首都のネーピードーで開催。ネーピードー公演はアウン・サン・ス

ー・チー国家顧問が出席し、その模様は現地国営テレビでライブ中継された。

ミャンマー国立交響楽団に対しては、平成 26 年度より 5 年間、ASEAN オーケストラ支援の枠組みで技術指導等の支援を行っており同楽団は年々活躍の場を広げているが、今般の邦楽奏者との共演は、両国の友好関係を聴衆に強く印象付ける絶好の機会となった。アンケート回答の 98%が「大変有意義」または「有意義」な事業と肯定的な評価となっている。

(3) 展覧会の実施又は支援

2 か国 2 都市において 2 件の企画展事業を実施したほか、17 か国における日本の美術・文化を紹介する展覧会等 28 件に対して助成を行った。また 54 か国・地域に巡回展 19 セットを巡回し、1 件の国際展に参加した。加えて、欧米 2 か国 4 都市の 4 美術館に対して基盤整備のための支援を行った。また、米国における「Japan 2019」の公式企画の一つである「『源氏物語』展 in NEW YORK ～紫式部、千年の時めき～」がニューヨークのメトロポリタン美術館にて 2019 年 3 月に開幕したほか、クリーブランドで予定されている「神道：日本美術における神性の発見」展や、ワシントン DC およびロサンゼルスで開催される「日本美術に見る動物の姿」展の準備を進めた。

ア. 第 16 回ヴェネチア・ビエンナーレ国際建築展参加（国際展）

世界的に注目度の高いヴェネチア・ビエンナーレでは国際美術展と国際建築展が隔年交代で開催されており、国際交流基金は両展の国別参加部門の日本館展示を継続的に主催している。2018 年の国際建築展では、建築家の貝島桃代他のキュレーションにより、日本館では「東京発 建築民族誌 — 暮らしのためのガイドブックとプロジェクト」展を実施し、来場者は 17 万 3 千人を超えた。国内外での報道も 109 件に上っている。

イ. 「妖怪：想像のイコノグラフィー 日本の超自然的イメージの起源としての百鬼夜行」スペイン展（企画展）

日本スペイン外交関係樹立 150 周年にあたり、マドリードの王立サン・フェルナンド美術アカデミーにて妖怪をテーマにした企画展を実施した。湯本豪一氏旧蔵の日本最大の妖怪コレクション（広島県三次市所蔵）より、百鬼夜行絵巻を中心に、浮世絵、錦絵、着物、帯、根付、印籠、武具、焼き物等 82 点を紹介。連続講座やガイドツアーも人気を博し、2 か月で 1 万 4 千人近くの来場者を得た。スペインで最大発行部数を誇る EL PAIS 紙が大々的に本展について取り上げたほか、アート専門紙や各種メディアにて広く報道され、対日関心の増加に寄与した。

ウ. 「近くへの遠回りー日本・キューバ現代美術展」日本帰国展（企画展）

2018 年 3 月～4 月に国際交流基金が主催した、キューバでは初となる日本の現代美術のグループ展「近くへの遠回り」の帰国展を、東京で開催した。また、展覧会に合わせてキューバ側のキュレーターとアーティストを日本に招へいし、トーク・イベントを併催。新聞、テレビ、雑誌でも紹介され、12 日間の会期中の来場者数は 9 千人を超え、日本国内における国際文化交流の理解促進に資する事業となった。

エ. 巡回展

広く全世界に向けた継続的な事業展開として、陶芸・工芸・日本人形など日本の伝統美を紹介する展覧会から、現代美術・写真・建築・デザインなど現代の日本を伝える展覧会まで、多岐にわたる 19 セットの巡回展を世界 54 か国・地域の 91 都市で開催し、合計 41 万 4 千人を超える来場者を記録した。アンケート回答者の 93%から「有意義」以上の評価を得た。

オ. 美術館基盤整備支援

平成 30 年度も前年度に引き続き、米国の美術館 3 館及び英国の美術館 1 館の計 4 館に対し、各館が保有する日本美術コレクションの有効活用ほか、日本美術紹介に必要な基盤を整えることを目的として、スタッフの拡充強化等について支援を行った。たとえば支援先の一つである米国サンフランシスコ・アジア美術館からは、本支援を受けて日本人学芸アシスタント 1 人を新規雇用し、2019 年から 2020 年にかけて意欲的に複数の日本美術展を計画している等具体的な成果が既に上がりはじめているとの報告を受けている。

カ. 「Japan 2019」における企画展

米国における「Japan 2019」開幕事業の一つとして、2019 年 3 月より米国ニューヨークのメトロポリタン美術館にて『源氏物語』展 in NEW YORK ～紫式部、千年の時めき～」が開幕（会期 2019 年 6 月まで）。ワシントン・ポスト紙が、「紫式部の名作に対する千年以上にわたる日本人の反応を伝える大規模展覧会。物語にまつわる書、絵本、屏風絵、仏像や仏典、刺繍の施された着物、楽器、漆器、ゲーム、浮世絵、現代のマンガなど、この展覧会は最初から最後まで至極の楽しみに満ちている」と評すなど、開幕早々から大きな反響を集めている。このほか、クリーブランドで予定されている「神道：日本美術における神性の発見」展や、ワシントン DC およびロサンゼルスで開催される「日本美術に見る動物の姿」展の準備を着実に進めた。

(4) 日本関連図書の海外紹介の実施又は支援

8 か国で開催された国際図書展 8 件に日本ブースを出展した。合計 21 万人近い来場者が日本ブースを訪問し、アンケート回答者の 92%から「有意義」以上の評価を得た。必ずしも日本への関心が高くない人々も多数集まる国際図書展の集客力を活かし、図書ブース出展にとどまらず、折り紙ワークショップ、書道デモンストレーション等日本文化に気軽に触れる機会も提供した。

また、人文・社会科学分野の日本の書籍を翻訳出版する海外の出版社に対する助成事業を平成 30 年度も継続。18 か国で 22 件の助成を行い、全助成対象書籍の発行部数は総計 5 万 9 千部を超えた。国際交流基金が特に外国語翻訳を推奨する図書としてタイトルを挙げ、30 年度に助成を受けて米国で翻訳・出版された書籍のうち、多和田葉子著『献灯使』の英訳本は、米国で最も権威ある文学賞の一つ、第 69 回全米図書賞翻訳部門を受賞した。また、村田沙耶香著『コンビニ人間』英訳本は、雑誌（電子版）『ニューヨーカー』において 2018 年最優秀作品の一つに選ばれ、また複数の文学賞にノミネートされた。

(5) 人物交流、情報発信等の実施又は支援

文化・芸術分野の国際的な人的ネットワーク構築と人材育成の促進のため 5 件の専門家等交流事業を実施した。

学芸員交流事業は、過去の被招へい者が帰国後日本人アーティストを起用した展覧会を企画するなどの成果を上げているが、平成 30 年度は、公益財団法人石橋財団の寄付金を受けて「石橋財団・国際交流基金 現代美術キュレーター等交流事業」を実施。若手の現代美術専門のキュレーターを米国、英国、ドイツ、ポーランドから計 10 人、10 日間日本に招へいし、国内の美術館、ギャラリー、作家スタジオ等を訪問。日本の作家、キュレーター、コレクター等と意見交換を行い、ネットワーク構築の機会を提供した。

同様の専門家同士の交流事業を舞台芸術分野においても実施し、米国とカナダから計 4 人の舞台芸術専門家を招へいた。被招へい者たちは日本滞在中、古典からコンテンポラリーまで日本の舞台芸術作品を集中的に鑑賞するとともに、国内の演劇祭やダンス・フェスティバル、また劇場など

の文化施設を訪問して情報収集とネットワーク形成を行った。

また、2件の情報発信事業により、世界に向けて日本の文化芸術分野に関する情報提供を行った。日本の舞台芸術情報を海外に発信し、舞台芸術分野の国際交流を促進することを目的としたウェブサイト「パフォーミング・アーツ・ネットワーク・ジャパン」を運営し、アーティストインタビュー等で構成される新規記事を年間9号発行した。伝統芸能から現代演劇、コンテンポラリーダンスまで様々なジャンルの日本の舞台芸術を紹介し、85万4千以上のアクセスがあった。

(6) 文化協力を通じた国際貢献事業

2016年4月に発生したエクアドル地震で現地博物館が被災したことをうけ、防災を意識した文化財の展示・保管における有効な実践方法の指導と技術移転を目的として専門家を派遣した。現地では、被災した博物館所属の専門家らと共に、「日本における文化財の活用と保存：エクアドル人専門家の考察」をテーマに座談会を開催した。

(7) 海外日本映画上映会の実施及び支援

映像分野では、基金が保有するフィルムライブラリー所蔵作品及びブルーレイ等のデジタル素材を有効活用し、67か国・地域で「日本映画上映会主催事業」を実施した。合計約12万3千人の観客に日本の歴史・文化・社会の諸相を鮮明に伝え、アンケート回答者の約95%から「有意義」以上の評価を得た。

特に、ロシアでは、日露2国間の人的交流の拡大策の一つとして両国首脳の合意により実施が決定した「ロシアにおける日本年」の機会を捉え、「ロシアにおける日本年 日露映画交流事業」として、8都市で、日本映画祭を行った。現地でも知名度の高い小津安二郎や黒澤明の作品だけでなく、日露合作の新作映画やアニメ作品も上映したほか、日本から映画監督を派遣し現地の日本映画ファンとの交流の機会を創出し、本事業全体で約2万2千人を動員した。加えて、ロシア人俳優の登壇により、ロシアの主要チャンネルの一つである「第1チャンネル」、文化チャンネル「ロシア-K」等による現地での報道につながった。

また、日中平和友好条約締結40周年記念事業として、映画を通じて互いの文化への理解、関心を深めるとともに、日中の映画関係者の相互交流を促進することを目的に、日中計14都市で互いの映画を上映し、合計2万2千人以上の集客を得た。

その他、劇映画1作品のDVDを新たに全世界の基金海外事務所および在外公館に配布し、これまで送付済みのDVD等や海外フィルムライブラリーを活用した日本映画上映会には計約8万2千人が来場した。

(8) 放送コンテンツ等海外展開支援事業の実施

平成26年度補正予算、平成27年度補正予算および平成29年度補正予算（第1号）により追加的に措置された「放送コンテンツ等海外展開支援事業」により、南アジア、大洋州島嶼部、中南米、東欧、中東、アフリカ等の海外テレビ局に対し提供した日本のテレビ番組について、今次中期目標期間においてこれまでに100か国・地域を超える広域において、のべ1,200番組以上が放送されているが、そのうち平成30年度は、53か国・地域にてのべ341番組が放送された。多種多様な番組が放送されることにより、各国一般市民の対日理解の増進を図ることができた。海外の放送局からは「日本のテレビ番組を初めて見たという声が多かった」「ドキュメンタリー番組をとおして日本人の働き方が分かった」「初回放送が好評だったため、より多くの視聴者が見込める夏休み期間に再放送を予定している」などの反響があり、日本文化に触れる機会が限られている国・地域において日本文化紹介の一翼を担

う事業と言える。

加えて、これまで商業ベースで日本のコンテンツが放送されにくかった本事業対象国・地域への番組提供から放送実現までのプロセスを通じて得られた海外での放送反響、番組購入への関心や、番組放送に関わる商習慣、各放送局の特徴等、今後の日本の放送コンテンツ市場の開拓に有益な情報を日本のコンテンツホルダーに還元し、将来的な商業的海外展開への基盤整備の一助とした。

また、平成 30 年度補正予算（第 2 号）により追加的に措置された運営費交付金を用いて行う事業については、提供候補番組選定のプロセスを開始した。

（9）日中交流センター事業

未来志向の日中関係を築く礎となる、より深い日中間の青少年・市民交流の実現を目的として、以下の事業を実施した。

ア．中国高校生長期招へい事業

日本語を学習している中国高校生に約 11 か月間、日本の高校に留学する機会を提供しているが、平成 30 年度は、12 期生 30 人・13 期生 26 人を招へいた。生徒たちは日本各地でホームステイや寮生活をしながら高校生活を送り、日本社会や文化への理解を深め、第 12 期生の 100%が本事業を有意義であったと回答した。同時に、高校のクラスメート・学校関係者・ホストファミリー等にも中国理解の貴重な機会となっており、受け入れ校の 84%、ホストファミリーの 82% が本事業を「非常に有意義」または「有意義」と回答している。

また本事業を高く評価する在京中国大使館教育処との共催により、長年生徒の受け入れに協力してきた学校の校長を対象に短期訪中事業を実施した。これは中国側が大半の経費を負担し招へいするので、平成 30 年度は 16 人の校長・副校長が北京・天津を訪問し、中国の高校教育現場を視察し、かつて受け入れた生徒との再会を喜んだ。

本事業ではこれまでに 390 人のプログラム卒業生を輩出して来たが、進学・就職等のために再度長期来日する者も多く、その数は計 185 人（2019 年 4 月現在）と卒業生の 4 割を超える。社会人となった者の中には中国外交部へ就職した者も含まれるなど進路も多彩である。

2018 年 7 月にはフォローアップのため、関東圏にいる卒業生を対象とした卒業生交流会を実施した。卒業生は、中国各地の「ふれあいの場」の交流活動に積極的に協力したり、後輩にあたる来日中の生徒にアドバイスをしたり、自ら日中学生交流活動を企画・実施する等、その多くが進学・就職後も日本との交流を継続している。

イ．中国各地に設置した「ふれあいの場」の運営

中国の地方都市において、中国国内機関と共同で「ふれあいの場」を設置し、日本の最新コンテンツの閲覧・視聴を通じ、今の日本を体感できる場を提供している。新規設置を希望する声に応え、平成 30 年度は、福建省のアモイ大学嘉庚学院と広西チワン族自治区の広西師範大学の 2 か所に新設した。また移設のため一時閉鎖していた南京ふれあいの場は、南京師範大学との合意書締結に至り、中国全土に合計 17 か所となった。

運営面では実務担当者を対象にした研修を 7 月にハルビンで実施し、各所の横連携を図った。また、平成 29 年度に引き続き、ボランティアで運営に携わる学生の代表 1 人ずつを日本に招へいして訪日研修を実施した。「ふれあいの場」の諸活動や大学の日本語授業をサポートする人材を配置する「ふれあいパートナーズ」事業では、ハルビン及び済南の第 2 期 2 人が終了し、新たに第 3 期 2 人を貴陽と南昌に長期配置した。また、公募で選抜された日本の大学生グループが約 1 週間中国「ふれあいの場」に赴き、現地大学生と共に日本文化や日本語を紹介するイベントを創る事業を、平成 30 年度は 8 件実施したほか、「ふれあいの場」3 か所で実施した「日本企業文化紹介セミナー」では、高校生長期招へいの OG が講師として日本での就職活動や勤務経験を語るなど、年間を通じて様々な日中交流イベント

を開催し、日中間の特に若い世代の相互理解を促進した。

ウ. 交流ネットワークの促進

平成 25 年度から引き続き、日中の大学生が企業訪問や対話を通じて相互理解を深める合宿型交流事業「リードアジア」を日中学生交流連盟との共催で実施した。ビジネス・インターン・就職等の要素を取り入れて、幅広い学生の関心を引き付け、平成 30 年度は過去最大の 44 人の日中の大学生が参加した。

また、平成 29 年度に引き続き、公益財団法人かめのり財団との共催で「日本高校生短期訪中事業」を実施した。平成 30 年度は、「中国高校生長期招へい事業」受入校からの参加者に加え、初めて参加者公募を行い、14 人の高校生と 3 人の教員が杭州・蘇州・北京を訪問。ホームステイや中国高校生の派遣元校である杭州外国語学校・蘇州外国語学校訪問を通じて交流を深めた。

(10) 在外事業

23 か所の海外事務所において、その施設やネットワーク等を活用して、現地ニーズに機動的に対応し、合計 798 件の在外事業（文化芸術交流分野）を実施。総計約 112 万 9 千人の来場者を得た。各国において公演、展示、映画上映、講演、ワークショップなど様々な事業を実施し、アンケート回答者の 95%から「有意義」以上の評価を得た。

とりわけ平成 30 年度は、中南米諸国との外交周年に対して、中南米および北米所在事務所が現地の要請に応じて、在外公館とも連携しながら、各事務所の持つネットワークとリソースを活かして効果的に事業を実施した。

具体的には、ブラジルにおける日本移民 110 周年事業の一環として、三島由紀夫をテーマとした複合的文化事業（映画、文学、舞台公演）を実施し、各種メディアで取り上げられた。また、日本・エクアドル外交関係樹立 100 周年を記念して、ニューヨーク事務所が主導してロサンゼルスを拠点に活動を続ける太鼓演奏家、影山伊作氏を中心とした太鼓グループをエクアドルに派遣し、ロハ国際文化祭に日本を代表して出演した。さらに、日墨外交関係樹立 130 周年記念としては、現地で最も権威のある劇場であるベジャス・アルテス宮殿にて邦楽グループの WASABI による公演を実施。約 1.8 千人の劇場観客に加えて、パブリック・ビューイングおよびインターネット配信により、会場外、地方での観客約 1 万 5 千人にも日本文化に親しむ機会を提供した。

3-3. 指摘事項への対応
<p><前年度評価結果></p> <p>【課題と改善方策】</p> <p>ア. 引き続きより適切な PDCA サイクルやアウトプット・アウトカム指標の確立に努めるとともに、特に外交政策との連動や高い広報効果を追求した文化事業の実施が期待される。</p> <p>イ. 「ジャポニズム 2018」を着実かつ成功裏に実施し、米国及び ASEAN 諸国での「ジャポニズム 2019」（仮称）に円滑につなげるとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への機運醸成に寄与することが期待される。</p> <p>ウ. 「放送コンテンツ等海外展開支援事業」については、引き続き対日理解の促進、親日感醸成を主な目的とし、途切れることなく事業を行い、先行マーケティングとしての貢献をすることが重要。特に平成 29 年度補正予算により追加的に措置された運営費交付金の一部については、「総合的な TPP 等関連政策大綱」の一環として措置されたことを踏まえ、適切な事業効果を上げることが重要。また、補正予算での措置であるため、各年度の目標には一定程度の変動が見られるが、事業効果を適切に測</p>

ることも求められる。

＜前年度評価結果反映状況＞

- 第4期中期目標・計画に新たに盛り込まれた定量的な指標を基準として、特に主要な事業に関しては年度途中で随時、指標達成に向けた各事業の貢献度を確認し、PDCAサイクルの促進を図った。
- 外交政策と連動し、各国政府要人が出席する式典において、国際交流基金の専門性を活かした質の高い公演事業を機動的に実施することで、現地メディアでの報道につながり波及効果の高い文化事業を実現した。
- 「ジャポニスム 2018」においては、公式企画・特別企画（105件）と参加企画（204件）あわせて350万人以上の来場者・観客を得た。また、2019年3月には米国における日本博「Japan 2019」の皮切りとして、『源氏物語』展を開幕し、全米桜祭りではオープニング公演を主催した。
- 「放送コンテンツ等海外展開支援事業」については、在外公館と連携し、海外放送局に対して継続的にフォローアップを行い、TPP参加国であるメキシコや、EU市場のクロアチアやスロベニア等を含む53か国・地域において300以上の番組が放送され、各国一般市民の対日理解促進、日本理解の増進を図ることができた。

3-4. 自己評価

＜評定と根拠＞

評定 S

根拠：

【量的成果の根拠】

3つの定量指標のうち、【指標 1-2】、【指標 1-3】、【指標 1-4】について目標値の120%以上を達成し、とりわけ【指標 1-2】については目標を大きく上回る190%を超える大幅達成となった。また、【指標 1-3】についても年度目標を上回る149%を達成している。

【質的成果の根拠】

- ・定性指標【指標 1-1】については、関連指標「来場者・参加者アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を図る項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合」が86%に達したことに加え、以下に示すように、重要国における外交上重要な機会への対応と広く全世界に向けた事業展開を効果的に組み合わせることで成果を上げたことから、目標を達成していると認められる。

ア. 重要国における外交上重要な機会への対応

「ジャポニスム 2018」においては企画・実施の中核を担う事務局として、政策要請に機動的に対応し、実施決定から2年間という短期間の間に100を超える公式企画を立案したことに加え、参加企画というかたちで多くの賛同者を得て、最終的に350万人を超える来場者・観客を集めた。

パリでは年間を通じて多種多様な文化行事が開催され、世界中から一級の芸術を求めて多くの来訪者が訪れるが、本事業は現地の期待に応え、日本からの一級作品や文化人が数多く参加することでメディアからも大きな注目を集めた。

「ジャポニスム 2018」は、世界への発信力の高いパリを舞台に、幅広く質の高い事業を多数、集中的に実施することで大きな社会的インパクトを与え、報道件数は、新聞、雑誌、テレビ、ウェブほか合わせて、日仏合計で1万件以上にのぼり、更には中国、ロシア、英国、米国、ブラジルなど日仏以外の国でも報道がなされるなど大きく取り上げられた。また関係した専門家や機関の間に、一過性のものに留まらない、将来の一層の交流促進に繋がる新しいネットワークをレガシーとして残した。

また、日中平和友好条約締結40周年や、スペイン外交関係樹立150周年等の外交上重要な機会に、

現地のニーズを踏まえながら日本のプレゼンス向上に資する本格的な文化事業を行った。このうち、中国については山海塾と東京ゲゲゲイの2件のダンス公演を行ったが、いずれの公演も、事後アンケートでは、約90%が鑑賞後に肯定的対日観が増したと回答している。

この他、6か国を対象に実施した「日本祭り開催支援」プログラムでは、米国において日本の文化と芸術を発信する「Japan 2019」の皮切りとして、「全米桜祭り」に3組のアーティストを派遣したほか、各国の合計で来場者数5万8千人以上、来場者アンケートにおいては有意義とする回答98%を得た。

イ. 広く全世界に向けた事業展開

放送コンテンツ等海外展開支援事業においては、放送素材提供後も在外公館や国際交流基金海外事務所と連携を密にし、海外テレビ局に対して放送実現にむけての支援を継続することで、53か国・地域においてのべ約350の多種多様な番組が放送された。

商習慣や言語等の違いから民間企業の進出が必ずしも容易ではない地域に対し、国際交流基金海外事務所ならびに在外公館のネットワークを駆使し番組を提供し、得られた反響をコンテンツホルダーに還元。以前より関心があったものの、なかなか進出が難しかった国に対し、本事業を通じて番組を提供し、現地の反応を得られることについて、感謝や今後の展開についての意欲的な声が寄せられており、本事業が日本のコンテンツホルダーの海外展開への興味を喚起し、先行マーケティングとして機能しつつあることが窺える。

TPP参加国であり、日本企業の進出が著しいメキシコでは、日本文化に対する関心の一層の高まりから、放送局側より日本の番組に特化した放送時間帯を設けるといった意欲的なアイデアが出されるなど、発展的な成果も出ている。

また、巡回展事業においては、陶芸・工芸・日本人形など日本の伝統美を紹介する展覧会から、現代美術・写真・建築・デザインなど現代の日本を伝える展覧会まで多岐にわたる19セットの巡回展を世界54か国・地域、91都市にて開催し、計41万4千人を超える来場者を得た。日本文化に触れる機会が限られている中東・アフリカ地域においては、東北の風土、人、暮らしを紹介する写真展をコートジボワール、エジプト、レバノンの計6都市で開催し、東北の魅力を伝えた。

- ・定性指標【指標1-5】については、中国高校生長期招へい事業の12期生、13期生の受入事業が着実に実施され、関連指標「中国高校生長期招へい事業による被招へい者及び受け入れ校アンケートの5段階評価で上位2つの評価を得る割合」が92%に達したことに加え、在京中国大使館教育処との共催により、中国の高校生を長年受け入れてきた受入れ校の校長を対象とする短期訪中事業を実施した。日中双方の相互理解のさらなる進展が図られたことから、目標を達成していると認められる。

以上の成果をふまえ、所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

【課題と対応】

ア. 大型事業への重点化にあたっては、企画の質の向上のため、組織内に実際的なノウハウの蓄積や対外的なネットワークの強化への取り組みを課題としていたが、「ジャポニスム2018」の事務局を担うことで、ネットワークを更に広げ、「Japan 2019」実施にむけてその知見を活かしている。

イ. 日本映画上映会については、平成30年度より、一部作品のDCP(デジタル・シネマ・パッケージ)による素材提供を開始した。プリント(フィルム)、DCPによる名作上映、ブルーレイ・レンタルパッケージによる新作・近作の紹介など、映像メディアの多様化や幅広いニーズに対応した運営方法について、引き続き、検討を進める。

- ウ. 放送コンテンツ等海外展開支援事業については、在外公館との連携のもと、海外テレビ局への番組提供に関する合意書締結後も、海外テレビ局とのコミュニケーションを緊密にし、放送実現にむけての支援及び現地での放送反響のフォローを適切に行うことに努めている。
- エ. 日中交流センター事業では、低金利による運用益減少に対応するべく、本事業への理解者・協力者を増やし、外部資金の導入や外部との連携を引き続き強化した。

3-5. 主務大臣による評価

<評定と根拠>

評定

根拠：

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

<予算額と決算額の主な差異について>

一部事業の実施が翌年度以降となったため等

独立行政法人国際交流基金 平成 30 年度評価 項目別自己評価書
 (国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 2	海外における日本語教育・学習基盤の整備
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－1－4 国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際交流基金法第 12 条
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 将来にわたり各国・地域において日本語教育が自立的・継続的に行われる基盤整備を行う事業であり、諸外国の教育省や日本語教育中核機関と連携して日本語普及を行うことができる機関は基金の他になく、かつ、その中長期的効果は大きいため。
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度事前分析表、行政事業レビューシート番号とも未定

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
(ア) 海外の日本語教育環境の整備関連の指標								
【指標 2－1】日本語教育機関支援（助成）の実施国数	計画値	年間 81 か国以上	81 か国	81 か国	81 か国			
	実績値			89 か国	93 か国			
	達成度			110%	115%			
【指標 2－2】日本語教育機関支援（助成）の件数	計画値	年間 226 件以上	226 件	226 件	226 件			
	実績値			568 件	547 件			
	達成度			251%	242%			
【指標 2－3】基金海外事務所の主催／助成事業件数	計画値	年間主催 202 件／助成 336 件以上	主催 202 件／助成 336 件	主催 202 件／助成 336 件	主催 202 件／助成 336 件			
	実績値			主催 230 件／助成 383 件	主催 230 件／助成 369 件			

	達成度			主 催 114%/ 助 成 114%	主 催 114%/ 助 成 110%			
【指標2-4】日 本語教師研修の 参加者数	計画値	年 間 11,311 人以上	11,311 人	11,311 人	11,311 人			
	実績値			12,021 人	12,315 人			
	達成度			106%	109%			
海外事務所主催 事業参加者数			100,869 人	103,419 人	101,145 人			
日本語学習者数 (海外日本語教 育機関調査)			2015年 調査結 果速報 値 3,651,7 15人	2015年 調査結 果 3,655,0 24人	2015年 調査結 果 3,655,0 24人			
さくらネットワ ークメンバー数 /国数			284 団 体 / 91 か国	288 団 体 / 92 か国	292 団 体 / 93 か国			
日本語専門家派 遣ポスト数			平成 24 ~27年 度の実 績平均 値 143 ポスト	140 ポ スト	136 ポ スト			
看護師・介護福祉 士候補者日本語 予備教育の参加 者数			平成 24 ~27年 度の実 績平均 値 864 人	1,295 人	1,303 人			
事業参加者・助成 対象機関・専門家 派遣先等アンケ ート「有意義度」 項目の5段階評 価で上位2つの 評価を得る割合				99%	99%			
研修事業参加者 アンケート「日本 語教授法への理				99%	100%			

解向上」「学習意欲向上」項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合								
(イ) 海外における日本語教授法及び評価の充実関連の指標								
【指標2-5】日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトのアクセス数	計画値	年間 24,190, 680件	24,190, 680件	24,190, 680件	24,190, 680件			
	実績値	680件以上		29,468, 235件	31,820, 651件			
	達成度			122%	132%			
【指標2-6】日本語教材「まるごと」使用国/販売部数	計画値	中期目標期間	49か国 /	50,000部	50,000部			
	実績値	中52か国 /	33,195部	53か国 /	55か国 /			
	達成度	200,000部以上		66,859部	70,963部			
【指標2-7】日本語能力試験実施国/都市数	計画値	年間65か国 211都市以上	年間65か国 211都市	82か国 242都市	85か国 249都市			
	実績値			80か国 239都市	85か国 249都市			
	達成度			国数100%/ 都市数100%* (中期目標に対しては国数123%/ 都市数113%)	国数100%/ 都市数100% (中期目標に対しては国数131%/ 都市数118%)			
【指標2-8】eラーニングの登	計画値	中期目標期間	6,141人	12,000人	37,000人			

* 治安情勢の悪化等、真にやむをえない事情により実施が不可能となった3都市は除外。

録者数	実績値	中 20,000 人以上	(2016 年12月 末時点)	22,502 人(2018 年3月 末時点 の累計 登録者 数 33,031 人)	62,474 人			
	達成度			188%	169%			
日本語能力試験 収支バランス				受験料 収入 1,032,1 89千 円、支出 807,321 千円	受験料 収入 1,122,2 44千 円、支出 759,371 千円			
日本語能力試験 海外受験者数			平成24 ~27年 度の実 績平均 値 452,056 人	580,704 人	644,144 人			

<目標水準の考え方>

○以下の指標については、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指す考えから、前期実績の年間平均以上を数値目標として設定。

- ・日本語教育機関支援（助成）の実施国数
- ・日本語教育機関支援（助成）の件数
- ・基金海外事務所の主催／助成事業件数
- ・日本語教師研修の参加者数
- ・日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトのアクセス数
- ・日本語能力試験実施国／都市数

○平成25年度より販売開始された日本語教材「まるごと」については、平成25年度～27年度の実績平均を上回る数値目標とする。

○平成28年度より開始されたeラーニングについては、平成28年12月末時点の登録者数を上回る数値目標とする。

<目標達成に影響を及ぼす外部要因>

○各国・地域の教育制度の変更などに影響を受ける可能性がある。

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和2年度	令和3年度
予算額（千円）	5,747,734	7,437,841			
決算額（千円）	5,202,715	5,182,794			
経常費用（千円）	5,270,430	5,262,243			
経常利益（千円）	224,063	316,891			
行政サービス実施コスト （千円）	4,196,142	4,368,698			
従事人員数	47	50			

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

【中期目標】

イ 海外における日本語教育・学習基盤の整備

海外における日本語教育は、日本文化を始めとする我が国への理解を深め、かつ、我が国と各国・地域との交流の担い手を育て、友好関係の基盤を強化する上で極めて重要である。また、日本語教育の普及は、海外において日本語能力を有する有為な人材の持続的な輩出にも資する。そのため、海外における日本語学習基盤の充実に向け、各国・地域の行政機関や主要な日本語教育機関と連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地としての基盤整備事業を中心に実施する。事業実施に当たっては、各国・地域の状況等を反映した適切な方針を予め作成することにより、事業の効果的・効率的実施に努める。

(ア) 海外の日本語教育環境の整備

海外において、質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、日本語専門家を基金海外事務所や海外の日本語教育中核機関等に派遣し、各国・地域の主要な日本語教育機関に対して教育カリキュラムや教材に関する指導・助言等を行うとともに、各機関が日本語教育を継続するために必要な教師の雇用や教材調達、日本語教育関連イベントの開催に必要な経費等の一部を助成する。また、海外における日本語教師の技能向上を図るため、各国・地域の教師に対する研修事業を行いつつ、教育機関間・日本語教師間のネットワークを強化し、教授法や教材等の情報共有や相互協力を促す。更に、各国・地域における日本語教育の開始や継続実施を後押しするため、必要に応じ、在外公館と連携しつつ、学習奨励事業を活用した教育機関や行政機関等への働きかけを行う。

(イ) 海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

外国語教育の国際標準を踏まえ基金が作成した「JF日本語教育スタンダード」に基づくカリキュラムや教材の利用を促し、海外における日本語教育の充実を図る。また、日本語を母語としない学習者の日本語能力測定・評価の手段として、各国・地域で利用され、世界最大の受験者数を抱える日本語能力試験について、引き続き効果的・効率的に実施し、収支の安定と受験者数の増加を図る。

更に、各国・地域の日本語教育及び学習環境に即した事業を適切に行うため、また、日本語教育活動の活性化に資するよう、全世界を対象にした日本語教育事情・学習調査を行い、情報を広く提供する。

【中期計画】

イ 海外における日本語教育・学習基盤の整備

海外における日本語教育については、各国・地域の行政機関や主要な日本語教育機関と連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地としての基盤整備を中心に据える。事業の実施に当たっては、各国・地域の状況等を反映した適切な方針を予め作成することにより、事業の効果的・効率的な実施に努める。

なお、平成 30 年度補正予算（第 2 号）により追加的に措置された運営費交付金については、「経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」の「4. 新たな外国人材の受入れ」（以下、「新たな外国人材の受入れ」とする）を踏まえて措置されたことを受け、出入国管理及び難民認定法（平成 30 年法律第 102 号）の定める特定技能 1 号の在留資格により受入れを行う外国人材の日本語能力を判定するためにも利用できるテスト（「国際交流基金日本語基礎テスト」）の開発及び実施と、日本語能力を有する有為な外国人材の安定的な確保のために必要な海外における日本語学習基盤の整備のために活用する。

（ア）海外の日本語教育環境の整備

海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、主に次の事業を行う。

・日本語専門家の海外派遣

各国・地域における日本語教育の維持・発展に不可欠な、日本語教育機関や教師に対する助言、教育カリキュラム策定や教材開発への協力等を行うため、日本語専門家を長期又は短期で海外に派遣する。派遣事業実施に当たっては、派遣する日本語専門家の確保が困難になっている状況を踏まえ、日本国内の教育関係機関との連携を深める。

・各国日本語教師を対象にした研修の実施

日本語学習者の関心・ニーズも反映した質の高い日本語教育を促進するため、各国・地域の日本語教師に対する研修を日本国内及び海外で実施する。実施に当たっては、日本国内外の機関との連携・協力を努める。

・日本語教育機関に対する活動助成、ネットワーク形成支援

日本語教師養成機関等、各国・地域において日本語教育の普及に中核的な役割を果たす日本語教育機関が活動を継続するために必要な教師給与助成、教材制作・購入助成、教育関連事業実施助成等を行う。

・日本語教育・学習の奨励

各国・地域の行政機関や教育機関に対し、日本語教育の新たな開始や継続実施を促すため、我が国への招へいを含め政策決定者・教育関係者への不断の働きかけを行う。また、各国・地域の日本語教育の振興を図るため、学習者研修等の学習奨励を行う。

・EPA に基づく訪日前日本語研修の実施

インドネシア及びフィリピンとの政府間取り決めに即し、両国からの看護師・介護福祉士の受入れを促進するため、候補者に対する訪日前の日本語研修を各国で行う。

（イ）海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

より一層の日本語普及のためには、日本語学習者の利便性向上に繋がる教育内容の国際標準化と、学習奨励にも資する能力評価の充実が重要になる。また「新たな外国人材の受入れ」における政策的要請にも応える必要がある。これらを踏まえ、主に次の事業を行う。

・日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

基金が、「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）」の考え方を基礎に作成した「JF 日本語教育スタンダード」が日本国内外の教育関係者により活用されるよう、日本語教材「まるごと」の利用促進に

努めるとともに、モデル講座やインターネットを活用した情報発信と素材提供を行う。

・日本語能力評価のための試験の実施

海外の日本語学習環境の整備のため、日本語学習者の日本語能力を総合的に測定し認定する日本語能力試験を実施する。また、「新たな外国人材の受入れ」において、来日後の生活・就労に必要な日本語能力を適切かつ頻度を高めて測ることに利用できるテスト（「国際交流基金日本語基礎テスト」）を開発・実施する。併せて、これらの試験内容を踏まえた学習カリキュラムの提供等を進める。

・海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

日本語教育活動の活性化に資するよう、全世界を対象にした日本語教育・学習調査を行い、その結果についてはウェブサイト等を通じて情報を広く提供する。

・eラーニングの開発・運営

日本語学習によりアクセスしやすくなるよう、日本語を学ぶことのできる日本語学習eラーニングコースや教材を開発・提供する。コースの運営に当たっては、コンテンツの充実化や多言語対応などを図り、登録者数増加を目指す。

【留意点】

上記事業の実施に当たっては、以下の点に留意する。

- a. 各国・地域の状況等を反映した適切な方針により、事業の効果的・効率的実施に努め、内容や実施の規模について毎年度見直しを行う一方、教師育成や教育カリキュラム・教材作成等においては中期的な関与が必要となるため、これらの事業の安定性・継続性に配慮する。
- b. 日本語能力試験の実施に当たっては、収支を安定させるため、①受験料による現地機関収入のみでの現地経費支弁の徹底、②現地収支剰余金の基金への還元への促進、③適切な受益者負担の観点からの現地の情勢も踏まえた適切な受験料設定を行う。また、受験者数については前年度の実績等を踏まえて毎年度目標値を設定し、広報の強化等により受験者数の増加を図る。
- c. 国際交流基金日本語基礎テストの実施に当たっては、収入の拡大を図るため、必要な範囲において受験者の増加に向けた広報の強化及び試験の普及等に取り組む。
- d. 事業効果を確認するためにアンケートを実施する場合は、5段階評価で中央値を除外した上位2つの評価を得た割合を評価対象とする。
- e. 「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」に資する事業の実施に配慮する。

【年度計画】

イ 海外における日本語教育・学習基盤の整備

海外における日本語教育については、各国・地域の行政機関や主要な日本語教育機関と連携を取りつつ、日本語教育が定着し、自立的・継続的に発展していく素地としての基盤整備を中心に据える。事業の実施に当たっては、各国・地域の状況等を反映した適切な方針を作成し、事業の効果的・効率的な実施に努める。

なお、平成30年度補正予算（第2号）により追加的に措置された運営費交付金については、「経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）」の「4. 新たな外国人材の受入れ」（以下、「新たな外国人材の受入れ」とする）を踏まえて措置されたことを受け、出入国管理及び難民認定法（平成30年法律第102号）の定める特定技能1号の在留資格により受入れを行う外国人材の日本語能力を判定するためにも利用できるテスト（「国際交流基金日本語基礎テスト」）の開発及び実施と、日本語能力を有する有為な外国人材の安定的な確保のために必要な海外における日本語学習基盤の整備のために活用する。

（ア）海外の日本語教育環境の整備

海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、主に次の事業を行う。

- ・日本語専門家の海外派遣

各国・地域における日本語教育の維持・発展に不可欠な、日本語教育機関や教師に対する助言、教育カリキュラム策定や教材開発への協力等を行うため、日本語専門家を長期又は短期で海外に派遣する。派遣事業実施に当たっては、派遣する日本語専門家の確保が困難になっている状況を踏まえ、日本国内の教育関係機関との連携を深める。

- ・各国日本語教師を対象にした研修の実施

日本語学習者の関心・ニーズも反映した質の高い日本語教育を促進するため、各国・地域の日本語教師に対する研修を日本国内及び海外で実施する。平成 30 年度は、日本語教師研修参加者数の目標を 11,311 人以上とする。実施に当たっては、日本国内外の機関との連携・協力を努める。

- ・日本語教育機関に対する活動助成、ネットワーク形成支援

日本語教師養成機関等、各国・地域において日本語教育の普及に中核的な役割を果たす日本語教育機関が活動を継続するために必要な教師給与助成、教材制作・購入助成、教育関連事業実施助成等を行う。平成 30 年度は、日本語教育機関支援（助成）事業により、81 か国以上の国において計 226 件以上の助成を実施することを目標とする。

- ・日本語教育・学習の奨励

各国・地域の行政機関や教育機関に対し、日本語教育の新たな開始や継続実施を促すため、我が国への招へいを含め政策決定者・教育関係者への不断の働きかけを行う。また、各国・地域の日本語教育の振興を図るため、学習者研修等の学習奨励を行う。

- ・EPA に基づく訪日前日本語研修の実施

インドネシア及びフィリピンとの政府間取り決めに即し、両国からの看護師・介護福祉士の受入れを促進するため、候補者に対する訪日前の日本語研修を各国で行う。

また、上記の事業を現地ニーズを汲み取りながら迅速かつ柔軟に展開していくために、22 か所の基金海外事務所において 202 件以上の主催事業、336 件以上の助成事業の実施を目指す。

(イ) 海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

より一層の日本語普及のためには、日本語学習者の利便性向上に繋がる教育内容の国際標準化と、学習奨励にも資する能力評価の充実が重要になる。また、「新たな外国人材の受入れ」における政策的要請にも応える必要がある。これらを踏まえ、主に次の事業を行う。

- ・日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

基金が、「ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR)」の考え方を基礎に作成した「JF 日本語教育スタンダード」が日本国内外の教育関係者により活用されるよう、日本語教材「まるごと」の利用促進に努めるとともに、モデル講座やインターネットを活用した情報発信と素材提供を行う。平成 30 年度は、日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトへのアクセス数の目標を 24,190,680 件以上とする。また、日本語教材「まるごと」の販売部数を 50,000 部以上とするため、広報等を実施し利用を促進する。

- ・日本語能力評価のための試験の実施

日本語学習者の日本語能力を測定し、認定するための試験事業の企画・立案、作題、実施、分析、評価及び調査を行う。

日本語能力試験については、平成 30 年度は、新たな実施地を増やし、85 か国・地域、249 都市で実施する。海外受験者数の目標については、年間 46 万人以上とする。また、受験料による現地機関収入のみでの現地経費支弁の徹底、現地収支剰余金の基金への還元の促進、現地の情勢も踏まえた適切な受験料の設定を行い、収支の安定に努める。

国際交流基金日本語基礎テストについては、試験および試験の内容を踏まえた学習カリキュラム

の開発等に着手する。

・海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

日本語教育活動の活性化に資するよう、全世界を対象にした日本語教育・学習調査を行い、その結果についてはウェブサイト等を通じて情報を広く提供する。

・eラーニングの開発・運営

日本語学習によりアクセスしやすくなるよう、日本語を学ぶことのできる日本語学習 eラーニングコースや教材を開発・提供する。コースの運営に当たっては、コンテンツの充実化や多言語対応などを図り、登録者数増加を目指し、平成 30 年度は、eラーニング登録者数の目標を 37,000 人とする。

【主な評価指標】

(ア) 海外の日本語教育環境の整備関連の指標

【指標 2-1】日本語教育機関支援（助成）の実施国数年間 81 개국以上（平成 24～27 年度の実績平均値 81 개국）

【指標 2-2】日本語教育機関支援（助成）の件数年間 226 件以上（平成 24～27 年度の実績平均値 226 件）

【指標 2-3】基金海外事務所の主催／助成事業件数年間主催 202 件／助成 336 件以上（平成 24～27 年度の実績平均値主催 202 件／助成 336 件）

【指標 2-4】日本語教師研修の参加者数年間 11,311 人以上（平成 24～27 年度の実績平均値 11,311 人）

（関連指標）

- ・海外事務所主催事業参加者数（平成 24～27 年度の実績平均値 100,869 人）
- ・日本語学習者数（海外日本語教育機関調査）（2015 年調査結果 3,655,024 人）
- ・さくらネットワークメンバー数／国数（平成 27 年度末時点 284 団体／91 개국）
- ・日本語専門家派遣ポスト数（平成 24～27 年度の実績平均値 143 ポスト）
- ・看護師・介護福祉士候補者日本語予備教育の参加者数（平成 24～27 年度の実績平均値 864 人）
- ・事業参加者・助成対象機関・専門家派遣先等アンケート「有意義度」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合
- ・研修事業参加者アンケート「日本語教授法への理解向上」「学習意欲向上」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合

(イ) 海外における日本語教授法及び評価の充実関連の指標

【指標 2-5】日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトのアクセス数年間 24,190,680 件以上（平成 24～27 年度の実績平均値 24,190,680 件）

【指標 2-6】日本語教材「まるごと」使用国／販売部数中期目標期間中 52 개국・地域／200,000 部以上（使用国：平成 27 年度末時点 49 개국・地域、販売部数：平成 25～27 年度実績平均 33,195 部）

【指標 2-7】日本語能力評価のための試験実施国／都市数年間 65 개국・地域 211 都市以上（平成 24～27 年度の実績平均値年間 65 개국・地域 211 都市）

【指標 2-8】eラーニングの登録者数中期目標期間中 20,000 人以上（平成 28 年 12 月末時点 6,141 人）

（関連指標）

- ・日本語能力評価のための試験収支バランス
- ・日本語能力評価のための試験海外受験者数（平成 24～27 年度の実績平均値 452,056 人）

3-2. 業務実績

(1) 海外の日本語教育環境の整備

海外において質が高く安定した日本語教育が広く実施されるよう、各国の日本語教育基盤を強化するため、主に次の事業を行った。

ア. 日本語専門家等の海外派遣

日本語専門家（上級専門家／専門家／指導助手）を 42 か国 119 ポスト派遣し、日本語教育カリキュラムや教材作成の助言、現地教師の育成などを実施した。また、米国を対象として、若手日本語教員（J-LEAP）を 11 人、後述の日本語教育サポーターを 6 人派遣し日本語授業の支援などを実施した。

中国では初等教育向け日本語教材『らくらく小学生日本語』の制作に日本語専門家が助言を行った。平成 30 年度には第 2 冊が刊行され、第 3 冊の作成も進んでいる。また、中国教育部（日本の文部科学省に相当）が大学教育の質的向上を図る教師研修を奨励していることを背景に、中国日語教学研究会が 2013 年から開催している日本語教師研修会では、北京日本文化センターの日本語専門家が企画運営に対する助言等を行っている。さらに、職業大学（三年制の高等教育機関）における日本語教育専攻向けに教育大綱（日本語教育の指導要領）の作成が進められており、平成 30 年度に日本語専門家が同大綱の作成委員会のメンバーに指名された。こうした協力は長年にわたり国際交流基金と派遣専門家が中国教育部との間で築いてきた信頼関係に拠るところが大きい。

イ. 各国日本語教師を対象にした研修の実施

国内では日本語国際センター及び関西国際センターにおいて、海外では国際交流基金海外事務所及び日本人材開発センター日本語講座部門（以下「日本センター」）において、国際交流基金の専任講師・日本語専門家等が長年の経験と知識を活かし、日本語教師に対する研修を実施した。

日本語国際センター及び関西国際センターでは 53 か国・地域から招へいた中等・高等教育等の日本語教師 341 人に対し研修を行った。その他、アジアセンターの“日本語パートナーズ”派遣事業と連動し、日本語パートナーズの受入校や受入予定校の 3 か国の現地人日本語教師 83 人に対する訪日研修も実施した。訪日研修参加者は、帰国後、所属する教育機関における日本語指導はもとより、日本語教師会ネットワークの運営や日本語教育の拠点となる大学の要職に就任するなど、多くの研修参加者が海外の日本語教育の推進や日本語教育ネットワークの牽引役として活躍している。

2017 年 6 月に東京で行われた日本経済新聞社主催の第 23 回国際交流会議「アジアの未来」における安倍総理大臣スピーチ（「アジアの各地で 3 か所くらい拠点を選り日本語の先生を育てる場所を設ける」）のフォローアップとして、平成 30 年度よりインド、ベトナム、ミャンマーの 3 か国で「日本語教師育成特別強化事業」を開始した。本事業では、日本語教師の不足等現地の日本語教育ニーズに応えるため、日本大使館や当該国の外務省、教育省、大学等と連携して日本語教師の新規養成と現職教師の技能向上を目的とした研修を行うことで、現地日本語教師を集中的に育成する。インド、ミャンマーの新規養成研修の開講式典には大臣クラスの政府要人や学長が出席。日本語教師養成のための専門コースが設置されたのは初めてということもあり、国内外のテレビ、新聞、ネット等でも取り上げられるなど、高い注目を集めた。インドでは 2018 年 7 月から 10 月まで及び 2019 年 1 月から 4 月まで各 360 時間の新規教師養成研修を実施し、それぞれ 25 名と 13 名が修了した。

ウ. 日本語教育機関に対する活動助成、ネットワーク形成支援

「JF にほんごネットワーク」（以下、「さくらネットワーク」）は、世界各地で日本語教育の定着と発展に寄与すると期待される大学や日本語教師会等のネットワーク整備・活用を目的として平成 19 年度に構築し、メンバーを順次追加し拡充を図ってきた。平成 30 年度はミャンマー、バングラデシュ、エチオピア、マダガスカル日本語教師会等（計 4 機関）を新規追加し、平成 30 年度末時点で 93 か国・地域の 292 機関によってネットワークが構成されている。これらの機関を主な対象として、教師給与や教材制作・購入等を支援する日本語教育機関支援（助成）事業を 93 か国・地域で計 547 件実施した。支援の機動性を高めるため、国際交流基金本部が行う助成事業に加え海外事務所による助成事業を実施したことにより、助成実施件数は今期中期目標の目標件数である 226 件を大幅に上回った。

ベトナムでは日本語学・日本語教育学の分野で初となる「ベトナム日本語・日本語教育学会」が2016年11月に設立を認可され、2017年9月に設立発表式典を開催するなど、研究の機運が高まっている。同学会の活動を支援し、その発展に寄与するため、国際交流基金は同学会が2018年12月に初めて開催したワークショップの一部経費を助成した。ワークショップには同学会の中心メンバーである高等教育機関だけでなく、中等教育機関の日本語教師も、ベトナム北部から南部までの各地域から参加。従来は交流する機会が限られていた日本語教師同士が、地域や教育段階の垣根を超えて交流する貴重な機会となった。

タイではさくらネットワークメンバーであるコンケン大学が国際交流基金の助成を受けて実施した日本語教育セミナーに対し、さくらネットワークメンバーではない5団体も参加。これを契機にタイ東北部（イサン地方）の大学からなる日本語コンソーシアムが設立されるなど波及効果が高い事業となった。

欧州では国際的な日本語教育の振興とネットワークづくりの一環として、ヨーロッパ日本語教師会が2018年8月にヨーロッパで初めて開催した「日本語教育国際研究大会」に対して支援した。同大会には、日本を含む計46か国から692人が参加登録。各国・地域の日本語教育事情に関して意見交換がなされるとともに、ビジネス日本語教育のセッションが設けられるなど、最新の動向を踏まえた充実した内容となった。

エ. 日本語教育・学習の奨励

関西国際センターでは、外交官・公務員（平成29年度からの継続実施分34か国34人、平成30年度新規実施分32か国32人）及び文化・学術専門家（継続実施分11か国19人、新規実施分13か国27人）を対象とする専門日本語研修や、60か国・地域234人の学習者等を対象とする研修等を実施した。2019年4月時点で、駐日大使となった過去の研修修了者は14名にのぼるが、うち4名は2018年12月14日に開催された安倍総理大臣と日本語を話す駐日各国大使との昼食会に招かれるなど、対日外交に携わる人材育成や諸外国との交流発展に寄与している。

国際交流基金海外事務所及び日本センターでは、各地で日本語教育に関するシンポジウム、スピーチコンテスト、日本語キャンプ（グループワークやクイズ大会などを通じて、日本語教師や学生の、日本語や日本文化への理解を深めるとともに、参加者同士の懇親をはかるイベント）などの事業を計230件実施した。

インドでは、ハイデラバードにある英語外国語大学とニューデリー日本文化センターが「南アジア日本語教育国際シンポジウム」を共催。インドのみならず、日本、中国、スリランカ、ネパールから直接の参加があったほか、モルディブ、パキスタン、バングラデシュからもウェブ会議システムを利用した参加があり、インド派遣の日本語専門家も交えて活発な質疑応答や議論が展開された。

韓国では、日本語専門家が中等教育機関で日本語授業を行う際に、日本人留学生を中心とした韓国在住日本人ボランティアが日本語会話・日本文化体験に関する補助を行う「日本語サポーター事業」をソウル日本文化センターが実施。同事業は平成27年度の開始当初はソウル近郊を中心に年間活動件数26件、サポーター数のべ54人であったが、日本語母語話者との交流を求める日本語学習者のニーズに合致して評価を得、平成28年度からは釜山等南部にも拡大。平成30年度は活動件数137件、サポーター数のべ174人に至り、韓国の中高生の、日本語母語話者との交流機会拡大や日本文化理解向上に貢献している。

官邸に設置された「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」が2017年7月に策定した「行動計画」に基づき、基金は米国における草の根レベルの日本語教育支援プログラムを新たに立ち上げた。中西部及び南部地域を中心に、日本語教師（日本語教育サポーター）の派遣、日本語学習者の招へい、米国日本語教育機関への支援を着実に実施した。日本語教育サポーター派遣事業においては、日本からの支援が十分に行われてこなかった中西部及び南部地域各州の日米協会等に計6人を派遣し、派遣先機関や現地コミュニティにおける日本語普及活動や、日系企業の社員と日

本語学習者との交流機会の創出などを行った。日本語学習者招へい事業では、高校生日本語学習者及び引率教師計 120 人を日本へ招へいし、米国に進出している日本企業の本社訪問や日本工場の視察、姉妹都市首長への表敬訪問等を行った。日本語教育機関支援事業では、米国中西部・南部で日本語教育を実施する 37 機関の日本語講師雇用経費や日本語関連イベント経費を支援することで日本語教育の活性化を促した。

オ. 経済連携協定（EPA）に基づく訪日前日本語研修の実施

インドネシア及びフィリピンにおいて、日本に受け入れる看護師・介護福祉士候補者を対象に、来日後の就労に必要な日本語能力習得を目的とする日本語予備教育を 6 か月間実施した。2017 年 11 月に開始した継続分（2018 年 5 月終了）では両国合計 646 人（インドネシア：329 人、フィリピン：317 人）、2018 年 11 月に開始した新規分（2019 年 5 月終了）では両国合計 657 人（インドネシア：334 人、フィリピン：323 人）に研修を行った。なお、日本国内での就労後 3 年以内での合格が期待される国家試験の累積合格者数は、看護師ではインドネシアが 174 人、フィリピンが 168 人、介護福祉士ではインドネシアが 470 人、フィリピンが 333 人となっており、訪日前日本語教育はこれら 2 か国の看護師・介護福祉士数拡大に寄与している。

カ. 複合的・中長期的な働きかけによる成果の発現事例

（ア）タイ

タイ教育省は中等教育機関の第二外国語教師の不足を補うため 2013 年から 2018 年までの 6 年間で 600 人の外国語教師を養成することを決定した。うち 200 人は日本語教師枠と定められ、毎年 50 人が約 2 年間の専門研修（「タイ中等教育公務員日本語教員養成研修」）を受けた後、公務員の資格を得て中等教育機関に配属されることになった。国際交流基金はタイ教育省からの委託を受けて、各大学の日本語学科等で日本語を学んだ潜在的な日本語教師予備軍を対象に、日本語の専門研修を担当。タイ国内での集中研修と日本語国際センターでの訪日研修を組み合わせ、2014 年からの 5 年間で計 200 人の新規日本語教員養成に貢献した。2018 年度には教員の各学校等への配置が完了し、一部学校では新規教員の配置を機に日本語のコースが新たに開講されている。

また、タイ教育省は中等教育機関（公立校）が日本語キャンプやスピーチコンテストなどの各種イベントや教師勉強会等を行うことを奨励している。バンコク日本文化センターは、中等教育機関のイベント実施を支援するため、教育省と共催で、全国規模の日本語インテンシブキャンプや、教師を対象とした日本語キャンプなどを実施。同センターの事業でファシリテーターを務めたタイ人日本語教員が、得られた知見を活かし所属校で独自の日本語キャンプを実施するなど、教員独自の活動展開へと広く波及している。

（イ）ミャンマー

ミャンマーでは、ヤンゴン外国語大学及びマンダレー外国語大学が修士課程のある日本語学科を有し、同国の日本語教育の中核を担っている。ヤンゴン外国語大学では、1999 年の学科設置以来、日本語学科で使用する教材の変更が初めて承認された。これは、派遣専門家が 2017 年より両大学の講師とともに、現地のニーズを踏まえた使用教材検討など積極的な準備を重ねた結果、実現に至ったものである。新教材への変更により、より今日的な内容で日本語の授業を進められるようになった。また、中級以降の授業で使用する標準的な使用教材を選定したことで統一的な授業計画が立てやすくなるなど、より良い日本語教授の取組が可能となった。また、過去に日本語国際センターの「大学院プログラム（日本語教育指導者養成プログラム）」に参加した同大学日本語学科の講師 2 人が更なるステップアップのため日本の大学の博士課程に進学。その他の講師 3 人も論文執筆等の業績を評価され准教授に昇進する等、基金が中長期的に働きかけた講師陣の能力や取り組みに、明確な評価が与えられている。日本語専門家派遣や教師研修などの事業が同国の日本語教育の発展に大きく寄与している。

(ウ) ラオス

基金は平成 28 年度より、ラオス教育スポーツ省教育科学研究所に日本語専門家を派遣し、同国中等教育における選択制外国語科目としての日本語のカリキュラム開発、教科書・教師用指導書開発、現地教師研修等を行っている。平成 28～29 年度は専門家を短期派遣していたが、事業の効率化・安定化のため平成 30 年度から長期派遣に切り替えた。平成 30 年度の主な成果として、①前期中等教育カリキュラム（1～4 年生）の完成、②教科書『にほんご 2』正規版の完成、③『にほんご 3』試行版のパイロット校での試行開始等が挙げられる。

“日本語パートナーズ”のラオスへの派遣は、平成 29 年度の 2 人から平成 30 年度は 3 人に増え、日本語専門家は“日本語パートナーズ”や派遣先校の現地日本語教師への助言も行った。こうした取り組みにより、日本語を導入する公立中等教育学校とその学習者数は平成 29 年度の 3 校（11 クラス）・416 人から 4 校（16 クラス）約 640 人へ増加した。

(エ) ドイツ

ケルン日本文化会館はノルトライン・ヴェストファーレン州学術省に働きかけた結果、2011 年 10 月に同州最大都市のケルンに所在するケルン大学に日本語教員養成課程が新設され、2012 年 7 月に担当のジュニア・プロフェッサー（任期付准教授）が着任した。同会館は平成 24 年度から平成 26 年度にかけて同ポストに対する給与助成を行いその定着を支援した。加えて、会館が実施する日本語講座の授業見学受入れや、日本語専門家等からの日本語教授法に関するフィードバックなど、同大学の日本語教員養成課程の学生や中等教育機関との連携を図る取り組みを継続的に行った。こうした取り組みの結果、2018 年 7 月に同ジュニア・プロフェッサーのポストは正規教授職として承認され、ドイツにおいて初めてとなる日本語教育を専門とする教授が誕生したほか、同課程の修了生が就職した中等教育機関で正規科目として日本語コースの導入が内定される例も見られる。「日本語教師の養成・就職」→「中等教育機関における日本語授業」→「高等教育機関における日本語学習者の増加」→「新たな日本語教師の養成・就職」というサイクルが好循環する成果が表れている。

(オ) アフリカ地域

北アフリカ以外のアフリカ地域に派遣されている日本語専門家はケニアの 1 人のみであり、各国の日本語教育機関では日本語教育に関する情報や支援が十分とは言えない状況にある。そのため、さくらネットワークを活用した日本語教育機関の活動支援や、機関同士の連携強化が求められている。こうした状況を踏まえ、ケニアの派遣専門家が中心となって 2013 年に「東アフリカ日本語教育会議」を立ち上げ、東アフリカの日本語教育関係者のネットワークづくりを進めた。ケニアの派遣専門家はさらに各地への日本語教育事情視察を繰り返し行い、ネットワーク化を促したことで、2018 年にはエチオピア及びガーナで日本語教師会が立ち上がるに至った。同専門家は、南アフリカ、コートジボワール、ベナン等でもネットワーク強化を図っており、日本語教育関係者のネットワークは東アフリカからサブサハラ・アフリカ全域へ拡大しつつある。平成 30 年度にはエチオピア及びマダガスカルの日本語教師会がさくらネットワークのメンバーに加わり、サブサハラ地域のメンバー数は 7 機関に拡大した。

(2) 海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

日本語学習者の利便性向上に繋がる教育内容の国際標準化と、学習奨励にも資する能力評価の充実に重視し、主に次の事業を行った。

ア. 日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

JF スタンダード準拠教材『まるごと 日本のことばと文化』については、国際交流基金海外事務所等での日本語講座で活用されるとともに、日本語専門家などを通じて広く紹介され、各地で実用性の高い教材として好評価を得た。平成 29 年度までに全巻（「入門」「初級 1」「初級 2」「初中級」「中級 1」「中級 2」）を刊行。平成 30 年度は 55 か国で 70,963 部が販売され、累計販売部数は 29 万部を上回った。

海外での利用拡大を図るべく販売価格を廉価に抑えるために現地出版を進め、5 か国で 8 レベル（インド「初級 2」、インドネシア「初級 2」「初中級」、韓国「中級 1」、タイ「初級 2」「初中級」「中級 1」、ベトナム「入門」）を刊行した。

『まるごと』ウェブサイトについては、多言語でのサポート教材の公開など関連情報の提供・内容拡充を行い、アクセス数を増加させた。

国際交流基金海外事務所等 28 か国 31 都市において、JF スタンダード準拠の日本語モデル講座（JF 講座）を運営し、約 1 万 7 千人が受講した。

また、国内においても JF スタンダードの普及を図る一環で、国際機関東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）からの受託事業として、首都大学東京と共同で、日本国内の介護施設現場での外国人日本語能力に重点をおいた新たな日本語テストのための「JF 日本語教育スタンダード参照 介護の日本語 Can-do ステートメント」の開発に協力し、国内 311 箇所の介護施設等を対象にその検証調査を行った。

イ. 日本語能力評価のための試験

（ア）日本語能力試験（JLPT）の実施

日本語学習者の日本語能力を測定し認定するため、1984 年から日本語能力試験を毎年継続実施し、同試験に関わる企画・立案、作題、実施、分析、評価及び調査を行っている。平成 30 年度も第 1 回試験を 7 月、第 2 回試験を 12 月に実施し、海外全体では 85 か国・249 都市で 644,144 人が受験した。なお、世界全体の受験者数は 1984 年の試験開始以降初めて 100 万人を突破した（海外 644,144 人、国内 364,930 人）。

各国・地域での現地経費については前年度同様、その国・地域の受験料収入によって支弁した。平成 30 年度も事業の効率化と経費見直し、収入増に努め、収入が支出を上回っている状況を維持した。

各実施地での受験料は、現地での経費を現地機関収入で賄うことを徹底し、日本への還元も可能となる額の設定を検討するよう各国・地域の実施機関に奨励した。物価水準、受験者層の構成、他の外国語試験の受験料なども参考に適正な額となるよう留意している。平成 30 年度には上記の方針に従い、現地実施機関と協議の上、計 8 か国・地域（韓国、台湾、香港、インドネシア、ベトナム、米国、ポーランド、イラン）で定額還元金の値上げを行った。4 か国（ベトナム、フィリピン、インド、カタール）においては、より安定的な還元を図るため、定額還元金を新規に導入した。

「高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度」でのポイント付与（N1・N2 取得者）や EPA（ベトナム、インドネシア、フィリピン）に基づく看護師・介護福祉士の候補者選定の条件等として政策的活用が図られたほか、日本の大学・大学院留学入試選考や各国教育機関での単位・卒業資格認定、企業での入社試験等でも引き続き社会的活用が図られた。

（イ）国際交流基金日本語基礎テストの開発

「新たな外国人材の受入れ」において、来日後の生活・就労に必要な日本語能力を適切かつ頻度を高めて測ることに利用できるテスト（「国際交流基金日本語基礎テスト」）の開発・実施に向けた準備を行った。

ウ. 海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

海外の日本語教育の現状をできるだけ正確に把握するため、国際交流基金海外事務所、在外公館、その他関連機関の協力を得て、「2018 年度海外日本語教育機関調査」を実施した（2019 年度に結果を

公開予定)。今回の調査でも、前々回（2012年）調査の際に構築した汎用性の高いウェブ調査システム及び機関検索データベースを、改良を加えながら継続使用することで、システム開発経費を抑制しつつ、調査プロセスの合理化を図った。過去の調査結果の報告書『海外の日本語教育の現状』も引き続き活用されているほか、前回2015年調査結果の集計表データを収録したCD-ROMも引き続き販売し、国内外の研究機関や日本語学校の関係者の研究等に役立てられている。

ウェブサイトで公開している「日本語教育 国・地域別情報」を更新し、日本語専門家や在外公館の協力を得て、204か国・地域の日本語教育に関する最新情報を提供した。

『国際交流基金日本語教育紀要』を発行し、冊子で配布したほか、全掲載論文及び英文要旨を国際交流基金ウェブサイトや国際交流基金リポジトリ（論文や研究成果のデータベース）にも掲載するなど、国際交流基金の日本語教育研究活動・教育実践の成果を国内外に発信した。

エ. eラーニングの開発・運営

2016年7月に一般公開したeラーニング「みなと」は世界中の人が様々なコースを通じて日本語をオンラインで学習できる日本語学習プラットフォーム（学習管理システム）である。メインコースである「まるごと日本語オンラインコース」は習熟度に応じた複数のコースを搭載。平成30年度はA2-3コースとA2-4コースを新たに公開したほか、A2-1コースとA2-2コースのスペイン語版及びインドネシア語版、A1-1コースとA1-2コースのフランス語版をそれぞれ追加した。加えて、日本語学習者の多様なニーズ・関心に応えるため「スピーチA2（観光）コース」、「関西弁入門A2コース」、「華道A1コース」など幅広いコースを制作し公開した。これらの学習コースは国内外の国際交流基金の拠点でも運用を展開しており、平成30年度の年間開講コース数は約150コースとなった。コンテンツの数・内容の充実とユーザーの利便性向上に努めた結果、「みなと」の利用登録者数は平成30年度末時点で180か国・地域で計62,474人となり平成29年度末時点の33,031人を大幅に上回った。また、一般社団法人e-Learning Initiative Japanが主催する第15回日本e-Learning大賞にて「eIJ Global賞」を受賞した。

モバイル端末用に無料で利用できる学習アプリも提供している。これまでに公開した

「HIRAGANA/KATAKANA Memory Hint」（英語・インドネシア語・タイ語）及び「KANJI Memory Hint 1&2」（英語）に続き、平成30年度は「KANJI Memory Hint 3」（初級レベル）を公開。計9点のアプリの総ダウンロード数は平成30年度末時点で累計約58万件に及んだ。また、東南アジア中等教育段階の日本語初学者への学習奨励のため、平成29年度に開発した日本語テストアプリ（インドネシア語／英語版）は、平成30年度末時点でリリース後累計約18,800件ダウンロードされており、東南アジアのみならず100以上の国・地域で利用されている。オフライン音声認識など多彩な機能を持つことが評価を得たことに加え、“日本語パートナーズ”による活用が積極的に行われたこととも相まって、多くの入門レベルの学習者の意欲を掻き立て、日本語学習の裾野を拡大することに貢献した。

上記のほかにも様々な目的に沿った日本語学習用ウェブサイトを活用し、世界中の日本語学習者を支援している。看護・介護分野における日本語教育支援のための和英・英和／和尼・尼和辞書機能を持つインターネットサイト「日本語でケアナビ」、JF日本語教育スタンダード準拠教材『まるごと日本のことばと文化』の学習サイト「まるごと+」の平成30年度のアクセス数は過去最高を更新。豊富な映像とクイズやゲームで楽しく日本語の学習や日本文化を知ることができるウェブサイト「エリンが挑戦！にほんごできます。」は9言語に対応しており、平成30年度末時点でのアクセス数は過去9年の累計で約4,800万ページビューに達した。

3-3. 指摘事項への対応
<前年度評価結果>
【課題と改善方策】

- ア. 引き続きより適切な PDCA サイクルやアウトプット・アウトカム指標の確立に努めるとともに、特に外交政策との連動や高い効果を追求した事業の実施が期待される。
- イ. 平成 27 年 6 月の行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を踏まえ、日本語専門家派遣事業について、外務省と国際交流基金の間で第 4 期中期目標期間中に 20 ポストを削減する計画をまとめたところ、引き続き両者の連携のもと、同計画の着実な実施を期待。
- ウ. 国・地域別の中期目標の達成に向けた取組に加え、新たな日本語教育ニーズもでてきているところ、既存の事業の見直し等を継続し、限られた資源を最大限活用することが期待される。

＜前年度評価結果反映状況＞

- ア. 海外事務所、在外公館、日本語専門家、事業対象者からの情報を基に調査した現地のニーズに適切に対応すべく計画を策定した。特にインド、ベトナム、ミャンマーの 3 か国で開始した「日本語教師育成特別強化事業」は、各国の状況を反映して新規養成研修及び現職教師技能向上研修のコースを設計し、現地機関と協力して開講した。
- イ. 日本語専門家派遣事業については、第四期中期目標期間中に既存ポスト削減する計画を着実に遂行し、平成 30 年度は 6 ポストを削減した。平成 31 年度も同数程度のポストを削減する予定である。
- ウ. 地域ごとの中期方針に則して、限られた資源を最大限有効に配分し、第四期中期目標に定められた数値目標の達成に取り組んだところ、いずれの指標も目標を達成した。

3-4. 自己評価

＜評定と根拠＞

評定 A

根拠：

【量的成果の根拠】

8 つの指標のうち、【指標 2-2】、【指標 2-5】、【指標 2-6】、【指標 2-8】の 4 つについて目標値の 120% 以上を達成し、残りの【指標 2-1】、【指標 2-3】、【指標 2-4】、【指標 2-7】の 4 つについても目標値の 100% 以上を達成した。

【質的成果の根拠】

海外の日本語教育機関や教育行政関係機関等との連携強化に努めつつ、日本語普及の基礎となる海外の日本語教育環境の整備と日本語教授法や能力評価の充実に取り組み、以下のような成果を得た。

ア. 各国の派遣専門家が日本語教育機関を支援

基金が派遣する日本語専門家等が各国の日本語教育の向上、発展に寄与している。例えばミャンマーの中核的高等教育機関に対して、派遣専門家が継続的にはたらきかけた結果、1999 年の日本語学科開設以降初めて使用教材が変更され、より今日的な内容で授業が行われるように改善された。ラオスでは中等教育のカリキュラムや教科書『にほんご 2』正規版の完成、『にほんご 3』試行版のパイロット校での試行開始等が実現した。中国でも職業大学における日本語教育専攻用の教育大綱の作成委員に派遣専門家が指名されるなど、国際交流基金とその派遣専門家が中国教育部との間で長年にわたり築いてきた信頼関係が実を結んだ事象も表れている。

イ. 各国・地域の日本語教師を対象とした研修の実施

国内附属機関と海外事務所において各国の日本語教師の技能向上や新規育成に着実に取り組んだ。特に、第 23 回国際交流会議「アジアの未来」における安倍総理大臣スピーチを踏まえ、インド、ベトナム、ミャンマーで新規教師養成や技能向上を目的とした現職教師研修の準備を当該国の関係機関

と連携して進め、平成 30 年度内に各国で開始した。また、タイでは教育省に協力し、各大学の日本語学科等で日本語を学んだ潜在的な日本語教師予備軍を対象に、同国内及び日本で教師研修を実施し、5 年間で 200 人の新規教員を養成する計画の達成に大きく貢献した。

ウ. 世界の日本語教育機関の活動とネットワーク化支援

平成 19 年度に立ち上げた「JF にほんごネットワーク」は、平成 30 年度末時点で 93 か国・地域 292 機関まで拡大し、日本語教育機関や日本語教師会のネットワークの大規模なプラットフォームとなっている。ベトナム、タイ、欧州、アフリカなど、さくらネットワークの認定機関がそれぞれの国・地域で中核となり、その他の機関の日本語教師も参加できる事業を実施することで、普段は交流する機会が少ない日本語教師同士が、教育段階や国・地域の垣根を越えて交流する場を形成している。国際交流基金はこうしたさくらネットワークの認定機関を中心に各国・地域の日本語教育活動を支援することで、日本語教師の意欲や技能の向上、また日本語教育に関する研究発展等を後押ししている。

エ. 質の高い日本語教材や e ラーニング・プラットフォームの拡大

JF スタンダード準拠教材『まるごと 日本のことばと文化』は、韓国、ベトナムでの現地出版も実現し、平成 30 年度末現在で販売範囲は 55 か国に拡大した。情報発信の強化にも取り組み、同教材を紹介するウェブサイトの内容を拡充。多言語のサポート教材の公開や各種『まるごと』関連情報の提供を行い、同サイトへのアクセス数は前年度比で約 40% 増となった。また、2016 年 7 月に一般公開した日本語学習の e ラーニング・プラットフォーム「みなと」(学習管理システム) は、コースの追加や多言語化により、登録者数は平成 30 年度末時点で 180 か国・地域にわたり前年度比約 90% の大幅な増加を達成したほか、一般社団法人 e-Learning Initiative Japan が主催する第 15 回日本 e-Learning 大賞にて「eIJ Global 賞」を受賞した。これに加え、モバイル端末にダウンロードして利用できる日本語教材をグローバルに提供するなど、様々な利用ニーズに応える e ラーニングの展開により日本語学習者の裾野拡大に大きく貢献している。

オ. 日本語能力試験の着実な実施

実施国・都市数の拡大等を図りつつ、試験の着実な実施を進めた結果、世界全体での受験者数が 1984 年の試験開始以降初めて 100 万人を突破した。一方、収支バランスは 8 か国・地域(韓国、台湾、香港、インドネシア、ベトナム、米国、ポーランド、イラン) で定額還元金の値上げを行ったほか、4 か国(ベトナム、フィリピン、インド、カタール) で定額還元金を新規に導入するなど、収支の安定化に取り組んだ結果、前年度に引き続き収入が支出を大幅に上回った。

以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

【課題と対応】

「新たな外国人材の受入れ」において特定技能 1 号の在留資格制度が 2019 年 4 月 1 日より開始となることを受け、社会の要請に応えるべく、来日後の生活・就労に必要な日本語能力を適切かつ頻度を高めて測ることに利用できるテスト(「国際交流基金日本語基礎テスト」)の開発・実施、日本語能力を有する有為な外国人材の安定的な受入れに資する海外での日本語学習基盤の整備事業を関係機関と連携して進めていく。

3-5. 主務大臣による評価

<評定と根拠>

評定 _____
根拠：

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)
<予算額と決算額の主な差異について>
一部事業の実施が翌年度以降となったため等

独立行政法人国際交流基金 平成 30 年度評価 項目別自己評価書
 (国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 3	海外日本研究・知的交流の推進及び支援
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－1－4 国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際交流基金法第 12 条
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度事前分析表、行政事業レビューシート番号とも未定

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
【指標 3－1】 日本研究フェロ ーシップ終了後 3 年以内の博士 論文フェローの 学位取得割合	計画値	50% 以 上		50%	50%			
	実績値			52%	66%			
	達成度			104%	132%			
【指標 3－2】 日本研究フェロ ーシップ終了後 3 年以内の学 者・研究者フェ ローの成果発表 件数（メディア 発信含む）	計画値	平均 1 人 2 件 以上		平均1人 2件	平均 1 人 2 件			
	実績値			平均1人 6.61件	平均1人 6.53件			
	達成度			331%	327%			
【指標 3－3】 安倍フェローシ ップ終了後のフ ェローの出版実 績	計画値	（平均 件数）	平成 24 年～27 年度の 年間平 均値 79 件	80件	80 件			
	実績値	80 件以 上/年		94件	90 件			
	達成度			117%	113%			
【指標 3－4】 複数年助成事業	計画値	平 均 3.75 点		3.75	3.75			

実施後の外部評価（事業実施を通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関する5段階評価（高5点～低1点））	実績値	以上		4.32	4.25			
	達成度			115%	113%			
【指標3-5】 日本研究・知的交流の主要国（米国・中国・韓国）におけるフェローシップ・フォローアップ事業の実施	計画値	1か国 1件/ 年以上		3か国3 件	3か国3 件			
	実績値			3か国10 件	3か国7 件			
	達成度			333%	233%			
フェローシップ 人数/国・地域 数	実績値		平成24 ～27年 度の実 績平均 値227 人/46 か国・ 地域	143名/ 39か 国・地域	121名 /37か 国・地域			
フェローアンケート「有意義」 項目※	実績値			100%	100%			
フェローシップ 修了者が関与する 基金主催/助 成事業数	実績値			45件	46件			
安倍フェローシ ップ人数	実績値		平成24 ～27年 度の実 績平均 値27人	28人	26人			
安倍フェローシ ップ修了者によ る成果発表件数 (メディア発信 含む)	実績値			1,664 件	1,902 件			
安倍フェローシ ップのフェロー アンケート「有 意義」項目※	実績値			100%	100%			

安倍フェロ シップフェロ シップ修了者 が関与する 基金主催/ 助成事業数	実績値			30 件	19 件			
助成事業実施 件数	実績値		平成 24 ～27 年 度の実 績平均 値 266 件	172 件	173 件			
助成対象機関 アンケート「有 意義」項目※	実績値			100%	100%			
知的交流事業 参加者による 成果発表件数 (メディア発 信含む)	実績値			87 件	51 件			
知的交流事業 参加者アンケ ートにおいて 事業実施前後 の認識変化を 測る項目※	実績値			100%	100%			
知的交流事業 参加経験者が 関与する基金 主催/助成事 業数	実績値			1 件	1 件			

<目標水準の考え方>

- 我が国における人文科学・社会科学分野の博士課程在籍者の学位取得率平均値 47%（平成 27 年度学校基本調査（文部科学省）参照）を超えることを目指す。
- 安倍フェロシップ終了後のフェローの出版実績は、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指す考えから、平成 24～27 年度の年間平均値以上を目標とした。
- 複数年助成事業実施後の外部評価は、前期中期目標期間中の事前審査の採用基準 4 点中 3 点を 5 段階に換算し設定。

<目標達成に影響を及ぼす外部要因>

各国における教育制度変更等の日本研究を取り巻く環境の変化が日本研究者・機関の業績に影響を与える可能性がある。

※アンケートはいずれも 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額（千円）	2,452,499	1,853,519			

決算額（千円）	1,770,403	1,734,726			
経常費用（千円）	2,235,644	1,734,265			
経常利益（千円）	▲ 475,518	563,319			
行政サービス実施コスト（千円）	1,612,062	782,211			
従事人員数	21	15			

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標					
<p>【中期目標】</p> <p>ウ 海外日本研究・知的交流の推進及び支援</p> <p>(ア) 海外の日本研究の推進及び支援</p> <p>海外の日本研究は、各国・地域における対日理解の基礎となるものであり、基金は、被支援機関・研究者による発信等を通じて当該国・地域における正確な対日理解の普及及び対日関心の維持拡大に資するよう、フェローシップ、日本研究機関支援等のプログラムを戦略的に運用して支援する。支援に当たっては、外交上の必要性を踏まえつつ、在外公館とも連携し、各国・地域の日本研究の状況及び日本研究の振興のためのニーズを把握する。また、日本を主たる専門とする研究者への支援に当たっては、高い発信力を有する研究者の関与、次世代の人材育成や中長期的な基盤整備を意識する。</p> <p>(イ) 知的交流の推進及び支援</p> <p>基金の日本国内外の有識者のネットワークを活用しつつ、国際的重要課題についての対話と共同研究を推進する海外のオピニオンリーダー等の人材を育成する。また、自立的、持続的なネットワークの維持や発信力の維持・向上を図るべく、フォローアップに取り組む。</p>					
<p>【中期計画】</p> <p>ウ 海外日本研究・知的交流の推進及び支援</p> <p>各国・地域の事情や必要性を把握しつつ、海外日本研究及び知的交流それぞれの性格に応じて、海外日本研究及び知的交流を効果的に促進する。</p> <p>(ア) 海外の日本研究の推進及び支援</p> <p>各国・地域の日本研究状況及び日本研究振興のためのニーズを把握し、長期的な視点から対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に資するよう、我が国の外交上の要請にも配慮しつつ、以下の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究者支援 <p>海外における日本研究を振興するため、日本を研究対象とする諸外国の学者・研究者及び博士論文執筆者（自然科学・医学・工学分野の専門家は対象外）に、我が国で研究・調査等の活動を行う機会を提供する。また、講演会・レクチャー等の実施やネットワーキングの機会を設ける等のフォローアップ事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関支援 					

各国において日本研究の中核的な役割を担う機関が日本研究の基盤を強化し、人材を育成することができるよう、日本研究に従事している海外の日本研究機関に対し、客員教授派遣や派遣支援、研究・会議助成、教員拡充助成などの包括的な支援を実施する。

・ネットワーク支援

日本研究に関わる研究者や知日層及び関連機関を横断的に結びつけ、ネットワーク化を図ることによって日本研究の発展と深化に寄与するため、我が国や第三国から研究者・専門家を集めた会議の開催や、日本研究や日本を含む地域研究の学会への支援を行う。

(イ) 知的交流の推進及び支援

我が国と各国の共通の関心テーマや国際的重要課題について、以下のような対話・共同研究、人的交流を実施するとともに、そのための人材育成に資する支援及びフォローアップを行う。

・知的交流事業の実施及び支援

諸外国の機関・有識者との協力のもと、会議の開催、人物の派遣・招へいといった知的共同事業を実施及び支援する。知的交流事業の実施に当たっては、長期的視野に立つての恒常的な知的交流の積み重ねの重要性に留意し、次代の知的交流の担い手の育成や多様な担い手によるネットワークの強化等を進める。また、我が国の有識者の海外発信の機会の増加、海外発信能力の向上、ネットワーク形成等を促進するよう配慮するとともに、できるだけ日本国内外の他機関・団体等と連携することで事業を効果的・効率的に実施する。

・日米交流事業の実施及び支援

日米両国の各界各層にわたる信頼醸成及び相互理解促進のため、専門家・政策関係者による知的対話・共同研究や、教育を通じた対米日本情報拡充・交流事業を実施及び支援する。また、日米関係の人的基盤維持に向け、フェローシップ等、次代の日米知的交流を担う人材育成のための事業を実施及び支援する。フェローシップ供与型事業については、フェローシップ終了後のフェローの出版実績を調査するなど、受給者のフォローアップに留意する。

【留意点】

上記事業の実施に当たっては、以下の点に留意する。

- a. 日本研究支援を行う際には、相手国において長期的に日本研究が発展するよう、若手研究者の育成、知的コミュニティにおける日本研究者の活躍の機会の創出、日本研究者のネットワーク拡充等の工夫をする。
- b. 日本語普及や留学生交流などの諸分野との連携に配慮する。海外事務所においては、在外公館、日本研究機関、その他関係機関・団体と連携し、海外日本研究の支援体制の構築に努める。
- c. 海外における日本研究を戦略的に促進するため、各国・地域における日本研究の中核となる機関や対日理解の中核となる者に対する支援に重点化して事業を行う。また、支援対象とすべき機関の特定、支援の在り方の検討に供すべく、海外における日本研究者及び日本研究機関の情報の収集・調査を行う。
- d. 事業効果を確認するためにアンケートを実施する場合は、5段階評価で中央値を除外した上位2つの評価を得た割合を評価対象とする。
- e. 日米センターの運営に当たっては、自己収入財源（政府出資金等の運用益収入等）を通じて事業を実施することにより、同センターの自律性に配慮するとともに、外部有識者の意見を踏まえて行うものとする。
- f. 日米センターは、日米文化教育交流会議（カルコン）の事務局業務を担う。
- g. 「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」に資する事業の実施に配慮する。

【年度計画】

(ア) 海外の日本研究の推進及び支援

各国・地域の日本研究状況及び日本研究振興のためのニーズを把握し、長期的な視点から対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に資するよう、我が国の外交上の要請にも配慮しつつ、以下の事業を実施する。

・研究者支援

海外における日本研究を振興するため、日本を研究対象（自然科学・医学・工学分野の専門家は対象外）とする諸外国の学者・研究者及び博士論文執筆者に、我が国で研究・調査等の活動を行う機会を新たに提供する。日本研究フェローシップ終了後3年以内で、「学者・研究者」フェローについては成果発表件数（メディア発信含む）平均1人2件以上、「博士論文執筆者」フェローについては、学位取得割合50%以上の達成を目標とする。

また、講演会・レクチャー等の実施やネットワーキングの機会を設ける等のフォローアップ事業を、米国、中国及び韓国で行うとともに、過年度に招へいたフェローに関する情報収集を強化する。

・機関支援

各国において日本研究の中核的な役割を担う機関が日本研究の基盤を強化し、人材を育成することができるよう、日本研究に従事している海外の日本研究機関に対し、客員教授派遣や派遣支援、研究・会議助成、教員拡充助成などの支援を実施する。複数年助成事業実施後の外部評価（事業実施を通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関する5段階評価（高5点～低1点））で平均3.75点以上の評価を得ることを目標とする。

・ネットワーク支援

日本研究に関わる研究者や知日層及び関連機関を横断的に結びつけ、ネットワーク化を図ることで日本研究の発展と深化に寄与するため、我が国や第三国から研究者・専門家を集めた会議の開催や、日本研究や日本を含む地域研究の学会への支援を行う。

(イ) 知的交流の推進及び支援

我が国と各国の共通の関心テーマや国際的重要課題について、以下のような対話・共同研究、人的交流を実施するとともに、そのための人材育成に資する支援及びフォローアップを行う。複数年助成事業実施後の外部評価（事業実施を通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関する5段階評価（高5点～低1点））で平均3.75点以上の評価を得ることを目標とする。

・知的交流事業の実施及び支援

諸外国の機関・有識者との協力のもと、会議の開催、人物の派遣・招へいといった知的共同事業を実施及び支援する。

知的交流事業の実施に当たっては、長期的視野に立っての恒常的な知的交流の積み重ねの重要性に留意し、次代の知的交流の担い手の育成や多様な担い手によるネットワークの強化等を進める。また、我が国の有識者の海外発信の機会の増加、海外発信能力の向上、ネットワーク形成等を促進するよう配慮するとともに、できるだけ日本国内外の他機関・団体等と連携することで事業を効果的・効率的に実施する。

「現代日本理解特別プログラム」により、オーストラリア・米国・英国及びフランスの主要な研究機関を支援し、特に社会科学分野における知日派人材の育成を促進する。

・日米交流事業の実施及び支援

日米両国の各界各層にわたる信頼醸成及び相互理解促進のため、専門家・政策関係者による知的対話・共同研究や、教育を通じた対米日本情報拡充・交流事業を実施及び支援する。

また、日米関係の人的基盤維持に向け、フェローシップ等、次代の日米知的交流を担う人材育

成のための事業を実施及び支援する。フェローシップ供与型事業については、フェローシップ終了後のフェローの出版実績調査等、受給者フォローアップに留意し、旗艦プログラムである安倍フェローシップについて、終了後のフェローの出版実績（平均件数）80件以上／年を目標とする。

【主な評価指標】

【指標3-1】 日本研究フェローシップ終了後3年以内の博士論文フェローの学位取得割合 50%以上

【指標3-2】 日本研究フェローシップ終了後3年以内の学者・研究者フェローの成果発表件数（メディア発信含む）平均1人2件以上

（関連指標）

- ・フェローシップ人数／国・地域数（平成24～27年度の実績平均値227人／46か国）
- ・フェローアンケート 「有意義」項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合
- ・フェローシップ修了者が関与する基金主催／助成事業数

【指標3-3】 安倍フェローシップ終了後のフェローの出版実績（平均件数） 80件以上／年（平成24年～27年度の年間平均値79件）

（関連指標）

- ・安倍フェローシップ人数（平成24～27年度の実績平均値27人）
- ・安倍フェローシップ修了者による成果発表件数（メディア発信含む）
- ・安倍フェローシップのフェローアンケート 「有意義」項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合
- ・安倍フェローシップフェローシップ修了者が関与する基金主催／助成事業数

【指標3-4】 複数年助成事業実施後の外部評価（事業実施を通じた発信力強化、成果の持続に向けた取組等に関する5段階評価（高5点～低1点））で平均3.75点以上

（関連指標）

- ・助成事業実施件数（平成24～27年度の実績平均値266件）
- ・助成対象機関アンケート 「有意義」項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合

【指標3-5】 日本研究・知的交流の主要国（米国・中国・韓国）におけるフェローシップ・フォローアップ事業の実施 1か国1件／年 以上

（関連指標）

- ・知的交流事業参加者による成果発表件数（メディア発信含む）
- ・知的交流事業参加者アンケートにおいて事業実施前後の認識変化を測る項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合
- ・知的交流事業参加経験者が関与する基金主催／助成事業数

3-2. 業務実績

(1) 海外の日本研究の推進及び支援

対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に貢献することを目的に、各国・地域における日本研究・対日理解の中核的な研究機関の維持・発展を長期的に支える「日本研究基盤整備」、研究者個人を支援することで人材育成の観点で日本研究の振興を支える「日本研究フェローシップ」、国や地域を越えた学会等を支援し研究者のネットワーク化を図る「日本研究ネットワーク強化」を実施した。他方、平成29年度より、単発事業を単年度ベースで助成する公募プログラム「日本研究プロジェクト助成」を新設。各国・地域の事情に即した、より機動的かつ効果的な支援を行った。

ア. 研究者支援

平成30年度は33か国・地域の77人に対して新たに訪日研究の機会を与え、平成29年度から継続する44人とあわせて121人が日本で研究を行った。平成30年度中に訪日研究を終え、アンケートに回答したフェローの71人全員が、国際交流基金の支援を有意義と回答した。

過去のフェローシップ受給者から平成30年度中に発現した具体的な成果事例は以下のとおり。

(ア) 朴喆熙 (韓国)

日本政治を専門とする朴喆熙(パク・チョルヒ)ソウル大学教授は、コロンビア大学博士課程在学中の1995年、またソウル大学着任後の2009年にも国際交流基金のフェローシップを得て、佐藤誠三郎・慶応義塾大学教授(当時)、添谷芳秀・慶応義塾大学教授のもとでそれぞれ研究を行った。ソウル大学日本研究所長、同大学国際大学院長を経て、現在は同大学国際大学院教授。2018年秋以降日韓関係が後退する中でも、同年12月に東京新聞、2019年4月に中央日報(韓国)に寄稿するなど、日韓関係の重要性と大局的視点の必要性を両国社会に呼びかける姿勢を貫いている。また、中国、台湾を交えた東アジアにおける日本研究の持続可能な広域ネットワークづくり、人文学と社会科学の連携を提唱して、東アジア初の日本研究ネットワーク組織「東アジア日本研究者協議会」の発足(2016年)を主導。東アジアにおける日本研究の更なる国際化を牽引する中心的存在として活躍している。

(イ) タイモン・スクリーチ (英国)

日本近世文化・美術を専門とするスクリーチ・ロンドン大学アジア・アフリカ研究所(SOAS)教授は、ハーバード大学博士課程在籍中の1988年、基金フェローシップを得てアメリカ・カナダ大学連合日本研究センターで研修を行ったのをはじめ、SOASに職を得て以降も複数回、国際交流基金のフェローシップを得て訪日研究を行ってきた。

スクリーチ氏は、こうした日本での研究を生かして、江戸期の美術を中心に10数冊の単著を刊行してきた他、2013年には日英交流400周年を記念した文化プログラム「Japan400」の運営委員会共同代表を務めるなど広範囲に活動を展開、2018年7月には英国学士院フェローに選出された。同フェローは、人文・社会科学分野で優れた業績を上げた研究者が毎年52名、英国内から選ばれる仕組み。現在、他に日本研究を専門とする同フェローは3名おり(アンドリュー・ガーストル、ピーター・コーニツキー、ジェームズ・マクマレン)、いずれも元基金フェローである。

(ウ) フェローのフォローアップ事業 (米国)

2019年3月、米国コロラド州デンバーにて、会員数約7,000人とされる世界最大のアジア研究学会AASの年次大会が開催される機会に、基金では、第一線で活躍する元フェロー3名を起用した公開セミナー「Windows into Japan: Academia and the Public」を、コロラド日米協会との共催で実施した。レベッカ・コーブランド・セントルイス・ワシントン大学教授(文学/1997年日本研究フェロー)、サトゥ・リメイエ東西センター所長(国際関係/1995年安倍フェロー)、ケネス・盛・マッ

ケルウェイン東京大学准教授（比較政治学／2011年日本研究フェロー）が、それぞれの専門分野から現代日本を理解する新たな見方を提示すると、満席の会場からは活発な質疑がなされ、「異なる分野の魅力的な3人による発表は非常に興味深かった」「パネルの多様性と彼らがもたらした様々な洞察に深く感銘を受けた」等のコメントが寄せられた。聴衆にはアジア・中南米各国から AAS に参加した若手日本研究者 30 名余も加わり、国際的な日本研究者ネットワークを構築した。

イ. 日本研究機関支援

真に中核的な機関を対象とする中期的な支援「日本研究基盤整備」では、中期的な成果発現が期待できる 13 か国・地域の 31 機関に対して戦略的な支援を実施した。単年度のプロジェクトに対する「日本研究プロジェクト支援」においては 24 か国・44 件の支援を実施した。「基盤整備」「プロジェクト支援」両プログラムを合わせ、助成先から回収できたアンケート 66 件すべてにおいて、国際交流基金の支援は有意義との回答を得た。

(ア) 北京日本学研究中心事業（北京外国語大学実施分）

日中首脳合意に基づき 1980 年に設立された日本語研修センター（通称「大平学校」）を前身とし、中国における日本研究の拠点として国際交流基金が長く運営に関わっている北京日本学研究中心に、大学院生への講義・指導のため客員教授を派遣するとともに、民間資金の協力も得て修士課程及び博士課程の学生に訪日研究の機会を提供した結果、今期は修士 33 名、博士 14 名を輩出した（累計で修士 746 名、博士 73 名）。

センターの運営にあたっては、「日中間の日本研究支援及び知的交流に関する懇談会」（座長：國分良成・防衛大学校長）における提言（2018 年 3 月）を確実に具体化するため、6 月に同懇談会委員の園田茂人・東京大学教授を日本側主任教授に迎えるとともに、北京外国語大学との間で 8 月に①国際性と開放性の更なる向上、②日本研究者の輩出に貢献する博士課程の強化の 2 点を明記した「第 9 次 3 ヶ年計画合意書」を締結し、大学幹部の積極的関与を引き出した。

また、園田新主任教授の発意により、2019 年 3 月に欧州日本研究協会を実質的に担うプレヒンガー＝タルコット教授（ベルリン自由大学副学長）を囲むワークショップを開催した。その結果、博士課程在籍者を中心に、日中間のみならず世界の日本研究とのネットワーク、傑出した日本語能力というセンター在籍者の優位性を前提に英語による研究交流・発信の拡充に対する関心もセンター内で高まっており、懇談会提言に沿った上記合意書の具体化に向けて一歩を踏み出すことができた。

(イ) 次世代日本研究者協働研究ワークショップ

平成 30 年度の新たな試みとして、東アジア・東南アジア・南アジアの 15 の主要日本研究機関（基盤整備支援の対象）で学ぶ大学院生（修士、博士）23 名を招へいし、一週間の集中ワークショップを実施した。日本・韓国・フィリピンの優れた研究者を講師に迎え、学際研究の意義、研究のオリジナリティや社会的意義について考え、最終的に地域や分野を超えた協働研究のプロポーザルをつくり模擬パネルで発表するというプログラム構成を通じ、当基金が期待する日本研究者のあり方を若手研究者に提示することができた。

参加者からも、「国・地域や専門分野を超えて日本研究の仲間を得た」、「不安を抱えながら孤独に研究してきたが、視野が広がり、自身の分野への認識も深まった」、「共同研究の難しさと面白さ、ネットワークの重要性を理解した」、「手段としての多言語、とくに英語の重要性を理解した」、「日本語圏と英語圏の研究者を繋ぐブリッジの役割を果たしたい」等の好評を博した。

継続支援している域内の中核的機関多数から大学院生を一堂に集めたことで、所属を異にする参加者相互の知見の共有及び切磋琢磨、並びにそれらの各国・機関への持ち帰りに寄与したほか、国際交流基金自らも各機関における人材育成の状況を直に把握するとともに、従来の受動型個別支援に加えて、国際交流基金をハブとするより広いネットワーキングという新機軸を開拓することがで

きた。今回形成された若手研究者間ネットワークが、将来的に各種共同研究や、東アジア日本研究者協議会、東南アジア日本学会、北米アジア学会等の広域学会活動の更なる活性化と深化に繋がっていくことが期待できる。

(ウ) アイオワ大学 (米国)

平成 28 年度より、教員ポスト新設を中心に、アイオワ大学の日本研究拡充を総合的に支援する 3 か年事業を実施した。新ポストに採用されたケンドラ・ストランド助教授 (文学/元 JET) は、新たに開講された 4 講座を担当したほか、周辺地域の中高教員や小中学生向けの講義、日本研究を専門としない大学教員らを対象とした訪日研修なども実施し、学内外の日本研究・日本文化普及の裾野の拡大に貢献した。基金助成の一環では、ほかに日本からドキュメンタリー映画監督・詩人・翻訳者などの招へいも行われ、詩人・吉増剛造氏のセミナーを聴講した日本研究専攻学生は、氏との交流や翻訳経験を糧として、2019 年に栄えあるローズ奨学生に選ばれた。また、同大学が主催する歴史あるライター・イン・レジデンス・プログラム「International Writing Program」に、2016 年には柴崎友香氏、2017 年には藤野可織氏と、いずれも芥川賞作家が国際交流基金助成により招へいされ、両氏とも 3 ヶ月の滞在中、多数のイベントに参加して現代日本文学への関心を喚起した。柴崎氏は 2018 年、米国での経験に基づき『公園へ行かないか? 火曜日に』を出版した。

ウ. 日本研究ネットワーク支援

主催事業 6 件、助成事業 24 件を実施。アンケート回答のあった 16 の助成対象機関すべてが、国際交流基金の助成が有意義であったと回答した。

(ア) 東アジアと同時代日本語文学フォーラム第 6 回大会

2013 年に開始した「東アジアと同時代日本語文学フォーラム」の第 6 回大会が、2018 年 10 月、中国・上海で開催された。同フォーラムは、東アジアにおける日本近代文学研究者が共同で研究成果を発信し、また次世代研究者を育成するためのプラットフォーム。国際交流基金は、若手研究者の発表を促進するための「次世代パネル」、また、同フォーラムが初めて東南アジア (インドネシア、タイ) の研究者を迎えた「東南アジアパネル」に係る開催経費の一部を支援した。

この「東南アジアパネル」は、国際交流基金の支援で 2017 年の北米アジア学会 (AAS) ソウル大会に東南アジアの研究者が参加したことを契機に、東アジアの研究者とつながり、今回の設置に至ったもの。同フォーラムは、従来の東アジア域内に加えて今後は東南アジアにもネットワークを拡げていく意欲を示し、2020 年にはインドネシア開催を計画している。

大会の成果は、高麗大学グローバル日本研究院 (韓国) が発行する学術誌『跨境：日本語文学研究』にて公開される (国際交流基金は高麗大学に対する支援として、同誌の出版に協力)。

(イ) 東南アジア日本学会 (JSA-ASEAN) 第 6 回総会

2006 年に発足した標記学会の第 6 回総会 (隔年開催) が、2018 年 12 月にジャカルタで開催された。国際交流基金は、総会開催経費の一部を支援したほか、若手研究者の発表を促進するため、ASEAN 諸国 45 名、米国 4 名の計 49 名に旅費を供与した。大会全体は約 250 名 (発表者 120 名超を含む) の研究者、大学院生が集い、24 の分科会が設けられ、成功裏に終了した。東南アジアにおける日本研究は東アジアや欧米に比して発展途上にあるが、本総会は院生等若手研究者に対して積極的に発表機会を提供し、また院生対象の研究ワークショップも併催するなど、人材育成のプラットフォームとしての機能を果たしており、今後も東南アジアの日本研究を牽引する存在として発展することが期待される。

(ウ) 「明治 150 年」記念事業

明治元年から満 150 年に当たる 2018 年には、海外の日本研究界でもこれにちなんだセミナー・シンポジウムが数多く企画されたところ、国際交流基金では、各企画の外交上の重要性も勘案のうえ、日本から参加する有識者にかかる経費負担を中心に積極的な関与を行った。南開大学、シンガポール国立大学、ベトナム国家大学経済大学、ライデン大学、イスラエル日本研究協会、カイロ大学、トルコ日本研究協会に助成したほか、2018 年 12 月、ベルリン日独センターと共催したシンポジウム「明治維新の遺産－民主主義への道（1868 年～2018 年）」には、日本から 3 名の研究者を派遣した。そのうち五百旗頭薫・東京大学教授からは、日本の歴史研究ではより実証的方向がとられているのに対し、ドイツの歴史研究では同様の方向での目覚ましい進展が見られる一方で、なお規範的な視点もしばしば見られると指摘した上で、両者の対話の場として極めて価値の高いシンポジウムであったと報告を得た。

エ. 在外事業

国際交流基金海外事務所 21 か所により、計 165 件の日本研究・知的交流事業が実施された。うちトロント日本文化センター及びニューヨーク日本文化センターでは、2018 年 10 月から 11 月にかけて芥川賞作家・村田沙耶香氏を招へい、トロント国際作家祭、アイオワ大学、ニューヨーク大学等で朗読やトークイベントを実施した。国際交流基金本部が村田氏の受賞作『コンビニ人間』の翻訳に助成、海外事務所がそれぞれ現地の有力文化機関と共催で作家を迎えたイベントを開催するという、本部、海外事務所及び現地機関の効果的な連携が実現し、同書の『ザ・ニューヨーカー』誌 2018 年最優秀作品（全 9 点）への選出にもつながった。

（2）知的交流の推進及び支援

日本の対外発信の強化とそのための人材育成に貢献することを目的に、世界的な課題や諸外国との共通の関心事に対して日本と諸外国の知識人が対話・協働を行う国際会議等の知的交流事業、及び日本と諸外国との共同研究・知的対話を実施または支援した。

ア. 知的交流事業の実施及び支援

自国での発信力、注目度が高い識者や、日本との交流を担うことが期待される次世代の人材の対日理解を深め、海外における日本の発信力を強化するため、平成 30 年度は以下の取組を行った。

（ア）日中知的交流強化事業（中国知識人招へい）

中国の言論界で強い影響力を有しながら日本との関係が希薄な知識人層をターゲットに平成 20 年度から実施している招へい事業。個々の被招へい者に即した滞日日程中に日本の各界有識者との交流機会を提供することで、具体的な人間関係を通じて訪日知識人らの日本理解を深めるとともに、訪日中及び帰国後の発信により中国社会における対日理解を広く促進することを期している。平成 30 年度は個人 10 名、グループ 1 件（4 名）を招へいし、累計招へい人数は個人 93 名、グループ 83 名の計 176 名に達した。

平成 30 年度被招へい者のうち、「日本人女性の社会や家庭における役割変化」をテーマに調査研究した SNS 媒体「界面」主筆の羅潔琪氏は、そのコラムサイト「正午故事（Noon Story）」を通じて、高齢化社会、災害時の避難所運営、小学校や幼稚園等をめぐって日本人と日本社会に関するコラム記事 6 本を掲載し、計 229 万のアクセスを獲得した。

また、平成 28 年度に招へいした 3 人の有識者が、平成 30 年度中に単著を出版。フィナンシャルタイムズ中国語版編集長の徐瑾氏が『不迷路、不東京』、雑誌『財経』主筆の馬国川氏が明治維新をテーマに『国家の啓蒙』、同済大学人文学院副教授の王暁漁氏が『文学、文化と公共性』をそれぞれ上梓し、訪日中の研究成果を中国国内に広く発信して、中国における対日理解の促進に寄与した。

さらに過去の被招へい者のうち、北京青普旅遊文化發展有限公司副總裁の趙国君氏（平成 28 年度）が、2018 年 6 月に「明治維新と中国」をテーマに研修グループを組んで自費で来日。北京大学法学院教授の賀衛方氏（平成 23 年度）はその講師として同行し早稲田大学で同テーマについて講演を行うなど、過去の被招へい者が自ら再来日し、本事業を通じて築いた人的ネットワークを生かして日本との交流を深めている。

これらの例に代表されるように、本事業は対日理解促進に寄与する情報の効果的な発信や日中間の知的ネットワーク強化の面において中長期にわたり社会的還元効果の高い事業である。

(イ) 現代日本理解特別プログラム

米国、英国、フランス、オーストラリアの主要機関に対して、主に社会科学分野（特に日本政治・外交）において、現代日本に対する理解の促進と発信強化に資する 8 件の事業に対する助成を実施し、アンケート回答機関すべてが国際交流基金の助成が有意義であったと回答した。具体的事例は以下のとおり。

a. 米国

国際関係の理解促進に力を注ぎ、発信力について期待できる米国中西部の有力な研究機関であるインディアナ大学の「21 世紀の日本の政治と社会のイニシアチブ」（5 年事業）への支援を平成 29 年度より開始し、学部生・大学院生向けの 2 つの「日米関係」講座を開設した。加えて、筒井清輝氏（ミシガン大学社会学部）、フィリップ・リップシー氏（スタンフォード大学政治学部）等の外部専門家を講師に招いたセミナー・知的懇談会を 10 回開催し、教員への研究費助成、学生への研究奨励金供与等を通じて同大学国際関係学部（SGIS）が取り組む現代日本の政治や社会の研究を再活性化させた。

b. フランス

パリ第 7 大学とフランス国立東洋言語文化学院（INALCO）とのコンソーシアムへの助成（5 か年事業）は、本プログラムで目下唯一の非英語圏での実施。各年度博士研究員 2 名を雇用して実施している講義シリーズでは、フランス内外から多彩な講師陣も招へいし、20 名近い院生・研究者の聴講を得ているほか、各講義全編を録画してオンラインで公開している。現在の博士研究員の 1 名は、博士論文「日本の政治体制の再編－1990 年代以降の政治システムにおける官僚制」で 2017 年に渋沢・クローデル賞を受賞したアルノ・グリヴォ氏。また、過年度博士研究員を務めたアリーヌ・エナンジェール氏は、2018 年 9 月、オルレアン大学講師に採用された。博士研究員らは一般向けの講演会も開催しており、フランス社会における現代日本理解普及へ高い貢献度を示している。さらに、上記講義シリーズ受講者等から各年度 3～4 名に、最長 1 ヶ月の訪日研究の機会を提供している。

イ. 日米交流事業の実施及び支援

日米両国が国際的責任を分かち合い、世界的視野に基づく協力を推進すると共に、日米両国の各界各層における対話と交流を促進するため、平成 30 年度は以下の取り組みを行った。

(ア) 安倍フェローシップ・プログラム

日米基軸で地球規模の政策課題に取り組む研究者・ジャーナリストの研究を奨励し、長期的に政策指向的研究または報道に従事し、世界のネットワークに積極的に参画する新世代の研究者・ジャーナリスト人材の養成を目指す研究奨学金プログラム。

平成 3 年（1991 年）の開始よりこれまでに日米両国での政策形成に影響力を持つ 433 名のフェローを輩出。過去のフェローは、フェローシップ供与後も日米を代表する著名な研究者として活躍し

ており、平成 30 年度には、1996 年度採用のジョン・クレイトン・キャンベル氏（ミシガン大学名誉教授）及び 1997 年度採用のエリス・S・クラウス氏（カリフォルニア大学サンディエゴ校名誉教授）が旭日中綬章を受章した他、2004 年度採用のミレヤ・ソリス氏（ブルッキングス研究所外交政策プログラム上級研究員）が第 34 回大平正芳記念賞を受賞した。

フェロー経験者は活発な成果発表を行っており、2018 年 3 月時点で関連出版物の総数は 3,951 点（うち日本語文献 1,303 件、英語文献 2,648 件）に及ぶ。うち、平成 30 年度中に発表されたフェロー（過去の受給経験者を含む）による刊行論文等は、日本語文献 22 件、英語文献 68 件。同じくメディア露出実績は計 1,902 件（和文メディア 871 件、英文メディア 1,031 件）。フェロー満足度は、昨年度に引き続き 100%（回答者 10 名中 10 名）に達した。

また平成 30 年度も、安倍フェローによる知見発信および対話を通して関係強化・理解促進をさらに図ることを目的に、「イノベーションと環境テクノロジー」をテーマに過去の安倍フェロー 6 名をパネリストとする「安倍フェローシップ・グローバルフォーラム」をアトランタ及びワシントン DC にて開催し、活発な討議が行われた。過去の安倍フェローの掘り起し・活用・ネットワーク構築の機会として、今後も同様のフォローアップ事業の実施を進めていく方針である。

(イ) 日米草の根交流コーディネーター派遣プログラム (Japan Outreach Initiative :「JOI」)

日米センターのミッションの一つである「日米両国の各界各層における対話と交流の促進」を目的に、日本との交流の機会が比較的少ない米国の南部・中西部地域にボランティアとして草の根交流コーディネーター(毎年 3~5 名程度)を 2 年間派遣するプログラム。2002 年度の開始以来、これまでに計 70 名のコーディネーターを派遣した。

平成 30 年度は新規に 5 名のコーディネーターを米国に派遣（第 17 期）したほか、継続派遣中の第 16 期 6 名、第 15 期 3 名と合わせ、のべ 14 名が米国の大学等を拠点に学校や地域で日本紹介活動を行った。平成 30 年度の 1 年間でこのべアウトリーチ数（イベントや催し参加者数）は約 6.5 万人にのぼり、米国の地域レベルでの日本理解や日米交流の促進に貢献している。平成 30 年度末日時点での総アウトリーチ数は、統計を開始した 2003 年度（第 1 期 2 年目）以降、のべ約 106 万人にのぼる。

オースティン・ピー州立大学（テネシー州クラークスビル）に派遣の 16 期小山良夫氏は、当大学の日本語コース閉設の危機を受け、国際交流基金のロサンゼルス日本文化センターが行う「日本語講師給与グラントプログラム」の申請を支援し、その助成金を基に 2018 年 8 月に、テネシー州初となる公立大学と地元教育委員会との協働による日本語コースを立ち上げ、ひいては日系企業も多く存在する同州での日本語教育活性化に寄与した。他にもニューヨーク日米センターの小規模助成などを活用し、ミシガン州立大学連合日本センター（同州イーストランシング）派遣の 16 期森下加那子氏が日本アニメ声優ワークショップを開催し、また、テキサス大学サンアントニオ校派遣の 16 期奥知奈津氏が日本映画鑑賞会や和食教室等の日本文化イベントシリーズを開催するなど、国際交流基金と協働しつつ現地での日本理解促進のための活動を精力的に展開し、同時に草の根交流の担い手育成となる活動の成果が着実にみられる。

(ウ) 米国エスニック・コミュニティ知識人招へい・派遣事業

米国において近年影響力を増しているエスニック・グループと日本とのネットワークを構築し、米国での発信力が期待できる新たな知日層を開拓することを目的に平成 27 年度より開始。

平成 30 年度は、ヒスパニック系では米国最大規模の公民権及びアドボカシー団体であるウニドス US の会長兼 CEO でありジャネット・ムルギア氏を 2018 年 8 月に招へいし、「多文化共生と教育」をテーマに講演会を実施し、日本の同分野の関係者と活発な意見交換を行った。2019 年 3 月には、ユダヤ系コミュニティを代表する知識人であるアトランティック・カウンスル・シニアフェローのジ

エイミー・メッツル氏を招へいし、東アジア情勢をテーマに講演会を実施した他、京都大学、立命館大学、理化学研究所等を訪問し研究者等と活発な意見交換を行った。

また、2018年10月には自動車ジャーナリストの川端由美氏、2019年2月には国立情報学研究所(NII)教授の武田英明氏を米国に派遣し、昨今世界的に関心の高い「次世代自動車産業」、「人工知能」をテーマに、米国ユダヤ人協会との共催による講演会を米国各地で実施し、対日理解・日米知的ネットワーク形成の促進を図った。

(エ) 米国有力シンクタンク支援（企画参画型助成）

米国の政策形成関係者の間での対日関心を高めると共に、日米知的交流基盤の強化を目的として、米国で政策形成に影響力を有するシンクタンクへの助成事業を行っている。平成30年度はブルッキングス研究所及びカーネギー国際平和財団に加え、保守系有力シンクタンクとしてトランプ政権の運営に大きな影響力を持つといわれるハドソン研究所への助成を継続。客員研究員として同研究所に所属する長尾賢氏（学習院大学東洋文化研究所客員研究員）によるセミナーの開催や論文執筆・発表を支援した。また、本事業を通じ、インドの地政学的重要性の高まりに併せ注目を集めるワシントンの南アジア系政策コミュニティへもリーチアウトした。

(オ) 日米次世代パブリック・インテレクチュアル・ネットワークプログラム

現在は日米の知的世界、政策コミュニティにおいて大きな影響力を持つ人材の交代期であり、日米関係を支える人的基盤の世代交代を円滑に進めることが重要であるという認識の下、米国の政策・世論形成に関与することが期待される中堅・若手世代の日本専門家（研究者・実務家）を対象とした、日米間のアジェンダ理解とネットワーク形成を目的とする3年間の人材育成事業を米国のモーリーン・アンド・マイク・マンズフィールド財団と協力して実施している。（第1期は共催事業として、第2期からは企画参画助成事業として実施）。

本事業においては、公募により選考された研修生を米国内で複数回開催される会合・研究会に参加せしめるとともに、訪日プログラムを通じ日本や日米関係をとりまく課題についての理解を深めさせ、最終年に政策提言の発表と公開シンポジウムを行うこととしている。

平成20年度にプログラムを開始して以降、これまでに第1期～4期通算計54名の修了生を輩出したところ、平成29年度から平成30年度にかけて日米各1名の外部専門家による詳細なプログラム評価を行った。当該評価の提言に従い、日本からの発信を強化する方向で第5期に向けたプログラムの改善（訪日プログラムの拡充、日本を拠点とする研究者の参画等）を図ったうえで、平成30年度後半に第5期の募集を行い、計15名を選定した。

(カ) 日米パートナーシップ・プログラム

日本と米国との協力関係の維持・発展に、国際政治や安全保障論を中心とする学問的、実務的な面から携わり、将来的にリーダーシップを発揮することが期待される人材を集中的に育成することを目的として、通年で各種のセミナーやフィールドトリップ、論文作成のための指導を行う2年間の人材育成事業。一般財団法人平和安全保障研究所が、1984年から米国フォード財団の助成、また1992年からは日米センターの助成を受け、実施している。プログラム終了時に、各フェローは論文を提出するとともに、公開セミナーを開催し、広く一般への知見を普及する。

現在のプログラムは計101名の研究者を輩出した「安全保障研究奨学プログラム」の後継プログラムとして、日米関係要素を強化・拡充して2010年に開始されたもの。平成30年度までに36名の修了生を輩出し、平成30年度に新たに9名の奨学生を選定した。前「安全保障研究奨学プログラム」と合わせると、累計137名の育成となる。

(キ) グラスルーツからの日米関係強化（Grassroots Exchange Japan : 「GEN-J」）

官邸に設置された「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」が2017年7月に策定した「行動計画」に基づき、米国における草の根レベルの日本理解を促進するプログラムを新たに立ち上げ、日米交流ファシリテーターの派遣を開始した。日本企業の進出が集積するなどして日本関連情報の提供が求められている中西部及び南部地域各州の日米協会等に派遣された計7人のファシリテーターは、地域コミュニティや日系企業の社員を対象とした直接・間接の日本理解アウトリーチ活動に従事した。また、令和元年度中に実施する地域リーダー等150名の招へいに向け、一般社団法人日本経済団体連合会等関係諸団体・企業への説明、調整を行った。

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

- 研究者の育成や知的交流の推進・強化に当たっては、その事業の性質から中長期的な視野が欠かせないところ、フェローの動向などのフォローアップについては、方法を含め引き続き戦略的に進める必要がある。
- 特に、対中知的交流事業については、「日中間の日本研究支援及び知的交流に関する懇談会（日中懇）」で指摘された交流環境の変化に留意しつつ、また、対米知的交流事業については、米国政権の現状とそこに至る背景を理解することの重要性を踏まえ、知的交流のレベルを維持し、求心力を高めるためには、引き続き外務省とも緊密に連携した上で、新たな対象層との活動についても拡大・強化し、多様な分野を巻き込みつつグローバルな課題における付加価値を追求することが不可欠であるところ、学問の自由も踏まえつつ、外交政策との生産的な連携に資する取り組みを続けることが期待される。
- 文化交流や日本語教育・学習基盤の整備と戦略的に組み合わせて実施していく等、引き続き限られた予算内で事業の効果を最大限に得る工夫をし、その成果について戦略的に精査していく必要がある。

<前年度評価結果反映状況>

- 助成案件について、採否審査、助成期間中のモニタリング、助成後の報告の確認の各段階において、元フェローの関与の有無・内容を確認する等、フェローの動向には一層注視を心がけているほか、先述のとおり元フェローを起用してセミナーを実施するなど、かつて支援した人材を様々な形で資産として活用するよう図っている。
- 「日中懇」で指摘された、中国を初めとする東アジア各国・地域から欧米主要国への優れた人材の移動に留意し、そうした注目層からのフェローシップ申請には積極的に対応することとしている。また、対米知的交流事業では、学問の自由の原則を踏まえつつ、トランプ政権に近いシンクタンクへの支援を実施するとともに、知識人招へいの実施に際し、外務省とも連携して同政権下の米国に対する理解深化に適した人選を行い、科学技術や外国人材受入れ等のテーマに即して政治・学術・メディア等多様な分野の関係者とのネットワーキング機会を設定するなどして、わが国の外交政策に資する取り組みを行った。
- 日本研究フェローシップにおいては、日本理解の中核人材の中長期的育成を総合的に担う見地から、文化芸術分野や日本語教育分野の人材も外交上の重要度等に鑑みて戦略的に採用し、日本研究との相乗効果を図っている。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 B

根拠：

【量的成果の根拠】

ア. 5つの定量指標のうち、【指標 3-1】、【指標 3-2】、【指標 3-5】の3つについては目標値の120%以上を、また、【指標 3-3】、【指標 3-4】の2つについて目標値の100%以上を達成した。

イ. 関連指標のうち、フェロー及び助成対象機関アンケートにおいて、得られたすべての回答において「有意義」との評価を得た。フェローシップ人数及び助成事業実施件数については、日本研究・知的交流予算全体が縮減しているあおりで、平成29年度同様、平成24～27年度の実績平均値を大きく下回る結果となった。ただしフェローシップ人数は、指標で問われているものは前年度からの継続フェロー数も含んでいるのに対し、当年度新規採用者数のみを見れば、124名（H27）、113名（H28）、84名（H29）という年来の激減傾向を、平成30年度は81名と微減にとどめた（平成30年度中に計画策定した平成31（令和元）年度分は116名に回復）。

【質的成果の根拠】

主に対日理解の深化及び対日関心の維持拡大、また、日本の対外発信の強化と人材育成を狙いとして、各国の研究者・研究機関、学会、ネットワーク事業等へ包括的な支援を展開し、さらに中長期に渡って継続実施してきた事業成果の捕捉にも努めた。具体的には以下のとおり。

ア. 「日本研究フェローシップ」フォローアップ

海外における知日派育成の主要なツールである「日本研究フェローシップ」は、国際交流基金設立以来45年余りにわたり継続している看板事業の一つ。過年度のフェローからは、その後論文、学会発表、メディア発信等、成果発信がなされており、フェローシップ事業の高い波及効果と人材育成の成果の発現が認められる。また基金としても、中期計画に即して能動的なフォローアップにも取り組んでおり、上述のとおり米国で元フェローを起用した効果的なセミナーを実施した。

イ. 次世代の人材育成と国際連携

博士課程生や若手研究者といった次代を担う層に優先して資源を配分するとともに、これら次世代層を中心に広域的な国際連携にも意識的に取り組んでいる。上記「次世代日本研究者協働研究ワークショップ」のほか、過年度に引き続き「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト」の一環として、日・米・東南アジアの次世代層を集めた合宿型研修やAASへの参加支援を実施した。

ウ. 外交上の必要性への対応

一連の「明治150年」記念事業をはじめとして、各国・地域それぞれの外交上の必要性や要請にきめ細かく対応した事業運営に心がけている。特に中国対象の事業については、平成30年には約7年ぶりの総理訪中が実施されるなど外交関係の改善が見られた機運をとらえて一層積極的に取り組んでおり、「日中知的交流強化事業（中国知識人招へい）」は、特別な配慮を要する事案も含め、既述のとおり高い成果を挙げている。

エ. 米国現政権支持基盤の米国南部・中西部において、草の根レベルの日本理解をより一層促進すべく、JOIコーディネーターの派遣を継続した。加えて、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」が策定した「行動計画」に基づく「GEN-J事業」を新たに立ち上げ、日本企業の進出地域を中心にGEN-Jファシリテーターを派遣するとともに、地域リーダー招へい事業の実施準備を行い、日本と日本企業に対する理解深化に取り組んだ。

以上の成果を踏まえ、所期の目標を達成していると認められる。

【課題と対応】

ア. 運営費交付金事業の効率化が大きな課題となっているなかで、上述のとおり次世代知日派の育成に重点的に予算を配分している。

イ. 国内向けの助成プログラム「地域リーダー・若者交流助成」を、平成 30 年度をもって終了することとした。

ウ. 海外日本研究支援策の検討のためには研究者・研究機関にかかる悉皆調査が望ましいものの、近年、予算の問題もありなかなか実施できないできたが、中国については平成 29 年度から 30 年度にかけて約 10 年ぶりに調査を実施したところ、令和元年度中を目途に分析及び公開を行う。

エ. 対中国事業については、「日中間の日本研究支援及び知的交流に関する懇談会」の提言を受け、グローバルな視野をもつ人材、とくに若い世代の有望な有識者・研究者及びその予備軍を主対象とする知的交流事業として注力。優れた人材の国際移動にも配慮して、令和元年度の案件形成を行った。

オ. 対米事業について、以下の項目につき留意しつつ進めていく。

(ア) 米国南部・中西部に対する取り組みを強化する。

(イ) 米国現政権を取り囲む状況に対する理解を促進し、その理解に即した対応を行っていく。

3-5. 主務大臣による評価

<評価と根拠>

評価 _____

根拠:

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

<予算額と決算額の主な差異について>

一部事業の実施が翌年度以降となったため等

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 4	「アジア文化交流強化事業」の実施
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－１－４ 国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際交流基金法第 12 条
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度：高】</p> <p>ASEAN 諸国を始めとするアジアは、我が国にとって政治、経済及び地政学的に重要なパートナーであり、人々の相互理解の基礎をつくりあげるに当たっては、芸術・学術の様々な分野において、双方向交流とネットワークの強化・人材育成を行いながら、各国の伝統文化保存・継承に協力していくこと、文化交流の最も重要なツールであると同時に文化交流そのものである日本語学習者に対する支援を行うことが不可欠である。このため、平成 25 年 12 月の日・ASEAN 特別首脳会議において、安倍総理から日本語教育支援及び双方向の芸術文化交流を柱とする「文化の WA (和・環・輪)」が我が国のイニシアチブとして発表され、基金はその中核事業を実施しているため。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>日本語教育・映画・舞台・美術・スポーツ・市民交流・知的交流等さまざまな分野において、ASEAN 各国及び国内で相互交流の裾野拡大から協働の取組まで多岐にわたる事業を継続的に展開するためには、日本国内外の数多くの関係機関及び関係者との調整・協力が不可欠である。</p>
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度事前分析表、行政事業レビューシート番号とも未定

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
【指標 4－1】 “日本語パートナーズ”派遣数	計画値	2,359 人以上		600 人程度	600 人程度			
	実績値			591 人	635 人			
	達成度			100%	106%			
【指標 4－2】 人物交流事業、	計画値	570 件以上		200 件	200 件			

ネットワーク構築促進事業の実施件数	実績値			226 件	217 件			
	達成度			113%	109%			
【指標 4-3】 協働事業及びその成果発信事業の実施件数	計画値	597 件 以上		200 件	200 件			
	実績値			240 件	240 件			
	達成度			120%	120%			
パートナーズ／パートナーズ派遣先機関アンケート 「有意義」項目 ※	実績値			99% ／ 99%	99% ／ 99%			
パートナーズ派遣先機関アンケートにおいて日本語学習意欲向上を測る項目 ※	実績値			98%	97%			
パートナーズ派遣先機関アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目 ※	実績値			98%	98%			
パートナーズ派遣裨益者数 (パートナーズから日本語の指導を受けた学習者数及びパートナーズによる日本文化紹介等に参加した人数)	実績値		(平成 26～27 年度の 実績平均 値 103,454 人)	419,462 人	369,240 人			
主催事業来場者・参加者アンケート 「有意義」回答割合 ※	実績値			97%	96%			
海外実施主催事業来場者・参加者アンケート 「対	実績値			89%	89%			

日 関心／理解促進」回答割合※								
文化事業裨益者数（主催事業及び助成事業の参加者・来場者数）	実績値		（平成26～27年度の実績平均値515,271人）	1,410,815人	1,089,982人			

<目標水準の考え方>

- “日本語パートナーズ” 派遣数は、平成 26 年度から同 32 年度までに 3,000 人の派遣を目標としており、前期中期目標期間中の派遣見込数 641 人を差し引いた 2,359 人以上を第 4 期の目標人数とする。
- 人的交流事業、ネットワーク構築促進事業の実施件数は、平成 26 年度から同 32 年度までに 1,000 件の実施を目標としており、前期中期目標期間中の実施見込数 430 件を差し引いた 570 件以上を第 4 期の目標件数とする。
- 協働事業及びその成果発信事業の実施件数は、平成 26 年度から同 32 年度までに 1,000 件の実施を目標としており、前期中期目標期間中の実施見込数 403 件を差し引いた 597 件以上を第 4 期の目標件数とする。

<目標達成に影響を及ぼす外部要因>

- 派遣先の治安状況等によっては、人材確保が困難又は派遣を見合わせざるを得なくなる可能性がある。また、現地の教育制度や査証又は滞在許可取得手続きが変更となった場合には、派遣が中断する可能性がある。

※アンケートはいずれも 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額（千円）	3,983,602	3,664,749			
決算額（千円）	3,622,308	3,352,100			
経常費用（千円）	3,623,743	3,353,509			
経常利益（千円）	0	0			
行政サービス実施コスト （千円）	3,623,743	3,350,578			
従事人員数	23	23			

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

【中期目標】

エ 「アジア文化交流強化事業」の実施

アジアにおいて、お互いの固有の文化や伝統を受け入れ、知り合うことにより、更に大きな力を発揮すべく、アジアの国々がともに新しいアジア文化の創造を目指した「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を平成32年度まで着実に実施し、アジア諸国に対する日本語学習支援と双方向の芸術・文化交流を更に強化・推進する。

(ア) “日本語パートナーズ”派遣事業の実施

現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を我が国から各国の日本語教育機関に派遣し、アジアにおける日本語教師の活動支援及び日本語学習者と日本人の交流の機会の増大を図る。

(イ) 双方向の芸術・文化交流事業の実施

我が国とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク化とアジア域内の市民の相互理解を促進する双方向交流事業を実施する。

【中期計画】

エ 「アジア文化交流強化事業」の実施

アジアにおいて、お互いの固有の文化や伝統を受け入れ、知り合うことにより、更に大きな力を発揮すべく、アジアの国々がともに新しいアジア文化の創造を目指した「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を平成32年度まで着実に実施し、アジア諸国に対する日本語学習支援と双方向の芸術・文化交流を更に強化・推進する。事業の実施に当たっては、日本語教育・映画・舞台・美術・スポーツ・市民交流・知的交流等さまざまな分野において、日本国内外の関係機関及び関係者と調整・協力を行って、継続的な事業実施に努める。

(ア) “日本語パートナーズ”派遣事業の実施

アジアにおける日本語教師の活動支援及び日本語学習者と日本人の交流の機会の増大を図るために、現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を我が国から各国の日本語教育機関に派遣し、教室内外で日本語・日本文化紹介活動を行ってアジア諸国の日本語教育を支援する。

(イ) 双方向の芸術・文化交流事業の実施

我が国とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク化とアジア域内の市民の相互理解を促進する以下の双方向交流事業を実施する。

・各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業

アジア域内の交流の裾野を広げ、人々の相互理解を促進することを目的として、市民同士が交流しアジアの文化紹介・情報を提供する場（ふれあいの場）をアジア各地に設置・運営するとともに、アジアの市民が互いの文化に触れ合い、又は共同・協働で文化活動を行う交流事業を実施及び支援する。

・文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業、及びネットワーク構築・強化事業

アジア域内において文化芸術・スポーツ・知的交流の幅広い分野の専門家の人材育成、専門家間の国の枠を超えた共同・協働事業の促進を目的とするアジア・フェロウシップを実施する。また、アジアにおける文化芸術・知的交流分野の共同・協働の取組に向けた専門家間の交流促進とネットワーク構築を目的とするアジア・リーダー交流及びアジア・文化人招へいを実施する。

・文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業

アジアの中で新しい価値・文化的活動の創出や未来に向けた問題提起・提言を生み出していくこ

とを目的として、アジアにおける文化芸術・スポーツ・知的交流分野の専門機関・専門家と連携して幅広い分野での協働事業（協働の取組を通じた文化・芸術分野の作品制作や共通課題の研究等）を実施及び支援する。

【留意点】

上記事業の実施に当たっては、以下の点に留意する。

- a. 日本国内外の関係機関及び関係者との連携を通じ、多様な分野での双方向交流を効果的・効率的に実施する。
- b. 我が国と相手国との交流状況や、現地の事情・必要性及び今後の動向、相手国国民のニーズ（対日関心、日本文化に対する理解、文化芸術一般に対する関心の傾向）や、文化交流基盤（文化交流関連施設や、専門家等人的資源の量的・質的水準等を総合的に考慮したもの）を的確に把握し、事業を効果的に実施する。
- c. 基金の他分野事業との連携に配慮する。
- d. 事業効果を確認するためにアンケートを実施する場合は、5段階評価で中央値を除外した上位2つの評価を得た割合を評価対象とする。

【年度計画】

エ 「アジア文化交流強化事業」の実施

アジアにおいて、お互いの固有の文化や伝統を受け入れ、知り合うことにより、更に大きな力を発揮すべく、アジアの国々がともに新しいアジア文化の創造を目指した「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を平成32年度まで着実に実施し、アジア諸国に対する日本語学習支援と双方向の芸術・文化交流を更に強化・推進する。事業の実施に当たっては、日本語教育・映画・舞台・美術・スポーツ・市民交流・知的交流等さまざまな分野において、日本国内外の関係機関及び関係者と調整・協力を行って、継続的な事業実施に努める。

具体的には以下（ア）（イ）の事業を実施する。

（ア）“日本語パートナーズ”派遣事業の実施

アジアにおける日本語教師の活動支援及び日本語学習者と日本人の交流の機会の増大を図るために、現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を我が国から各国の日本語教育機関に派遣し、教室内外で日本語・日本文化紹介活動を行ってアジア諸国の日本語教育を支援する。

平成30年度は、上記目標の達成に向けて、地方自治体等との連携、および広報の強化による応募者拡大に引き続き努め、“日本語パートナーズ”長期について320名程度の新規派遣を行うとともに、50名程度の短期派遣、230名程度の大学連携派遣により、計600名程度の派遣を行う。

（イ）双方向の芸術・文化交流事業の実施

我が国とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク化とアジア域内の市民の相互理解を促進する以下の双方向交流事業を実施する。

- ・各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業

アジア域内の交流の裾野を広げ、人々の相互理解を促進することを目的として、アジアの市民が互いの文化に触れ合い、又は共同・協働で文化活動を行う交流事業を実施及び支援する。

平成30年度は、上記目的の達成に向けて、防災・多文化共生といった共通テーマを通じた交流など、下記「文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業、及びネットワーク構築・強化事業」と合わせて200件（平成32年度までの目標570件以上に対し、平成30年度予算計画を勘案して設定）以上の事業を実施・支援する。

- ・文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業、及びネットワーク構築・強化事業

アジア域内において文化芸術・スポーツ・知的交流の幅広い分野の専門家の人材育成、専門家間の国の枠を超えた共同・協働事業の促進を目的とするアジア・フェローシップを実施する。また、アジアにおける文化芸術・知的交流分野の共同・協働の取組に向けた専門家間の交流促進とネットワーク構築を目的とするアジア・リーダー交流及びアジア・文化人招へいを実施する。

平成 30 年度は、上記目的の達成に向けて、アジア各国からの文化人招へい、文化諸分野の専門家を対象としたグループ交流事業やフェローシップ供与事業など、上記「各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業」と合わせて 200 件（平成 32 年度までの目標 570 件以上に対し、平成 30 年度予算計画を勘案して設定）以上の事業を実施・支援する。

・文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業

アジアの中で新しい価値・文化的活動の創出や未来に向けた問題提起・提言を生み出していくことを目的として、アジアにおける文化芸術・スポーツ・知的交流分野の専門機関・専門家と連携して幅広い分野での協働事業（協働の取組を通じた文化・芸術分野の作品制作や共通課題の研究等）を実施及び支援する。

平成 30 年度は、上記目的の達成に向けて、2020 年を見据えて取り組む大規模協働事業を実施・支援するとともに、地方と連携した事業の推進によりアジア交流のプラットフォーム強化を進め、200 件（平成 32 年度までの目標 597 件以上に対し、平成 30 年度予算計画を勘案して設定）以上の事業を実施・支援する。

【主な評価指標】

(ア) “日本語パートナーズ” 派遣事業の実施関連の指標

【指標 4-1】 “日本語パートナーズ” 派遣数 2,359 人以上

(関連指標)

- ・パートナーズ／パートナーズ派遣先機関アンケート 「有意義」項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合
- ・パートナーズ派遣先機関アンケートにおいて日本語学習意欲向上を測る項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合
- ・パートナーズ派遣先機関アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合
- ・パートナーズ派遣裨益者数（パートナーズから日本語の指導を受けた学習者数及びパートナーズによる日本文化紹介等に参加した人数）（平成 26～27 年度の実績平均値 103,454 人）

(イ) 文化事業の実施関連の指標

【指標 4-2】 人物交流事業、ネットワーク構築促進事業の実施件数 570 件以上

【指標 4-3】 協働事業及びその成果発信事業の実施件数 597 件以上

(関連指標)

- ・主催事業来場者・参加者アンケート 「有意義」回答割合
- ・海外実施主催事業来場者・参加者アンケート 「対日関心／理解促進」回答割合
- ・文化事業裨益者数（主催事業及び助成事業の参加者・来場者数）（平成 26～27 年度の実績平均値 515,271 人）

3-2. 業務実績

アジアにおける日本語学習支援と双方向の芸術・文化交流を事業の柱として、日本語教育・映画・舞台・美術・スポーツ・市民交流・知的交流等さまざまな分野において以下のとおり、“日本語パートナーズ” 派遣事業で 635 人のパートナーズを派遣したほか、合計 457 の交流事業を実施。約 146 万人

を動員し、日本とアジアの域内の交流と理解促進に大きく貢献した。また、2019年度には、これまでの相互交流の成果を振り返るとともに、将来の関係をさらに深めることを目的として、日本と東南アジアの文化交流を幅広く紹介する祭典「響きあうアジア 2019」を国内外で実施するが、その記者発表会の実施とともに、個別プログラム実施に向けての実施演目、参加者、協力者、実施時期、会場といった様々な要素について関係各所と交渉する等、約 20 の事業について準備を行った。

(1) “日本語パートナーズ” 派遣事業の実施

アジアにおける日本語教師の活動支援及び日本語学習者と日本人の交流の機会の増大を図るために、現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を我が国から各国の日本語教育機関に派遣し、教室内外で日本語・日本文化紹介活動を行ってアジア諸国の日本語教育を支援した。

平成 30 年度は、“日本語パートナーズ” 長期 330 名を新規に派遣するとともに、短期派遣 64 名、大学連携派遣 241 名、計 635 名を、12 か国・地域、526 機関へ派遣した。派遣機関数、派遣人数とも過去最高となっており、平成 26 年度から令和 2 年度までの派遣人数目標である 3,000 名の達成に向け、着実に実績を積み上げている。

ア. 派遣の成果

平成 30 年度中に 12 か国・地域から帰国したパートナーズ 626 名（うち 73 名は平成 29 年度派遣）の受入校に対し、アンケート調査を実施したところ、99%がパートナーズの活動を有意義と評価したほか、生徒の日本・日本文化に対する知識増加・理解深化（98%）、生徒の日本語学習意欲向上（97%）、現地日本語教師の日本語能力向上（97%）など、非常に高い評価があった。また、課外活動としての日本語クラブの活動活発化（61%）、大学進学における日本関連の学科（日本語学科など）への進学（44%）、日本語能力試験の受験者数増加（36%）などの成果もあげており、将来日本での就職を希望する生徒が増えた、との回答もあった。

これらの効果に加え、受入校においては、パートナーズの活動を通じて、或いはパートナーズの受入をきっかけとして、SNS やスカイプを通じた日本の学校との交流や、文通や年賀状の交換、訪日スタディ・ツアーの現地など、直接日本との交流を実施する機会が増えたとする報告もよせられている。

平成 30 年度帰国のパートナーズは、516 校の教育機関において約 15 万人の現地生徒の日本語教育に従事するとともに、約 22 万人に対し課外活動や各種イベントなどで日本文化紹介を行っており、その合計数は延べ約 37 万人に上った。パートナーズの波及効果は日本語を学習する生徒にとどまらず、その他の生徒・教員や地域住民にも及んでおり、幅広い層における対日理解促進に大きな貢献を果たしているほか、各国の日本語教育事情の特色を踏まえつつニーズに応じた多彩な貢献を展開した。

例えば、中等教育課程を中心に幅広く日本語教育が行われているインドネシアやタイに対しては、平成 30 年度にパートナーズ長期派遣でインドネシア 149 人、タイ 80 人を派遣し、現地における日本語教育の充実に大きく貢献した。一方ミャンマーには、平成 30 年度 6 名のパートナーズを派遣しているが、うち修士課程のある日本語学科を有し、同国の日本語教育の中核を担うヤンゴン外国語大学及びマンダレー外国語大学に対して 5 名を長期派遣。国際交流基金派遣の日本語教育専門家の指導を受けつつ、同国の日本語教育基盤充実に担う学生への教育活動のサポートにあたった。ラオスにおいては、パートナーズの派遣人数を平成 30 年度は 3 人に増やし、基金派遣の日本語教育専門家と連携して、派遣先校の現地日本語教師へのサポートにあたった。こうしたパートナーズの活動もあって同国では日本語を導入する公立中等教育学校とその学習者数は平成 29 年度の 3 校（11 クラス）・416 人から 4 校（16 クラス）約 640 人へ増加するなど、日本語教育の裾野拡大に寄与している。

また、パートナーズの派遣により、現地の日本語教師との合同研修会の機会が大幅に増えたことに加え、「“日本語パートナーズ” カウンターパート日本語教師研修」の実施により、本邦での研修に参加できる現地の日本語教師が拡大し、現地の日本語教師のキャパシティ・ビルディングにも貢献している。

さらに、ベトナムについては、査証の都合により在学中の大学生を長期で派遣することができないため、引き続き短期の派遣事業を実施することで、同世代間の交流を促進し、現地の学生の日本語学習意欲をより一層高めることに貢献した。その際、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会におけるベトナムのホストタウンである茨城県、岡山県美作市、釧路市から現役の大学生を派遣することにより、オリンピック・パラリンピックに対する機運醸成へのきっかけづくりや、地方の魅力発信にも貢献した。

パートナーズ活動に対する派遣先各国からの評価は高く、2019 年 5 月にジャカルタで開催された日本語パートナーズのシンポジウムにおいて、インドネシアの教育大臣から、「日本語パートナーズをこの 5 年間受け入れておりますが、私が期待することは、このようなすばらしいアジアと日本との協力関係を継続していただくことです。このために高い評価と感謝をインドネシア政府から日本政府に対してお伝えさせていただきたいと思います」との発言がなされたり、タイの教育大臣から我が国の外務大臣に感謝の書簡が送られた他、フィリピン、ラオス、ベトナムなど各国の教育当局、教育機関などからも謝意や今後への期待などが相次いで寄せられている。

イ. 安定的な人材の確保

適切な人材を必要人数確保するためには、一定の応募倍率を維持する必要がある。インターネットやソーシャルネットワークサービス（SNS）も活用した大型広報キャンペーンを行った。また、日本全国各地で計 67 回の一般説明会、大学での募集説明会、並びに国際交流関連イベント等への参加など引き続き積極的な公募活動を行った結果、平成 30 年度通年の応募倍率は 5.4 倍となり、平成 29 年度の 5.2 倍を上回った。

また、平成 29 年度に引き続き、埼玉県、静岡県、福岡県の 3 自治体、15 大学との連携により、推薦枠を設定するとともに広報に努め、質の高い人材を確保した。

派遣前研修においては、派遣先の言語・文化知識や日本語教授法に関する基礎知識等の習得を主な内容とし、基金施設（日本語国際センター及び関西国際センター）等を活用して、計 5 件実施した。なお、うち 1 件については、「政府関係機関移転基本方針」（平成 28 年 3 月 22 日まち・ひと・しごと創生本部決定）に従い、大分県、別府市及び立命館アジア太平洋大学と連携し、大分県にて研修を実施した。

ウ. 帰国後のパートナーズ

帰国後のパートナーズに対するフォローアップとして、感謝状贈呈式・交流会や募集説明会におけるパートナーズ活動報告の実施に加え、メールマガジンや SNS 等の活用を通じて、ネットワーク維持を行っている。帰国後の長期パートナーズ（帰国後 6 か月以上 3 年未満）659 名を対象にフォローアップ調査（有効回答率 40%）を行ったところ、帰国後も赴任国の情報・ニュースに関心継続（95%）、赴任校との交流継続（直近 1 年間）（45%）、赴任国の言語習得継続（55%）、日本語教育への従事継続（58%）、周囲へのパートナーズ参加勧奨（直近 1 年間）（77%）という結果だった。

帰国後の活動状況としては、国内外の大学や日本語学校などの日本語教師、技能実習生や看護師・介護福祉士候補者、留学生に対する支援活動、地方自治体における海外からのインバウンド誘致業務、独立行政法人国際協力機構（JICA）ボランティア、東南アジア地域と関わりの深い学校法人や企業での勤務など、パートナーズ派遣を通じて獲得した異文化への適応力や現地語能力を活かし、各分野において活躍している。

エ. パートナーズ事業の広報

本事業の趣旨・目的や事業成果を社会に広く周知すべく広報活動も積極的に行った。パートナーズの活動を紹介する報道は全国紙および静岡新聞や中国新聞などの地方紙を中心に国内で 87 件、またパートナーズの派遣先各国においては、主要紙報道を含む 86 件の報道があった。また、基金ウェブサイト

トに「今月の“日本語パートナーズ”」等の記事を442本掲載し、メールマガジンや公式Facebookを通じて拡散を図ったほか、派遣中のパートナーズ自身が、SNSを利用して積極的な情報発信を行った。

(2) 双方向の芸術・文化交流事業の実施

我が国とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク化とアジア域内の市民の相互理解を促進する以下の双方向交流事業を実施した。

ア. 各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業

アジアの市民が互いの文化に触れ合い、又は共同・協働で文化活動を行う交流事業を、主催・助成により63件実施及び支援し、約44万人の参加を得た。

(ア) アジア・市民交流主催事業

アジアの市民・地域レベルのグループ交流事業として、21件の主催事業を実施。

アジアの共通課題の中でもとりわけ重要な防災教育及び環境をテーマに、各国の青年リーダーが研修を通じて学び合う「HANDS! - Hope and Dreams Project」では、100名を超える過去の全プロジェクト参加者（フェロー）を対象に、これまでの学びの成果のフォローアップとなる国際協働制作プロジェクトを公募したところ、2018年8月に審査会をかねて実施したワークショップを経て、5件のフォローアップ事業を採択・実施した。そのうちの1つである、日本、インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピンのフェロー10名による協働プロジェクト「ARC Project」は、地域住民が参加しての写真や立体地図模型、音楽などの芸術を取り入れた防災啓発活動を、フィリピンの離島で実施し、2019年度にはインドネシア、タイでも実施する予定である。

2019年3月には、岩手県宮古市において市民を対象としてフェロー自らが作成した教材を用いた防災教育ワークショップと交流トーク会を行い、その様子は『岩手日報』（2019年3月8日朝刊）などで報道された。

(イ) アジア・市民交流助成事業

アジアとの市民・地域レベルの交流事業を実施する国内の団体を対象に計42件の事業を採用し、経費の一部を助成した。多岐にわたる市民レベルの事業を支援し、アジア域内の交流拡大に寄与した。

具体的な助成事業例としては、インドネシアのボルネオ島で実施した環境に関するスタディ・ツアー「日本とインドネシアの若者による地域資源を活用した持続可能な開発のための活動」、豊かな多文化共生社会の実現を目指す「日本とフィリピンにおける多文化理解のための演劇をつかった新しいワークショップの共同開発」、ベトナムで実施した不要チラシなどを使った紙工作「『Mottainai2018』パッケージクラフト展」、日本、カンボジア、タイ、ラオス4か国のジュニアオーケストラ奏者、指導者との交流事業「日本とアジア各国によるジュニアオーケストラ交流事業」など様々な課題解決型事業や人材育成事業が挙げられる。

イ. 文化芸術・知的交流分野の専門家間の交流事業、及びネットワーク構築・強化事業

アジア・フェローシップを22件実施したほかアジア・リーダー交流及びアジア・文化人招へいを、主催及び助成により132件実施し、約4万人の参加を得た。主要な事例は以下のとおり。

(ア) アジア・フェローシップ

一定の期間、自国外のASEAN地域もしくは日本に滞在して活動を行う個人に対して、フェローシップを提供した。平成30年度は長期13名、短期9名（継続4名、新規18名）に供与し、専門・関心分野に関する調査・研究・創作活動やネットワーク・プラットフォームの構築などを目的とし

た活動を支援した。東南アジアにおけるラグビーを通じた青少年育成に関する研究、LGBT/ろうの社会包摂に関するフィリピンでの調査、ベトナムの固有文字である「チュノム」に関する日本での文献調査など、幅広い分野にわたり、多様な関係者を巻き込んでの調査、研究、ネットワーキング活動が行われた。

(イ) アジア・文化人招へい

日本との文化交流の発展に貢献が期待される ASEAN の有識者として、マティー・ドゥー氏（ラオス、映画監督）、ラム・ペンエ氏（シンガポール国立大学上級研究員）の 2 名を招へいし、それぞれの専門と関心を反映させた滞在日程により、日本の専門家とのネットワークを構築した。マティー氏の滞在中、同氏が監督をした『ディアレスト・シスター』の上映や映画学校での講義を通じて、両国の映画関係者の交流と育成に寄与した。ペンエ氏は東日本大震災後のシンガポールをはじめ国際社会からの被災地支援をテーマに三陸及び福島等を訪問。その後日本で実施された「関西レジリアンスフォーラム」で調査の成果発表につながった。

(ウ) 専門家グループによる交流事業及びネットワーク構築事業

アジア諸国の市民社会でリーダーシップを発揮している知識人（パブリック・インテレクチュアル）を日本に 2 か月間招へいしてグループで宿泊及び地方視察を行い、地域の課題やグローバルな課題について議論する「アジア・リーダーシップ・フェロー・プログラム」を実施した。

また、本事業のフォローアップのために、各国各界で活躍している元フェローを 6 名再度招へいしてセミナーを実施した。フィリピンの元フェローであるホセ・ルイス・マルティン・ガスコン氏は現在フィリピン人権委員会議長を務めており、日本記者クラブで会見を実施した。その内容は『NIKKEI ASIAN REVIEW』に掲載（2019 年 3 月 21 日 電子版）された。

さらに、アジアにおける中堅・若手の寛容なイスラム教徒グループによる日本訪問、視察、地域住民との対話を通して、アジアのイスラム知識人間のネットワーク形成並びに日本におけるイスラム理解の促進を図る「東南アジア・ムスリム青年との対話(TAMU/Talk with Muslim series)」事業、アジアにおける多様性（ダイバーシティ）を包摂する社会の実現に向けて将来リーダーになりうる中堅実務者を対象とした視察、市民との交流・対話を行う招へい事業「ダイバーシティをはぐくむ EYES プロジェクト」など、アジアのさまざまな社会分野で指導力を発揮している中堅・若手人材間のネットワーク形成や日本の有識者たちとの交流事業を実施した。

ウ. 文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関による協働事業及びその成果発信事業

アジアにおける文化芸術・スポーツ・知的交流分野の専門機関・専門家と連携した幅広い分野での協働事業（協働の取組を通じた文化・芸術分野の作品制作や共通課題の研究等）を、主催・助成により、240 件実施し、約 61 万人の参加を得た。

(ア) アジア・文化創造協働事業

a. 映画

アジア最大規模の国際映画祭である東京国際映画祭との連携を平成 26 年度から継続し、上映作品関係者、海外の映画祭関係者、ジャーナリスト、映画バイヤー・セラー等計 82 名を招へいし、日本の映画関係者とのネットワーク深化の機会とした。また、アジアセンターと東京国際映画祭が共同製作した『アジア三面鏡 2018 : Journey』は、日本、インドネシア、中国の監督が他のアジアの国のスタッフ・キャストと協働してオムニバス映画を完成させるプロジェクトで、東京国際映画祭においてワールドプレミア上映を行ったところ、全 2 回の上映とも販売したチケットが完売となり、計 540 名の観客を得た。同作品に参加した各国の監督や出演者によるトークやシンポジウムを行い、作品の内容や文化的背景、国際協働の様子やプロジェクトのねらい等について

の理解を深める機会を設けた。

アジア映画紹介部門「CROSSCUT ASIA」においては、「音楽」をテーマとする東南アジア映画 9 作品を特集上映し、シンポジウムなどの関連事業も含め約 2,750 名が参加した。観客アンケート結果では 94%が「非常に満足」「満足」、94%が東南アジアの文化に対する理解が「とても深まった」「深まった」と回答した。

また、強い集客力を持つ日本映画の総合プラットフォームの構築を目指す「JFF (Japanese Film Festival: 日本映画祭) アジア・パシフィック ゲートウェイ構想」を平成 28 年度より実施しているが、平成 30 年度は、ASEAN 10 か国およびオーストラリアの 11 か国・35 都市で日本映画祭を開催し、最新の日本映画を中心に 157 作品をのべ 846 回上映し、12 万 8 千人 (前年度比 9%増) の観客を動員した。観客へのアンケート結果では 96%が「非常に満足」「満足」との回答を得たほか、各国報道件数は約 1,000 件、特設ウェブサイトのページビュー数は約 140 万件 (前年度の約 3 倍) を達成し、日本映画の多様性、さらには映画を通じた日本の文化の魅力を伝えた。

また、日本映画の市場開拓の観点では、2018 年にタイで商業公開された日本映画は約 50 作品 (2017 年: 20 作品) と年々増加しており、本事業の実施効果が大きくあらわれはじめています。

b. 舞台

演出家・岡田利規がタイと取り組んだ国際共同制作事業は、入念な事前調査と関係者らとの協働を経て台本を仕上げ、稽古を経て舞台作品「プラータナー：憑依のポートレート」として完成。2018 年 8 月のタイでの世界初演では、計 6 回公演を行い 600 名以上が鑑賞し、現地メディアや日本から視察に訪れた演劇批評家からも好意的評価を得て、タイの批評家協会賞で最優秀作品賞を受賞した。また、鈴木忠志主宰劇団 SCOT とインドネシアとの間の国際共同制作作品「ディオニュソス」は前年度までの調査と両国での稽古を経て 2018 年 8 月に世界初演。2018 年 9 月にインドネシアでも上演し、合計 6 回の公演を行い約 2,100 名が来場した。同作品は海外フェスティバルからも評価を受け、シンガポール・アート・フェスティバル 2019 のオープニング作品として招待を受けた。

また、アジアで最も歴史のある現代舞台芸術プラットフォーム「国際舞台芸術ミーティング in 横浜 2019 (TPAM)」は、過去 5 年間のアジアセンターによる参画を経てアジアにおける国際的な認知度が高まり、また、東南アジアからの作品紹介が充実したことでアジアの文化芸術交流のハブとして各国関係者から注目されるまでに成長した。平成 30 年度は主催公演プログラムとして『カセット 100』『5 台のピアノのための音楽/2 台のピアノと 4 本の管楽器』『神秘のライ・テク』『ソルト』『GE14』等 10 演目 21 公演を行い約 4,500 名を動員した。ネットワーク事業 TPAM エクスチェンジではシンポジウム、グループミーティング計 98 件に約 5,000 名が参加した。また、年々拡大するフリンジ (公募プログラム) として 59 演目 250 公演を行い、17,000 人以上を動員した。加えて、TPAM 会期中にアジアを中心に約 40 名の若手舞台芸術関係者を世界各国から日本に招へいして舞台芸術関係者間のネットワークを一層拡充し、今後の各国間の協働につなげる布石とした。

c. 美術

1960 年代から 90 年代にかけてのアジア各国の美術を紹介する展覧会「アジアにめざめたら：アートが変わる、世界が変わる 1960-1990 年代」を、東京国立近代美術館、ナショナル・ギャラリー・シンガポール及び韓国国立現代美術館との共催で実施した。日本、シンガポール、韓国の国立美術館とアジアセンターの 4 者が、日本、東南アジアを含めたアジア各地の現代アートの黎明期に焦点を当て、約 4 年にわたる共同の調査を経て 90 組、約 140 点の作品を紹介する展覧会として実現した。日本展は会期中 2 万人を超える来場者があり、東京国立近代美術館でこれまでに開催されたアジア関連展覧会の入場記録を更新した。期間中は、アジア理解を促進するための映

画上映、専門家によるトークイベントを開催し好評を博した。日本展終了後は韓国及びシンガポールに巡回中である。

東南アジア域内と日本のキュレーター協働プロジェクト「Condition Report」では、前年度までの成果を踏まえ、日本と東南アジア各国との美術界のネットワークのさらなる強化と日本における成果発信を目的とした展覧会「呼吸する地図たち」を、山口情報芸術センター（YCAM）にて開催した。

「メディアアート交流事業」では、前年度までに培った人的ネットワークをもとに、インドネシア・ジョグジャカルタで開かれた「Indonesian Netaudio Festival 2018」において現地キュレーターとの協働で展覧会及び音楽イベントを実施した。また、インドネシアのジャカルタ及びベトナムのホーチミンシティ、ハノイでは、アーティストの協働が活性化するエレクトロミュージックの分野で活動する 20 代を中心とした各国アーティストによる協働制作及び音楽イベントを実施した。日本国内では、國學院大學文学部との共催で、アートと他の分野を横断的に結び付けた活動を行うアーティストや研究者による連続フォーラムを実施した。

d. スポーツ

アジアにおけるサッカー及び柔道の発展を目的とした事業を平成 29 年度に引続き実施したほか、スポーツを通じた国際貢献事業「スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）」プログラムにもコンソーシアム運営委員会の構成団体として積極的に参加した。

(a) サッカー

日本サッカー協会ならびに日本プロサッカーリーグ（J リーグ）と連携し、アジアにおけるサッカーの発展を目的とした事業を平成 26 年度より実施している。平成 30 年度は、年間を通してサッカー関係者 86 名を招へい、16 名を派遣し、各国サッカー協会・クラブチームと協働して、各国代表・クラブチーム、プロサッカーリーグの強化を図った。東南アジア 10 か国におけるサッカー教室には、のべ 294 名が参加し、若手の選手育成に直接貢献した。また、アジアセンターが派遣した日本人専門家は、カンボジアサッカー連盟の技術委員長や、ミャンマー及びブルネイの 18 歳以下のナショナル・ユースチームの監督を務めている。

(b) 柔道

東京五輪や東南アジア競技会（SEA Games）に向けた柔道のレベル向上のニーズに応えるべく、平成 28 年度より開始した、柔道を通じた日本と東南アジアのネットワーク強化を目的とした柔道交流事業「日アセアン JITA-KYOEI（自他共栄）PROJECT」を、講道館との連携のもと引き続き実施した。2018 年 4 月には、ブルネイ柔道連盟設立式典が開催され、講道館長や国際交流基金理事が出席した。その後、定常的な連盟の運営をサポートするため、指導者を派遣、国際柔道連盟加盟の申請書提出までを支援済み。現在は国際柔道連盟から正式加盟の承認を待っているところである。他にも、ASEAN 9 か国から若手指導者を各国 2 名、計 18 名を招へいしての国際セミナーの開催、カンボジア、フィリピン、マレーシア、ブータンへの指導者派遣、柔道技動画「子どもの形」撮影などを実施した。

e. 地方の文化祭典への支援

平成 27 年度より、地方連携の促進及び災害からの復興支援の一環として、「三陸国際芸術祭」と連携して「Sanriku-Asian Network Project」を実施。同プロジェクトは東日本大震災の被災地である三陸における伝統芸能と、アジアの伝統芸能との交流を目的とした事業であり、平成 30 年度はインドネシアの伝統舞踊団を招へいし、2019 年 2 月に宮古、八戸、大船渡各市にて公演やワークショップを実施した。また三陸地域における復興支援関連事業の集大成として、防災教育の展示とワークショップ、アジアのデザイナーによる三陸地域でのデザイナーインレジデンス、

アートを通じたコミュニティー創り、2004年スマトラ沖地震で甚大な津波被害を蒙ったインドネシアのアチュの人々との交流事業などを2019年2月から3月にかけて複合的に各地で実施した。

f. 知的交流

アジア各国の有識者を招へいし、2018年7月に東京で「アジアの価値観と民主主義」国際シンポジウムを開催した。本シンポジウムは、2014年日印首脳会談において、インドのモディ首相より安倍総理に対し、西欧の民主主義を受容し、安定化させたアジアの思想的背景としての宗教的価値観について議論するフォーラムの実施についての提案があり、両者間で実施について合意を受けて開始されたもので毎年開催され今回が第4回目。基調講演はマカパガル・アロヨ元フィリピン大統領で、会議の内容は日本経済新聞に2面にわたって紹介された。(2018年7月27日朝刊)

また、日本とASEANのジャーナリストによる「メディア・フォーラム」の第4回フォーラムを2018年8月にバンコクで開催し、国際報道の第一線で活躍する11名のジャーナリスト・研究者が、ASEAN地域に関する幅広い課題について討論した。日本経済新聞社の秋田浩之氏は、同フォーラムに参加後『「紅化」に抗う東南アの本能』と題する論説記事を執筆(2018年8月31日朝刊)。また9月4日にはNHKの道傳愛子氏もNHKワールドでも、特にカンボジアのジャーナリズムについて紹介した。

さらに、日本、ASEAN、欧州各地域をつなげるグローバルな政策研究プロジェクト「アジア・ユーロ ポリシーダイアログ」の第2回フォーラムを2018年9月に東京で開催した。政策研究大学院大学、インドネシア国際戦略問題研究所、フランス高等社会科学研究院との共催で、日本(田中明彦・政策研究大学院大学学長他)インドネシア(マリ・パンゲストゥ前インドネシア貿易大臣他)、シンガポール(オン・ケンヨン元ASEAN事務総長)、タイ(ナロンチャイ・アクラサニー前エネルギー大臣)、フランス(パスカル・ラミー元WTO事務局長他)、マレーシア、インド、英国、オーストラリア、韓国、中国、米国から第一線で活躍する有識者らが参加し、議論は訴求力の高い政策提言としてまとめられた。

(イ) アジア・文化創造協働助成

日本とASEAN諸国に活動拠点を置く団体が企画する、芸術・文化、スポーツ、知的交流分野の人材育成、ネットワーク形成、基盤強化、共同制作や共同研究などの協働事業及びその成果発信事業を支援した。複数年採用の継続事業9件に加え、39件の事業を新規に採用し、アジアの人々のアイデンティティと多様性を尊重しあった、新たな文化創造に寄与した。

具体的な助成事業例としては、芸術分野では、日本とシンガポールの地域の物語で演劇をつむぐ『「地域の物語」世田谷×シンガポール国際協働制作プロジェクト』や、日本と東南アジアのドキュメンタリー映画制作者が合宿形式で人材育成を行う「山形映画ドキュメンタリー道場」、スポーツ分野では、準硬式野球における人材育成事業「ASEAN国際野球プログラム」、文化遺産分野では「ラオス・ルアンパバン世界遺産仏像修復技術者育成プロジェクト」など、様々な分野や社会課題解決に向けた多様な協働事業に対して支援を行った。

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

【課題と改善方策】

ア. 今後、“日本語パートナーズ”として適格な人材の派遣を安定的に確保するため、これまでも広報強化や自治体・大学との連携協定を活用し取り組んでいるが、一層の人材確保に向けた取組が必要である。

- イ. 派遣中の“日本語パートナーズ”の安全確保に向けて、危機管理対応に引き続き万全を期すことが必要である。
- ウ. 7年間の継続事業である「アジア文化交流強化事業」が折り返しを経過したことを踏まえ、特に双方向の芸術・文化交流事業については、引き続き高い外交的効果を追求するとともに、その成果を内外に強くアピールし、2020年以降の事業の発展的な継続を目指すことが期待される。

＜前年度評価結果反映状況＞

- (1) ア. について、「日本語パートナーズ」派遣事業は、新たに目標として設定した短期派遣や大学連携派遣を拡大し、2020年度までの派遣人数の数値目標達成に向け、着実に実績数を進展させている。
- (2) イ. について、緊急時の連絡体制やパートナーズの健康管理など、引き続き危機管理対応に万全を期すよう努めた。
- (3) ウ. について、高い外交的効果の追求およびアジアセンターのこれまでの成果の内外に向けたアピール、2021年以降の事業の発展的な継続を目指して、2019年に実施する日本と東南アジアの文化交流事業を幅広く紹介する祭典「響きあうアジア2019」に向けた準備を実施した。さらに、個別事業では、演劇分野の国際共同制作である「プラータナー：憑依のポートレート」と「ディオニュソス」がともに世界初演を迎え、前者はタイの批評家協会賞で最優秀作品賞を受賞、後者はシンガポール・アート・フェスティバル2019のオープニング作品として招待を受ける等、成果を強くアピールすることができた。また、災害からの復興支援事業として平成27年度から継続して協力実施している「三陸国際芸術祭」について、平成30年度に初めて岩手県を中心とした三陸沿岸の主要自治体の首長らによって構成される「三陸国際芸術推進委員会」が発足して事業実施基盤が確立され、その成果を内外に強くアピールした。

3-4. 自己評価

＜評定と根拠＞

評定 S

根拠：

【量的成果の根拠】

- ア. 定量指標のうち、【指標4-1】、【指標4-2】の2つは目標値の100%以上、【指標4-3】は目標値の120%を達成した。特に、635名の日本語パートナーズ派遣数は、過去最大の派遣規模（平成29年度591名に対し7.4%増）となり、2020年度までの数値目標達成に向けて着実に進展した。また、文化・芸術事業の実施件数は457件に上り、昨年度（466件）につづき高水準を維持している。
- イ. 関連指標であるパートナーズ派遣裨益者数（約37万人）及び文化事業裨益者数（約109万人）は、それぞれ中期目標における平成26～27年度実績平均値を3.5倍、2.1倍以上上回り、大きな成果を得た。

【質的成果の根拠】

日本語パートナーズ事業については、国内外の関係機関と連携しつつ、アジア諸国の日本語教育の発展を支援し、パートナーズと相手国の多くの人々とのふれあい、交流を通じて、相互理解の深化を促進したと同時に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウン等との連携により、オリンピック・パラリンピックに向けての機運醸成にも貢献した。芸術・文化交流事業については、双方向交流の実施により、我が国とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク構築とアジア域内の市民の相互理解を促進するとともに、協働事業が国際的にも高い評価を得るなど、アジアの中での新しい価値・文化的活動の創出に大きく貢献した。具体

的な成果は以下のとおり。

ア. 日本語パートナーズ事業を通じた知日派・対日関心層の拡大

635名に上る平成30年度の日本語パートナーズ派遣数は、過去最大の派遣規模（平成29年度591名に対し7.4%増）となり、2020年度までの数値目標達成に向けて着実に進展した。応募倍率も5.4倍と、平成29年度の5.2倍を上回り、引き続き意欲が高く適性のある人材の確保が行える高倍率であった。平成30年度に帰国した日本語パートナーズ626名が日本語教育で関わった現地学生の数は約15万人、課外活動や各種イベントなどで行った日本文化紹介への参加者は約22万人で、裨益者総数が37万人にのぼり、派遣先国での日本語教育の発展や対日関心の拡大に大きく貢献した。

また、ベトナムへの短期派遣では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるベトナムのホストタウンである茨城県、岡山県美作市、釧路市から大学生を派遣し、オリンピック・パラリンピックに向けての機運醸成とともに地方の魅力の発信にも貢献した。99%の受入校がパートナーズの活動を有意義と評価し、学生の日本語学習意欲向上、現地日本語教師の日本語能力向上、日本文化への関心増大などとともに、大学進学における日本関連学科への進学にも成果が出ており、将来の知日派・対日関心層の拡大にも貢献している。

イ. 双方向の芸術・文化交流事業を通じたアジアの人々との結びつきの強化

タイとの国際共同制作「プラータナー」とインドネシアとの国際共同制作「ディオニュソス」は、アジアセンター設立後にスタートしたプロジェクトで、それぞれ複数年をかけた準備の結果、タイ及び日本での初演を迎えた。「プラータナー」は、タイでの初演後にパリ及び東京で、「ディオニュソス」も、初演後にインドネシア、シンガポール、富山（再演）での公演が行われるなど、アジア及び世界の観客に日本と東南アジアの協働作業をアピールする作品となった。さらに、「プラータナー」がタイの批評家協会賞で最優秀作品賞を受賞し、「ディオニュソス」が権威あるシンガポール国際演劇祭のオープニング作品に選ばれるなど、国際的にも高い評価を得ている。

また、「国際舞台芸術ミーティング in 横浜 2019 (TPAM)」は、過去5年間のアジアセンターによる参画を経てアジアにおける国際的な認知度が高まった結果、全体で26,000名以上を動員しており、アジアの文化芸術交流のハブとして各国関係者から注目されるまでに成長した。

また、強い集客力を持つ日本映画の総合プラットフォームの構築を目指す「JFF (Japanese Film Festival: 日本映画祭) アジア・パシフィック ゲートウェイ構想」を平成28年度より実施しているが、平成30年度は、ASEAN 10か国、豪州の11か国・35都市で日本映画祭を開催し、最新の日本映画を中心に157作品をのべ846回上映し、12万8千人（前年度比9%増）の観客を動員した。観客アンケート結果では96%の「非常に満足」「満足」の回答を得たほか、各国報道件数は約1,000件、特設ウェブサイトのページビュー数は約140万件（前年度の約3倍）を達成し、日本映画の多様性、さらには映画を通じた日本の文化の魅力を伝えるとともに、日本とアジアの人々との文化を通じた結びつきを強めるための基盤作りに大きく寄与した。

その他、防災教育をテーマにしたアジアの青年リーダーのワークショップやストリートダンスや演劇分野での交流・共同制作、サッカー交流や柔道交流などのスポーツ交流まで、多種多様な分野で、さまざまな関係機関と連携しつつ、数多くの事業を成功裏に実施した。

ウ. 中期的事業成果の相乗的発現と、それに対する国内外からの期待

アジア文化交流強化事業は、日本語パートナーズと双方向の芸術・文化交流を2本柱として平成26年度から平成30年度まで、これまで5年間に渡って事業を集中的かつ継続的に実施し、成果を積み重ねてきた。その結果、日本語パートナーズの派遣人数はのべ1,800名に達するとともに、2,000件近くの文化事業を実施し、累計の裨益者数は600万人以上に上り、様々な波及効果の輪が広がっ

ている。

“日本語パートナーズ”派遣事業では、帰国した人材が、派遣経験を通じて得た異文化への適応力や現地語能力を活かし、地方自治体における様々な国際化ニーズへの対応業務に従事したりするなど多様な分野で活躍の場を広げており、また、これまでの事業成果の蓄積に対して地方自治体からも、「ASEAN 諸国の日本語教育を支援し、草の根レベルで日本文化や静岡の魅力を伝える非常に重要な事業」（静岡県知事）、「地域の若者が国際交流基金の活動を通じて、より国際的な視点を得られるような事業を期待」（岡山県美作市長）等、地方創生の観点からも期待の声が多く寄せられている。

また、“日本語パートナーズ”の受け入れ国側からも、「日本語パートナーズをこの5年間受け入れておりますが、私が期待することは、このようなすばらしいアジアと日本との協力関係も継続していただくことです。このために高い評価と感謝をインドネシア政府から日本政府に対してお伝えさせていただきたいと思います」（2019年5月、日本語パートナーズシンポジウム（ジャカルタ）の来賓としてあいさつしたインドネシア教育大臣）等、今後への期待が寄せられている。

一方、双方向の芸術・文化交流事業に関しても、例えば、5年間に渡り日本側が演奏技術指導を行ったミャンマー交響楽団へのオーケストラ支援に関し、ミャンマーのアウン・サン・スー・チー国家最高顧問から事業を高く評価いただいた他、アジアセンターが制作を行ったオムニバス映画「アジア三面鏡」をカンボジアのシリヴッ殿下夫妻、サッコナー文化芸術大臣、カニャーリッ情報大臣が鑑賞したり、シンガポールでの日本映画祭オープニングにグレース・フー文化地域青年大臣が出席したりするなど、様々な行事に各国の要人の参加を得、日本の貢献やアジア各国との協働作業の成果を伝えることで、日本とアジア各国の外交関係面にも好ましい影響を与えている。

2019年5月に開催された国際会議「アジアの未来」を機に来日したASEAN 諸国の要人からは、「日本からの人材育成支援は非常に意味のあるものである、国際交流基金の事業を通じて、文化交流を促進したい」（ラオス首相）、「ベトナムにおける日本語教育の普及を含めて協力していきたい」（ベトナム副首相）等、「アジア文化交流強化事業」の更なる展開に対して期待が表明されている。

以上を踏まえ、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

【課題と対応】

日本語パートナーズは年間600人以上の適格な人材を派遣するため、引き続き効果的な広報や自治体・大学との連携協定を活用し、人材確保に努める。また、派遣中のパートナーズの安全確保のための危機管理については、これまでの実績や昨今の治安情勢を踏まえ、引き続き最優先で取り組む。

3-5. 主務大臣による評価

<評定と根拠>

評定

根拠:

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

<予算額と決算額の主な差異について>

一部事業の実施が翌年度以降となったため等

独立行政法人国際交流基金 平成 30 年度評価 項目別自己評価書
 (国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 5	国際文化交流への理解及び参画の促進と支援
業務に関連する政策・施策	基本目標：Ⅲ 広報、文化交流及び報道対策 具体的施策：Ⅲ－1－4 国際文化交流の促進
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際交流基金法第 12 条
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号未定

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
【指標 5－1】本部 SNS 利用者数	計画値	年間 134,548 件以上	平成 27 年度実 績 134,548 件	134,548 件	134,548 件			
	実績値			162,866 件	169,943 件			
	達成度			121%	126%			
【指標 5－2】ウェブサイトアクセス数	計画値	年間 5,467,1 01 件以 上	平成 24 ～27 年 度の実 績平均 値 5,467,1 01 件	5,467,1 01 件	5,467,1 01 件			
	実績値			7,093,0 39 件	7,991,1 59 件			
	達成度			130%	146%			
本部図書館利用者数	実績値		平成 24 ～27 年 度の実 績平均 値 21,251 人	27,292 人	25,739 人			
本部図書館レファレンス対応件数	実績値		平成 24 ～27 年 度の実 績平均	1,212 件	1,278 件			

			値 738 件					
<p><目標水準の考え方></p> <p>○SNS利用者数は前期中期目標期間における最大実績値である平成27年度の水準以上を目指す考えから、平成27年度実績値以上を目標として設定した。</p> <p>○ウェブサイトアクセス数は、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、前期中期目標期間の年間平均値以上を数値目標として設定。</p>								

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額（千円）	537,312	554,601			
決算額（千円）	526,958	562,878			
経常費用（千円）	567,134	524,844			
経常利益（千円）	11,722	15,673			
行政サービス実施コスト （千円）	566,219	603,106			
従事人員数	3	3			

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>【中期目標】</p> <p>ア 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援</p> <p>日本国内外の国際文化交流関係者に対して、顕彰や情報提供等の支援を行うことにより、国際文化交流への更なる理解を促す。また、国際文化交流活動の意義と重要性を提示し、担い手としての民間セクターの参画を促進すべく、基金本部及び海外事務所の図書館ネットワーク、ウェブサイトやソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）、印刷物等の各種媒体を通じて、基金事業に関する情報を効果的かつ効率的に提供する。更に、我が国を巡る国際環境の変化に伴う、日本国内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、必要な調査・研究を行う。</p>
<p>【中期計画】</p> <p>ア 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援</p> <p>日本国内外の国際文化交流関係者を対象として、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際文化交流に関する情報提供事業の実施 <p>国際文化交流活動の意義と重要性を提示し、国際文化交流活動の理解者を得るとともに、担い手としての民間セクターの参画を促進すべく、基金本部及び海外事務所の図書館ネットワーク、ウェブサイトやソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）、印刷物等の各種媒体を通じて、基金事業に関する情報を効果的かつ効率的に提供する。</p> <p>基金本部に設置されている図書館については、効果的かつ効率的な運営に留意し、レファレンス対応の強化等により利用者の利便性向上に取り組む。基金の SNS 及びウェブサイトについては年間</p>

アクセス件数の目標達成に向けて内容を充実させる。

・国際文化交流関係者を対象とする顕彰事業の実施

日本国内外において国際文化交流への理解を促すため、日本国内外の国際交流関係者に対して、顕彰を行う。

・国際文化交流に関する調査・研究の実施

我が国を巡る国際環境の変化に伴う、日本国内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、主要な国際文化交流機関の基礎情報の調査や、国際文化交流に係る施策についての研究を行う。

【年度計画】

ア 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援

日本国内外の国際文化交流関係者を対象として、以下の取組を行う。

・国際文化交流に関する情報提供等の実施

基幹広報媒体としてウェブサイトを経営する。ウェブサイト年間アクセス件数が前期中期目標期間の平均値（5,467,101件）を超えることを目標とする。また、国際文化交流に関する情報発信と事業の事後広報を行なう媒体としてウェブマガジン『をちこち Magazine』を発行する。

日本の若い世代を中心としたネットユーザーをターゲットとして、Twitter や Facebook などのソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）を通じて国際文化交流への理解促進を図る。本部 SNS 利用者数は平成 27 年度実績である 134,548 件以上の達成を目標とする。

基金の活動と成果を広く発信し、国際文化交流の意義と基金事業に対する一般への理解を促進するため、年報及び事業実績を作成する。

基金本部に設置されている図書館を経営し、レファレンス対応の強化等により利用者の利便性向上に取り組み、効果的かつ効率的に情報提供を行なう。

・国際文化交流関係者を対象とする顕彰事業の実施

国際文化交流及び基金への理解と関心を喚起するため、国際文化交流に貢献のあった国内外の個人、団体に対する顕彰を行い、これを効果的に広報する。また、国内の地域に根ざした優れた国際文化交流を行なっている団体を顕彰するとともに、過去の受賞団体へのフォローアップを行う。

・国際文化交流に関する調査・研究の実施

我が国を巡る国際環境の変化に伴う、日本国内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、主要な国際文化交流機関の基礎情報の調査や、国際文化交流に係る施策についての研究を行う。

【主な評価指標】

【指標 5-1】 本部 SNS 利用者数年間 134,548 件以上（平成 27 年度実績 134,548 件）

【指標 5-2】 ウェブサイトアクセス数年間 5,467,101 件以上（平成 24～27 年度の実績平均値 5,467,101 件）

（関連指標）

・本部図書館利用者数（平成 24～27 年度の実績平均値 21,251 人）

・本部図書館レファレンス対応件数（平成 24～27 年度の実績平均値 738 人）

<目標水準の考え方>

○SNS 利用者数は前期中期目標期間における最大実績値である平成 27 年度の水準以上を目指す考えから、平成 27 年度実績値以上を目標として設定した。

○ウェブサイトアクセス数は、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指すとの考えから、前期中期目標期間の年間平均値以上を数値目標として設定。

3-2. 業務実績

(1) 国際文化交流に関する情報提供等の実施

ア. ウェブサイトの運営

ウェブサイトについては、いつ、どこで、どのような基金事業が行われているか一目でわかるようイベント紹介ページに改良を加えるとともに、ページのレイアウトを改善。基金で働く職員の生の声

を発信するコンテンツの追加などサイト訪問者の関心を高めるための工夫を行った。その結果、平成30年度におけるウェブサイトへの総アクセス数は7,991,159件に達した。このうち、国・地域別の日本語教育関連情報や海外日本語教育機関調査結果といった日本語教育関係のページが前年度に引き続きアクセス・ランキングの上位を占める。ウェブアクセシビリティの面では、総務省が2018年11月から2019年1月にかけて実施した「独立行政法人及び地方独立行政法人公式ホームページのJIS規格対応状況調査」において、基金のウェブサイトが全229団体中3位となった。障害者差別解消法の施行によって行政機関による取り組みが義務付けられるようになった平成28年度以来、基金が一貫してウェブアクセシビリティの改善に努力してきたことによる大きな成果と言える。

ウェブマガジン「をちこちMagazine」では、国際交流基金事業に関連した特集や有識者による国際文化交流に関わる寄稿などの記事を日本語と英語で公開した。平成30年度における1記事あたりの平均訪問者数は平成29年度の2,386名から3,891名へと増加した。平成30年度に公開した記事の中では、小説家／詩人の多和田葉子氏と作曲家の細川俊夫氏が国際交流基金賞受賞をきっかけに初めて共演した受賞記念イベントのレポート記事「越境する魂の邂逅における文学と音楽の共鳴に接して」が3,056件と最も高いアクセス数を集めた。日本語学習特集号では、ミュージシャンの宮沢和史氏がニューデリー日本文化センターで現地の人々と交流した様子について語るインタビュー記事を掲載したところ、宮沢氏が自身のSNSアカウントで掲載記事を広め、高い注目を集めた。基金の公式SNSアカウントでも「をちこちMagazine」の特集記事を紹介してウェブサイトへの流入を図るなど、広報効果の拡大を図った。

イ. SNS

基金の組織広報ツールとして2種類のSNS（Facebook及びTwitter）を活用し、国際交流基金事業についての最新情報をはじめ、季節ごとの日本の年中行事等、利用者の関心動向に合わせた記事をタイムリーに発信した。その結果、年度末時点のSNS利用者数は169,943名で昨年度より7,000名以上の増加となった。特に、ジャポニスム2018事業についての発信は多くの注目を集め、エッフェル塔と東京タワーの相互ライトアップに関するTwitter投稿は日本語・英語合わせて13万2千弱のインプレッション数（表示回数）を獲得した。日本語教育に関する投稿も人気があり、オンラインによる日本語学習プラットフォーム「みなと」に関西弁入門コースができたことを告知したFacebook投稿は2万以上のリーチ数を集めた。また、平成30年度には年末年始に使用するeグリーティングカード・デザインの公募を初めて行ったところ、海外の利用者を中心に、50作品の応募があった。

ウ. 年報・事業実績

国際交流基金の活動と成果を広く発信し、国際文化交流の意義と国際交流基金事業に対する一般への理解を促進するべく、年報（日本語版・英語版）及び事業実績（日本語版のみ）を作成・公開した。

エ. 本部図書館

レファレンス対応の強化を図ることで利用者の利便性向上に取り組むなど、効果的かつ効率的に情報提供を行った。2018年8月6日から10月22日までの期間、来館者に対しアンケートを実施したところ（回答者104名）、ライブラリーサービス全体に対する満足度は92%に達し、スタッフの対応・専門性、コレクションの内容、資料の利用しやすさが高く評価された。

（2）国際文化交流関係者を対象とする顕彰事業の実施

国際交流基金賞及び地球市民賞の2つの顕彰事業を行い、国際文化交流への理解を促した。

ア. 国際交流基金賞

小説家／詩人の多和田葉子氏（日本）、作曲家の細川俊夫氏（日本）、サラマンカ大学スペイン日本文化センター（スペイン）の2名1団体に授賞した。また国際交流基金特別賞を故・津川雅彦氏に授

賞した。

29年度に引き続き、それぞれの授賞記念イベント4件をゲーテ・インスティトゥート（東京ドイツ文化センター）、東京外国語大学などの外部団体の協力を得て実施し、各受賞者の専門分野に関心を持つ学生・一般市民が参加した。聴衆からは「多和田さん、細川さんそれぞれの姿勢・考え方が十分魅力的で興味深かったですが、朗読と音楽がかけあわさることにより、全く新しいものが生まれる様子をこの目で見ることができ感無量です。」（多和田氏と細川氏の共演イベント）、「内容的にも音楽の作曲にしても非常に感銘を受けた。国際交流基金賞に十分値するものと思った。」（細川氏講演会）、「ヨーロッパでも最古の歴史を持つサラマンカ大学と日本との関係、スペインと日本の交流の歴史を学ぶことができました。今後も、日本とスペインそしてサラマンカ大学との交流が続いていくと良いと感じました。」（サラマンカ大学スペイン日本文化センター所長講演会）といった好意的なコメントが寄せられるなど若年層を中心とした市民層に対する国際文化交流への理解促進に寄与した。

多和田氏と細川氏の共演イベントが「受賞をきっかけに新たなコラボレーションが実現」（「音楽の友」2019年1月号）と評されたほか、特別賞を受賞した故・津川雅彦氏に関する記事も含め国際交流基金賞及び受賞記念イベントについて計82件の国内報道があった。

イ. 地球市民賞

日本と海外の大学生が自ら国際交流プログラムを継続的に運営する小松サマースクール実行委員会（石川県小松市）、外国人も地域の担い手として活躍できる社会をめざして就労支援を行う一般財団法人グローバル人財サポート浜松（静岡県浜松市）、ICT技術を取り入れて地球市民となる子供たちを育成する認定特定非営利活動法人パンゲア（京都府京都市）の3団体に授賞した。授賞式に先立ち、それぞれの団体の活動拠点がある小松、浜松、京都で授賞伝達式と記者発表を行った他、受賞3団体の活動ぶりや地球市民賞の概要を伝えるPR特集記事を朝日新聞GLOBE電子版に掲載し、幅広い層への広報に努めた。

2018年6月には神戸において多様な文化の共生をテーマに過去の受賞団体の代表が登壇するシンポジウムを開催し、その内容を報告書として公開するなど、フォローアップにも努めた。地球市民賞授賞関連とフォローアップ・シンポジウムについて、計82件の国内関連報道があった。

（3）国際文化交流に関する調査・研究の実施

国際文化交流に関する政策立案や実施を担う、ブリティッシュ・カウンシルや孔子学院等海外主要国の8機関について、予算・海外事務所数等基礎的データを収集。政策立案のための資料作成や、外部からの照会対応等に活用した。

海外の日本語教育の現状をできるだけ正確に把握するため、国際交流基金海外拠点、在外公館、その他関連機関の協力を得て日本語教育機関数、学習者数、日本語教育上の問題点等の情報を収集する「2018年度日本語教育機関調査」を実施した。この調査は3年に1度実施するものであり、今回の結果は2019年8月以降に公開予定。

また、日本語専門家の調査や在外公館の協力を得て海外日本語教育に関する国・地域別の情報を収集・提供した。

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

【課題と改善方策】

ア. 更なる国際文化交流への理解及び参画の促進に向け、引き続き日本語教育やアジアセンター事業、ジャポニスム等を始めとした注目度の高い情報のタイムリーな発信に努めるとともに、幅広い層に

リーチ可能な新たな発想を取り入れた広報にも継続して注力することで、基金事業に関する情報が効果的かつ効率的に提供されることが期待される。

イ. 顕彰事業の実施に当たっては、受賞者による学生や一般市民を対象とした講演会やフォローアップを継続して実施するとともに、メディアを通じた賞の意義や受賞者の功績の広報に関する新たな試みも含め、より一層広報努力を強化することによって、各賞の知名度の更なる向上を図り、国内外における国際文化交流への理解の促進に貢献することが期待される。

ウ. 「2018 年度日本語教育機関調査」の実施により海外における日本語教育の現状の把握が進み、今後の日本語教育に係る政策の立案等に寄与することが期待される。

<前年度評価結果反映状況>

●日本語教育やアジアセンター事業、ジャポニスム 2018 等を始めとした注目度の高い事業について、情報のタイムリーな発信に努めた。

●ウェブサイトや「をちこち Magazine」の情報掲載と、SNS による告知記事の発信とを有機的に連動させることで、幅広い層にリーチすることを意識した広報を行った。

●顕彰事業については、平成 30 年度においても国際交流基金賞受賞者／団体による講演会等のイベントを 4 件実施した。中でも、日本とドイツを中心に世界的に活躍しているながらこれまで一度も共演したことのなかった小説家の多和田葉子氏と作曲家の細川俊夫氏によるコラボレーション・イベントは聴衆から高く評価された。地球市民賞のフォローアップとして神戸でシンポジウムを開催し、過去に受賞した 16 団体が参加して多文化共生の取組みの事例報告と未来に向けたディスカッションを行った。また、その成果を報告書として公開するなど、賞の認知度向上及び国際文化交流への理解と促進に努めた。

●2018 年度日本語教育機関調査を着実に実施し、海外における日本語教育の現状把握に努めた。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 A

根拠:

【量的成果の根拠】

【指標 5-1】と【指標 5-2】の2つの定量指標のいずれも、目標値の120%以上を達成した。

【質的成果の根拠】

ア 国際文化交流活動の意義と重要性を提示し、広く国内外において基金事業の理解を得るため、新しい試みとして、e グリーティングカードのデザインを SNS で広く公募し、より広い層へリーチすることができた。

イ 2014 年から一貫して取り組んできたウェブアクセシビリティ向上の成果として、総務省が 2018 年 11 月から 2019 年 1 月にかけて実施した「独立行政法人及び地方独立行政法人公式ホームページの JIS 企画対応状況調査」において、基金のウェブサイトが全 229 団体中 3 位となった。

ウ 国際交流基金賞及び地球市民賞については、授賞式だけではなく、事前の記者発表、記念講演会やシンポジウムなどの関連イベントを実施し、国内外での国際文化交流に対する理解の促進に努めた。特に、国際交流基金賞の受賞をきっかけに初めて共演した小説家／詩人・多和田葉子氏と作曲家・細川俊夫氏の共演イベントや地球市民賞のフォローアップ・シンポジウムは参加者・関係者から高い評価を得た。

エ 国際文化交流に関する調査・研究の実施についても、海外主要国の国際文化交流機関や日本語教育の現状について、情報を適切に収集・活用・提供した。

以上のことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

【課題と対応】

ウェブサイト、SNS などの情報発信においては、アジアセンターの「響きあうアジア 2019」、文化事業部の「Japan2019」、日本語教育など国際交流基金が力点をおいている事業と連携し、さらに話題性の高い発信に努めていく。また、引き続きメディアへの働きかけを強化し、報道露出の充実に努める。

国際文化交流関係者を対象とする顕彰事業の実施にあたっては、講演会やフォローアップイベントなどを通じて国際文化交流への理解と参画の促進に引き続き努める。また、メディアへの働きかけを強化し、報道露出の充実に努める。

3-5. 主務大臣による評価

<評価と根拠>

評価 _____

根拠： _____

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

独立行政法人国際交流基金 平成 30 年度評価 項目別自己評価書
 (国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 6	海外事務所等の運営
業務に関連する政策・施策	
当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	独立行政法人国際交流基金法第 12 条
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	令和元年度行政事業レビューシート番号未定

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
【指標 6-1】海外事務所雇スペース稼働率	計画値	年間 74% 以上	平成 24 ~ 27 年度の実績平均値 74%	74%	74%			
	実績値			75%	75%			
	達成度			101%	101%			
【指標 6-2】海外事務所 SNS 利用者数合計 ※	計画値	年間 408,763 件以上	平成 27 年度実績 408,763 件	年間 408,763 件以上	年間 408,763 件以上			
	実績値			525,068 件	563,402 件			
	達成度			128%	138%			
【指標 6-3】京都支部におけるネットワーク形成の取組状況(京都支部が関与した共催・助成・協力件数を前期中期目標期間程度)	計画値		22 件	22 件	22 件			
	実績値			24 件	25 件			
	達成度			109%	114%			

海外事務所催しスペースにおける事業実施件数	実績値		平成 24～27 年度の実績平均値 343 件	329 件	292 件			
海外事務所催しスペースにおける事業の来場者・参加者等数	実績値		平成 24～27 年度の実績平均値 278,710 人	158,436 人	242,157 人			
京都支部が関与した共催・助成・協力件数	実績値		平成 24～27 年度の実績平均値 22 件	24 件	25 件			
<p><目標水準の考え方></p> <p>○海外事務所催しスペース稼働率の目標値は前期中期目標期間で達成した水準以上を目指す考えから、前期中期目標期間実績の年間平均以上を数値目標として設定。</p> <p>○海外事務所 SNS 利用者数の目標値は、SNS を主たる発信ツールとしている 13 海外事務所を対象とし、前期中期目標期間における最大実績値である平成 27 年度の水準以上を目指す考えから平成 27 年度実績値以上を数値目標として設定した。</p>								

※SNS を主たる発信ツールとしているクアラルンプール、ジャカルタ、ニューデリー、ハノイ、バンコク、マニラ、サンパウロ、メキシコ、ケルン、パリ、モスクワ、ロンドン、カイロ所在の 13 海外事務所対象

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額（千円）	3,857,488	4,159,647			
決算額（千円）	3,899,119	4,052,833			
経常費用（千円）	3,996,336	3,957,351			
経常利益（千円）	222,745	166,913			
行政サービス実施コスト（千円）	3,980,035	3,917,800			
従事人員数	66	67			

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

【中期目標】

イ 海外事務所等の運営

海外事務所は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、運営経費の効率化に努めつつ、所在国及び状況や必要性に応じてその周辺国において、関係者とのネットワーク構築、国際文化交流に関する情報収集等を通じて現地の事情及びニーズを把握し、海外事務所の施設を効果的かつ効率的に活用して事業を実施するとともに、現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との協力、連携等に努める。また、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携に努める。京都支部は、本中期目標に示された諸点を踏まえ、関西国際センターとも連携し、関係者とのネットワーク構築を図り、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。

【中期計画】

イ 海外事務所等の運営

海外事務所においては、現地における国際文化交流への理解と参画の促進のため、以下の取組を行う。海外事務所の活動については、在外公館と緊密に連携し、広報文化センターとの役割分担に配慮しつつ、所在国及びその周辺国の関係者とのネットワークを活かして効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。

・海外事務所の効果的な活用

現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との緊密な協力、連携、ネットワーク構築等を図るとともに、事業に関する情報については SNS 等を活用して効果的・効率的に発信する。更に、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携にも努める。

海外事務所に設置されている図書館の運営については、効果的かつ効率的な運営に取り組み、必要に応じた見直しを行う。

・京都支部の運営

京都支部が、海外からの日本研究者支援を目的として実施している伝統文化公演、映画上映会、日本文化体験プログラムに、関西国際センターの研修生も参加させ、同センターとの連携強化及び事業効果の増大を図るほか、外部関係者との更なるネットワークを構築し、事業の共催化による経費・業務負担の軽減を図ることを通じて、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。

【年度計画】

イ 海外事務所等の運営

海外事務所においては、現地における国際文化交流への理解と参画の促進のため、以下の取組を行う。海外事務所の活動については、在外公館と緊密に連携し、広報文化センターとの役割分担に配慮しつつ、所在国及びその周辺国の関係者とのネットワークを活かして効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。

・海外事務所の効果的な活用

現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との緊密な協力、連携、ネットワーク構築等を図るとともに、事業に関する情報については SNS 等を活用して効果的・効率的に発信する。更に、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携にも努める。

海外事務所に設置されている図書館の運営については、効果的かつ効率的な運営に取り組み、必要に応じた見直しを行う。

海外事務所施設の活用については、海外事務所催しスペースの稼働率年間 74%以上を目標とする。SNS 等の活用については、海外事務所 SNS 利用者数合計 408,763 件以上（クアラルンプール、ジャカルタ、

ニューデリー、ハノイ、バンコク、マニラ、サンパウロ、メキシコ、ケルン、パリ、モスクワ、ロンドン、カイロ所在の13海外事務所対象)を目標とする。

・京都支部の運営

京都支部が、海外からの日本研究者支援を目的として実施している伝統文化公演、映画上映会、日本文化体験プログラムに、関西国際センターの研修生も参加させ、同センターとの連携強化及び事業効果の増大を図るほか、外部関係者との更なるネットワークを構築し、事業の共催化による経費・業務負担の軽減を図ることを通じて、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。

京都支部が関与する共催・助成・協力事業について、22件以上の実施を目標とする。

【主な評価指標】

【指標6-1】海外事務所催しスペース稼働率 年間74%以上(平成24~27年度の実績平均値74%)
(関連指標)

- ・海外事務所催しスペースにおける事業実施件数(平成24~27年度の実績平均値343件)
- ・海外事務所催しスペースにおける事業の来場者・参加者等数(平成24~27年度の実績平均値278,710人)

【指標6-2】海外事務所SNS利用者数合計 年間408,763件以上(平成27年度実績408,763件、SNSを主たる発信ツールとしているクアラルンプール、ジャカルタ、ニューデリー、ハノイ、バンコク、マニラ、サンパウロ、メキシコ、ケルン、パリ、モスクワ、ロンドン、カイロ所在の13海外事務所対象)

【指標6-3】京都支部におけるネットワーク形成の取組状況(京都支部が関与した共催・助成・協力件数を前期中期目標期間程度)

(関連指標)

- ・京都支部が関与した共催・助成・協力件数(平成24~27年度の実績平均値22件)

3-2. 業務実績

(1) 海外事務所等の運営

全世界24か国25か所(うち2か所はアジアセンター連絡事務所)の海外事務所において、在外公館や日本語教育機関、文化機関等の関係団体と緊密に連携をとりながら、現地の事情やニーズの把握に努めるとともに、各種の国際文化交流事業、情報提供、図書館の運営等を行った。国際文化交流事業として、具体的には、一般市民向けの講演会や映画上映会等の文化事業の実施、日本語講座や日本語教師セミナー、さらには、日本研究機関・研究者への支援等を実施した。

平成30年度は運営管理的経費縮減のため事務所借料の見直しを実施し、北京事務所、バンコク事務所、ジャカルタ事務所等多くの事務所で事務所移転・縮小に着手し、運営管理的経費を削減した。

また、平成29年度に日本語学習者が急増しているミャンマーにヤンゴン事務所を設置し、平成30年度にはミャンマー政府要人出席のもとヤンゴン事務所開設式典及び記念公演を行い、現地でのネットワークをより強化し、二国間の交流の拠点としての認知を高めた。

外部機関の連携の事例として、ケルン日本文化会館がケルン市や東アジア美術館と連携し、ケルン在住の写真家 Hans Diernberger 氏とサウンドアーティスト Will Saunders 氏による、日本唯一の女形芸者・まつ乃家栄太郎氏に関する写真・メディアアート展を実施し、5,400人以上が来館した(アンケート回答者のうち4分の3が会館へは初来訪と回答)。また、ケルン市や東アジア美術館との連携だけでなく本展示の企画・実施により、欧州の若手芸術家と日本の芸術家との交流が促進された。事業実施に際してはケルン市の助成金や民間企業からの協賛金も活用した。

ア. 海外事務所施設等の効果的かつ効率的な活用については以下のとおり。

(ア) 催しスペース

催しスペースを有している 11 の海外事務所における同スペースの稼働率（使用日数/使用可能日数）の平均は 75%、同スペースを利用して実施した事業は 292 件、来場者・参加者数は計 242,157 人であった。

(イ) 図書館運営

20 の海外事務所で図書館を運営した。来館者数合計は 337,903 人であった。

(ウ) 情報発信

海外事務所ではソーシャルメディアの活用にも引き続き取り組んでおり、平成 30 年度は 10 事務所で Twitter を活用した広報を行ったほか、22 事務所で Facebook を通じた広報を実施し、SNS を主たる発信ツールとしている 13 事務所の SNS 利用者数は合計 563,402 人であった。SNS 利用に際しては、紙媒体での広報を順次 SNS に切り替えることで広報経費を節減しているほか、関連機関・在外公館の SNS で事務所の投稿を共有・拡散してもらうことで波及効果を上げたり、事業毎にターゲットとする年齢層や地域に特化した広報を実施したり、ライブ配信機能を利用する、幅広い年齢層に情報が到達するよう複数の SNS を使い分ける等、SNS の特性を活かして広報効果を高める努力を行った。また、SNS への反応に対する分析を事業計画に反映することで、事業全体へのフィードバックを行った。

シドニー事務所の事例：イベント開催時に Facebook のライブ機能を利用して会場の様子をウェブサイト上で中継したところ、イベント参加者（来場者）に加えて 2,000 人以上が放送を視聴し、波及効果の向上がみられた。

メキシコ事務所の事例：日本語学習プラットフォーム「JF にほんご e ラーニング みなと」の登録方法をスペイン語で説明する動画を Facebook にアップしたところ、登録者数が急増した。更に同事務所だけでなく、在墨日本大使館や日本文化関連を紹介しているオンラインラジオの Facebook ページでも動画ページがシェアされた結果、平成 30 年度の 1 年間でメキシコからの「みなと」登録者数が 3,624 人から 6,706 人へ増加した（約 85%増）。

イ. 海外事務所所在国における関係機関、在外公館等とのネットワーク構築、協力に関し、以下の取組を行った。

(ア) 在外公館との間で定期的に連絡会議を実施するなどして連携・協力しており、次年度事業計画策定時にも在外公館と協議した上で海外事務所計画の策定及び本部事業計画への反映を行っている。

(イ) 関係団体との間では、全海外事務所において、429 件の事業を現地関係団体との連携・協力により実施した。

(2) 京都支部の運営

京都支部における関西国際センターとの連携や外部関係者とのネットワーク構築・協力・連携については以下の通り。

ア. 京都支部では、共催事業 12 件、協力事業 13 件の 25 件の事業を計 30 団体との連携により実施した。

イ. 京都支部で実施した共催事業には、計 2,629 人が参加し、来場者・参加者の満足度については、97%が高評価を示した。

ウ. 関西地域の関係者との連携・協力については、事業実施面での連携のほか、平成 29 年度に引き続き、京都支部長が、関西地域の地方自治体、大学、文化機関、市民団体等からの要請を受け、これらの団体が実施する国際交流事業に関する評議委員・審査委員等計 9 件に就任し、国際文化交流事業に関するノウハウの提供、講演会の実施等を行なった。

エ. 2018 年 11 月に、関西国際センターの研修生、留学生、外国人研究者等を対象とした「能と狂言

の会」を同センターと共同で実施した他、2019年2月に、国際交流フェスティバル「ワン・ワールド・フェスティバル」に同センターと共同でブースを出展し、事業広報活動等を実施した。

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

【課題と改善方策】

ア. 引き続き、SNS の特性を十分にいかしてターゲットとする年齢層や地域に特化した広報を実施する等工夫を凝らして、対日理解促進に資するよう適切な広報等を行うことを期待したい。

イ. 限られた予算において、これまで培ってきた外部とのネットワークを十分に活用・促進し、事業全体への還元を期待したい。

ウ. 現地事情に鑑み、SNS 等を通じてこれまでになく高い関心等と呼んだものについては、その後の定期的なフォローアップを実施していくことが求められる。

<前年度評価結果反映状況>

●メキシコ事務所の Facebook で日本語学習プラットフォーム「JF にほんご eラーニング みなと」の登録方法をスペイン語で説明する動画をアップしたところ、登録者数が急増。同事務所だけでなく、在墨日本大使館や日本文化関連を紹介しているオンラインラジオの Facebook ページでも動画ページがシェアされた結果、平成 30 年度の 1 年間でメキシコからの「みなと」登録者数が 3,624 人から 6,706 人へ増加した（約 85%増）。

●限られた予算の中で継続して効果的・効率的に事業を実施するため、海外事務所においては、全体で 429 件の連携・協力事業を実施し、SNS を主たる発信ツールとしている事務所の SNS 利用者数も 13 事務所合計で 563,402 人と、高い水準を維持した。また、SNS の特性を活かして広報効果を高めただけでなく、SNS への反応に対する分析を事業計画に反映することで、事業全体への還元にも活用している。京都支部においては、引き続き関西地域での安定的な事業実施と人脈構築を継続するため、前年度を上回る計 25 件の連携・協力事業を実施した。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 B

根拠：

海外事務所の催しスペース稼働率について、目標値を達成し、効果的かつ効率的に事業を実施した。海外事務所では SNS の活用にも努め、SNS の特性を活かし着実に広報効果を高めている。シドニー事務所では Facebook のライブ機能を利用し、ウェブサイト上での事業ライブ配信することで、事業参加者（来場者）に加えて 2,000 人以上が放送を視聴したほか、ケルン事務所では展示事業の設営からオープニング直前までの準備の様子を Facebook ページでシェアしたことで事業への関心を高め、オープニングに通常の 2~3 倍の人数が来場するなど、各海外事務所においても SNS を活用した広報が主流となりつつある。

京都支部についても例年同様、関西地域の関係者とのネットワーク維持・構築に努め、関西国際センター研修生を含む関西地域の外国人研究者・留学生等を対象とした事業を同センターと連携して実施した。

以上を踏まえ、所期の目標を達成していると自己評価する。

【課題と対応】

限られた予算の中で効果的に海外事務所を運営するため、SNS 等を活用した広報、催しスペースの活用、外部関係団体とのネットワークを生かした連携事業の実施等により、効果的な事業実施に取り組んだ。

3-5. 主務大臣による評価

<評定と根拠>

評定 _____

根拠： _____

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

<予算額と決算額の主な差異について>

為替レート変動、及び一部事業の縮小等による支出減等

独立行政法人国際交流基金 平成 30 年度評価 項目別自己評価書
 (国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 7	特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進
業務に関連する政策・施策	
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人国際交流基金法第 12 条
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受入金額・助成金交付事業件数	実績値		平成 24～27 年度の実績平均値 265,060 千円／17 件	407,264 千円／11 件	314,515 千円／15 件			
<目標水準の考え方> ○特定寄附金に関しては、特定寄附金制度を利用する事業の数や寄附金の規模をあらかじめ想定することが難しいため定量的な目標を定めることはできないが、当該指標の達成水準としては前期中期目標期間と同程度の水準を維持することを目指す。								

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
予算額（千円）	274,580	230,097			
決算額（千円）	401,523	313,398			
経常費用（千円）	401,523	313,398			

経常利益（千円）	▲ 9,934	▲10,220			
行政サービス実施コスト （千円）	9,984	16,343			
従事人員数	0	0			

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

【中期目標】

ウ 特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進

基金は、特定の国際文化交流事業（国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を含む）に対する寄附金を受け入れ、当該事業への助成金を交付する。寄附金の受入れ等に当たっては適正に対応することとする。

【中期計画】

ウ 特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進

寄附金の受入れ、対象事業については基金に外部有識者からなる委員会を設け、審査を行うなど、寄附金の受入れ等に当たっては適正に対応することとする。

【年度計画】

ウ 特定寄附金の受入による国際文化交流活動（施設の整備を含む）の推進

寄附金の受入れ、対象事業については、外部有識者からなる委員会を設け、審査を行うなど、寄附金の受入れ等に当たっては適正に対応する。

【主な評価指標】

【指標7】 特定寄附金の受入による国際文化交流事業支援の取組状況

（関連指標）

- ・ 受入金額・助成金交付事業件数（平成24～27年度の実績平均値 265,060 千円／17 件）

3-2. 業務実績

（1）外交、会計監査、租税、言論等の分野の外部有識者7名からなる特定寄附金審査委員会を2回開催し、平成30年度に申込のあった案件11件を対象として、寄附申込者、対象事業等について審議を行った。その結果、11件全件について適当との意見が示されたため、特定寄附金の受入れを決定した。

（2）平成30年度における特定寄附金の受入による国際文化交流事業支援の取組状況に関しては、のべ413の個人・法人より総額314,515千円の寄附金を受入れ（平成29年度：405の個人・法人、407,264千円）、同寄附金と平成29年度末に預り寄附金として受入れた27,761千円との合計

342,277 千円のうち、302,777 千円を原資として、15 件の事業に対し助成金を交付した。(残額 39,500 千円の寄附金は、令和元年度に助成金として交付する予定)

助成対象事業は以下のとおり。

- ア. 日米の大学生のための奨学金プログラム等の人物交流事業 4 件
- イ. 日本の法律・文化を学ぶロースクール支援等の日本研究支援事業 3 件
- ウ. 日本国内の日本語教育機関に在籍するアジア諸国からの留学生への奨学金支給を行う日本語普及事業 1 件
- エ. 日本と韓国をはじめとする東アジアの文化交流促進のためのフェスティバル等の催し事業 6 件
- オ. 日本庭園の造成・拡張など、教育や文化交流のための施設を整備する事業 1 件

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

【課題と改善方策】

今後も、使途が特定された寄附金の受入金額・助成金交付事業件数を維持できるよう、助成事業説明会等の機会を十分に活用し、制度の周知等の努力を積極的に行っていくことを期待したい。

<前年度評価結果反映状況>

基金の他の助成プログラムへの申請者に対して、特定寄附金の制度を紹介するため、9月に行われる基金の助成事業説明会に際して特定寄附金についての説明を行うなど、周知の機会の拡充に努めた。

過去に特定寄附金制度を利用したことのなかった申込者からの利用申し込みが、平成30年度は5件となり(平成29年度は0件)、新規案件の開拓に一定の成果が出た。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 B

根拠:

【指標7】

特定寄附金について、平成30年度の受入額は、中期目標に定める関連指標(受入金額・助成金交付事業件数(平成24~27年度の実績平均値 265,060 千円/17件))の実績値を上回る総額 314,515 千円となり、受入手続きも適正に行われたことから、所期の目標を達成していると自己評価する。

【課題と対応】

特定寄附金への申込みに関し、減少傾向にあった新規案件の件数が4年ぶりに増加に転じた。特定寄附金については、国際交流基金以外の公益団体等が実施する国際文化交流事業に対し、民間企業や個人が資金提供を行うものであり、寄附金の受入額は予定される事業の規模や日本経済の状況などにも左右されるため、国際交流基金自身の主体的な努力により増加させることには難しい面もあるが、引き続き周知・広報を強化するなど、新規案件数の拡大のための努力を行う。

3-5. 主務大臣による評価

< 評価と根拠 >

評価 _____

根拠 :

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

< 予算額と決算額の主な差異について >

特定寄附金の受け入れ、およびその見合い支出が増加したため等

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 8	組織マネジメントの強化
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
【指標 8-1】人材育成のために実施する研修への参加者数	計画値	年間 419 人以上	(平成 24~27 年度の実績平均値 419 人)	419 人	419 人			
	実績値			1,012 人	583 人			
	達成度			242%	139%			
【指標 8-2】日本語国際センター (NC)、関西国際センター (KC) の研修施設の教室稼働率	実績値			100% (NC) 96% (KC)	99% (NC) 97% (KC)			
<p><目標水準の考え方></p> <p>○人材育成のために実施する研修への参加者数の目標値は、前期中期目標期間で達成した水準以上を目指す考えから、前期実績の年間平均以上を数値目標として設定。</p>								

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>【中期目標】</p> <p>(1) 組織マネジメントの強化</p> <p>国際環境や政策の変化などの必要に応じて、人員配置や組織編制を柔軟に見直すとともに、新たな役割に対応していくために、各種研修の実施による職員能力の強化を図る。</p> <p>また、効果的かつ効率的に事業を実施するため、事業の重複排除を含め、関係機関それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共有や調整の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関との連絡会を行うこと等を通じて協力・連携の確保・強化を図る。</p> <p>独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえて、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意</p>

し、引き続き事務所の共用化又は近接化を進める。また、基金が保有する研修施設の更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る。

【中期計画】

(1) 組織マネジメントの強化

国際環境や政策の変化などの必要に応じて、人員配置や組織編制を柔軟に見直す。マネジメントの強化や専門性の向上を目指し、各種研修を実施して職員能力の強化を図る。また、適正な労務管理とその効率化を目指し、勤怠システムを導入する。

効果的かつ効率的に事業を実施するため、事業の重複排除を含め、関係機関それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共有や調整の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関との連絡会を行うこと等を通じて協力・連携の確保・強化を図る。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえて、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、引き続き事務所の共用化又は近接化を進める。

基金が保有する研修施設の稼働率向上のため、外部機関の実施する国際文化交流に関わる事業に協力して利用者拡大を図る等の取組を進める。

【年度計画】

(1) 組織マネジメントの強化

国際環境や政策の変化などの必要に応じて、人員配置や組織編制を柔軟に見直す。マネジメントの強化や専門性の向上を目指し管理職研修及び各職階の昇格研修を実施するほか、外国語研修等専門性の向上に寄与する研修機会などを提供し、年間 419 人以上の参加を目標とする。

また、適正な労務管理とその効率化を目指し、勤怠システムを導入する。

効果的かつ効率的に事業を実施するため、事業の重複排除を含め、関係機関それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共有や調整の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関との連絡会の開催や事業における連携等を通じて協力・連携の確保・強化を図る。

独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえて、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、引き続き事務所の共用化又は近接化を進める。

基金が保有する研修施設の稼働率向上のため、外部機関の実施する国際文化交流に関わる事業に協力して利用者拡大を図る等の取組を進める。

【主な評価指標】

【指標 8－1】 人材育成のために実施する研修への参加者数 年間 419 人以上（平成 24～27 年度の実績平均値 419 人）

【指標 8－2】 研修施設の利用促進

（関連指標）

・日本語国際センター、関西国際センターの研修施設の教室稼働率

3－2. 業務実績

(1) 人員配置・人事に関する計画

ア. 政策的要請に基づく事業であるアジア文化交流強化事業、放送コンテンツ海外展開支援事業及びジャポニスム事業等に的確に対応するために必要な人材の確保（7 名の定期採用）を行なった。また、「新たな外国人材の受入れ」に向けた体制の構築のため、別途、人材の確保（8 名の中途採用）

を行った。

イ. マネジメントの強化や専門性の向上を目指し、平成 30 年度においては、階層別研修の制度を構築し、課長代理昇任研修、課長補佐昇格研修、上級主任昇格研修、7 級主任昇格研修、3 年目研修を実施した他、新入職員 OJT 研修を試行した。この他、採用 2 年目職員海外拠点実務経験研修（3 週間）、実務担当者研修、自主外国語研修費補助等もあわせ計 157 件を実施し、年間 583 人の研修参加者を得た。

ウ. 適正な労務管理とその効率化を目指し、勤怠システムの導入を実現した。

エ. 2019 年 4 月に政府が運用を開始する「特定技能」制度の円滑な実施に寄与することを目的とした国際交流基金の海外日本語教育拡充事業を効果的に実施し、「国際交流基金日本語基礎テスト」のテスト問題の作成を集中的に進めるべく、また、ジャポニスム 2018 等の大型事業で培われた成果や経験等を既存事業の遂行に還元するべく、組織再編の調整・準備を進めた。

（2）関係省庁・機関との協力・連携の確保・強化

ア. オールジャパン施策への参画

東京 2020 年オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた機運醸成、クールジャパン戦略、インバウンド観光の促進等、オールジャパンで展開される各種施策の推進に対し、国際交流基金としては、以下のような会議体への出席等を通して、協力・連携を行った。

（ア）オリンピック・パラリンピック関連

- a. 東京 2020 年オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた政府の取組（「政府の取組」中の「文化プログラム（beyond2020）の推進」の実施主体の一つ）
- b. Sport for Tomorrow（コンソーシアム運営委員会のメンバーとして参画するとともに、国際交流基金が実施する事業を登録）

（イ）クールジャパン戦略等

- a. クールジャパン関係府省連絡・連携会議
- b. 日本産酒類の輸出促進連絡会議
- c. 輸出戦略実行委員会酒類部会

（ウ）その他

スポーツ国際戦略連絡会議、科学技術外交推進会議にメンバーまたはオブザーバーとして参加し、実績や予定等の関連情報を共有した。

イ. その他の省庁等の連携

（ア）文化庁

文化芸術交流分野において、事業実施の重複を避け、効果的な連携・協力を進めるため、年度計画策定時および時宜に応じて、情報共有と意見交換を行った。また、文化庁が実施する文化交流使事業、東アジア文化交流使事業に関し、海外でのニーズ調査に協力すると共に、国際交流基金海外事務所が現地での実施協力等を行った。さらに、「ジャポニスム 2018」においては公式企画「縄文-日本における美の誕生」展や「MANGA⇄TOKYO」展を文化庁等と共催するなど、それぞれの強みを生かした連携を行った。

（イ）連携協定に基づく効果的な事業展開

独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）とは、連携協定に基づき対日理解と訪日旅行促進に向け、国際交流基金が海外で行う「放送コンテンツ等海外展開支援事業」での訪日プロモーション映像放映や、訪日旅行促進のための冊子配布などで協力した。「ジャポニスム 2018」においては、国際交

流基金がパリ日本文化会館や公式企画の実施会場で JNTO の広報動画を上映し、JNTO はウェブサイト等でジャポニスム 2018 の広報を行った。公式企画「地方の魅力 —— 祭りと文化」では、JNTO が観光 PR ブースを出展するなど、連携を進めた。そのほか、各自治体、大学との協定に基づき、“日本語パートナーズ” 派遣事業等でより効果的な事業展開を行った。

(3) 独立行政法人国際協力機構 (JICA)、独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) 及び独立行政法人国際観光振興機構 (JNTO) の海外事務所との共用化又は近接化

第 3 期中期目標期間中 (平成 24 年度～平成 28 年度) において、バンコク、ジャカルタ、マニラ、トロント、ニューヨーク、メキシコシティ、カイロ、シドニー、ハノイ、ソウルの計 10 都市 (3 法人以上の事務所が所在する 16 都市中) において各法人との共有化・近接化を実現した。平成 30 年度には、「ジャポニスム 2018」開催に際して独立行政法人国際観光振興機構 (JNTO) との連携を図ったほか、同機構作成の訪日観光小冊子を国際交流基金海外事務所等で配布した。一方で、独立行政法人国際協力機構 (JICA)、独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) とは講演会や日本映画祭等のアドバイスや広報、各国国際見本市のブース出展等における協力等のそれぞれの強みを生かした効果的な事業連携を図った。

(4) 国際交流基金が保有する研修施設の稼働率向上

日本語国際センターの平成 30 年度の教室稼働率は 99% であった。外部の国際交流団体が実施する国際文化交流事業 (世界の子ども日本語ネットワーク推進事業 (主催団体: 博報児童教育振興会)、JAL スカラシッププログラム (主催団体: JAL 財団) など 4 件) に協力したほか、「海外で日本語を教える人のためのスキルアップ研修」を参加者に施設管理費等に相当する費用の負担を求める形式で実施し、施設の効果的な活用に努めた。

関西国際センターの平成 30 年度の教室稼働率は 97% であった。大阪府の実施する研修事業を共催実施するほか、近隣地域国際交流団体の交流事業を実施する等、施設の効果的な活用に努めた。

3-3. 指摘事項への対応
<p><前年度評価結果></p> <p>【課題と改善方策】</p> <p>時限事業であるアジア文化交流強化事業やジャポニスム 2018 等の大型事業で培われた成果や経験等の財産を基金の本来業務である文化芸術交流事業、日本語教育事業、日本研究・知的交流事業にも還元できるよう、今後人員配置、組織編成の面での工夫が必要。</p> <p>また、限られた人的リソースの中で政策的要請に基づく大型事業等、拡大する業務に対応するために、機動的な人材配置、組織再編に取り組んでいる一方で、ワークライフ・バランスに関する取組の強化や環境整備の面が後回しとなりがちである点が懸念される。</p>
<p><前年度評価結果反映状況></p> <p>前述の通り、必要な人員確保に努めたほか、本来業務を担当する部門の再編・整備に向けた調整・準備を行った。</p> <p>また、適正な労務管理とその効率化を目指し、勤怠システムの導入を実現し、ワークライフ・バランスに配慮した労働環境の整備に努めた。</p>

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 B

根拠:

【量的成果の根拠】

【指標8-1】については、計157件の職員研修を実施し、研修参加者583人を得たため、目標の139%を達成した。

【質的成果の根拠】

人員配置・人事に関する計画については、放送コンテンツ海外展開支援事業及びジャポニスム事業等に的確に対応した。また、「特定技能」制度の円滑な実施に寄与することを目的とした国際交流基金の海外日本語教育拡充事業を効果的に実施し、「国際交流基金日本語基礎テスト」を集中的に進めるべく、組織再編の調整・準備を進めた。オールジャパンの取組に関しては、特にオリンピック・パラリンピック、クールジャパン戦略推進において、スポーツ事業の認証登録、放送コンテンツ等の海外放送展開事業等、政府の取組に積極的に関与した。

独立行政法人国際協力機構、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所との共用化又は近接化については、観光フェア、講演会、日本祭、各国国際見本市のブース出展等の各事業面における連携を進め、各法人の強みを生かした取組を図った。

そのほか、日本語国際センターおよび関西国際センターについては、外部の国際交流団体、自治体が実施する国際文化交流事業、研修事業に協力する等、施設の効果的な活用に努めた（【指標8-2】）。

上記により、所期の目標を達成していると自己評価する。

3-5. 主務大臣による評価

<評定と根拠>

評定 _____

根拠: _____

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

(業務運営の効率化に関する事項/財務内容の改善に関する事項/その他業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 9	業務運営の効率化、適正化
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
【指標 9】一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の対前年度比削減率	計画値	▲ 1.35 % 以上		▲ 1.35 % 以上	▲ 1.35 % 以上			
	実績値			▲ 7.67%	▲ 6.89%			
	達成度			568%	510%			
国家公務員給与と比較したラスパイレズ指数	実績値 下段カッコ内は地域・学歴補正後			117.1 (99.8)	116.2 (99.9)			
総人件費（百万円）	実績値			2,328 百万円	2,398 百万円			
パリ日本文化会館の催しスペース稼働率	実績値			77%	73%			
競争性のない随意契約比率（件数ベース/金額ベース）	実績値			59.0% /59.1%	60.2% /60.3%			
一者以下応札の件数（うち、一者応札件数※）	実績値			47 件 (46 件)	42 件 (42 件)			

※「調達等合理化計画」の様式に合わせ「一者以下応札の件数」とし、「0 者（入札不調）」を含めた。下段カッコ内は「一者応札」のみの件数。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

【中期目標】

(2) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

中期目標期間中、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.35%以上の効率化を達成する。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.35%以上の効率化経費に加える。

イ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当を含めた役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ 保有資産の必要性の見直し

基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、基金の資産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

エ 調達方法の合理化

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。

また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。

【中期計画】

(2) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

中期目標期間中、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.35%以上の効率化を達成する。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.35%以上の効率化経費に加える。

イ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当（職員の在勤手当、海外運営専門員、日本語専門家等の職員以外の在勤手当を含む。）を含め役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、各事業年度の給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ 保有資産の必要性の見直し

基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。その上で、基金の資産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。

エ 調達方法の合理化・適正化

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に

基づき、基金の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検を通じて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。

【年度計画】

(2) 業務運営の効率化、適正化

ア 経費の効率化

以下のような方法により、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費（特別業務費及び人件費を除く。）の合計について、毎事業年度 1.35%以上の効率化を達成する。

- ・事業の実施規模・内容の効率化により経費の削減を図る。
 - ・契約の競争性、調達の合理化の推進により経費の削減を図る。
 - ・事業参加者による適切な負担確保、共催機関との経費分担などにより基金負担経費の削減に努める。
- この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年 1.35%以上の効率化経費に加える。

イ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当（職員の在勤手当、海外運営専門員、日本語専門家等の職員以外の在勤手当を含む。）を含め役職員給与の在り方について厳格に検証を行った上で、引き続き給与水準の適正化を図る。その上で、給与水準及びその合理性・妥当性を公表する。

ウ 保有資産の必要性の見直し

基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行う。その上で、基金の資産の実態把握に基づき、基金が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。

エ 調達方法の合理化・適正化

独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、基金の事務・事業の特性を踏まえた調達等合理化計画を策定し、これに基づく取組を確実に実施する。また、外部有識者等からなる契約監視委員会による点検を踏まえつつ、経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検を通じて、競争性のない随意契約の削減を更に徹底する等、引き続き調達等の改善に努める。新たに競争性の無い随意契約を締結することとなる案件については、全て経理部コンプライアンス強化ユニットの点検を受ける。

平成 30 年度においては、平成 30 年度独立行政法人国際交流基金調達等合理化計画を策定の上、引き続き、事前事後における自己点検の着実な実施、契約監視委員会による点検、一者応札・応募案件におけるアンケートの実施、調達にかかる手続きの標準化や実務指導を行う体制の整備等の諸方策を通じ、随意契約を「真にやむを得ないもの」に限定する。また、連続して一者応札になった案件に対する点検を強化し、一者応札・応募の縮減を図ることで、業務運営の一層の効率化を図る。

【主な評価指標】

【指標 9】 一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の対前年度比削減率 1.35%以上

【指標 10】給与水準の適正化の取組状況

(関連指標)

- ・ 国家公務員給与と比較したラスパイレス指数
- ・ 総人件費

【指標 11】保有資産の効率的な活用状況の定期的な検証・見直し

(関連指標)

- ・ パリ日本文化会館の催しスペース稼働率

【指標 12】新たに競争性の無い随意契約を締結することとなる全ての案件について経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検を受ける。

(関連指標)

- ・ 競争性のない随意契約比率
- ・ 一者以下応札の件数（うち、一者応札件数）

3-2. 業務実績

(1) 経費の効率化

一般管理費については、管理部門における嘱託雇用費やシステム関係経費の増などの要因により対平成 29 年度比 16.29%の増となったが、運営費交付金を充当する業務経費については、事業の規模・内容の見直し等により▲8.63%の削減を行い、合計で前年度に比べて 6.89%の減となった。

(単位：千円)

区分	平成 29 年度 (基準額)	平成 30 年度 計画額	平成 30 年度 決算額
一般管理費 (※1)	697,591	867,536	811,206
対平成 29 年度増減額	—	169,945	113,615
対平成 29 年度増減率	—	24.36%	16.29%
運営費交付金を充当する業務経費 (※2)	9,326,491	8,786,931	8,521,954
対平成 29 年度増減額	—	▲539,560	▲804,537
対平成 29 年度増減率	—	▲5.79%	▲8.63%
合計	10,024,082	9,654,467	9,333,159
対平成 29 年度増減額	—	▲369,615	▲690,923
対平成 29 年度増減率	—	▲3.69%	▲6.89%

※1 第4期中期目標期間において効率化の対象外とされた国内人件費を除く。

※2 第4期中期目標期間において効率化の対象外とされた国内人件費・在外人件費、平成30年度の新規政策増経費、平成30年度に措置された補正予算及び29年度からの繰越予算による経費を除く。

(2) 人件費管理の適正化

給与制度の適切な運用による抑制努力を継続し、ラスパイレス指数は 116.2 (地域・学歴換算補正後 99.9) となり前年度に比べて 0.9 ポイント下降 (地域・学歴換算補正後では 0.1 ポイント上昇) した。ラスパイレス指数変動の原因は、個別の人事異動に伴うもの。

また、総人件費は 2,398 百万円となり、前年度に比べて 70 百万円増加したが、ジャポニスム事業に的確に対応するために人員を強化したこと、また国家公務員の給与増に準拠し給与を改定したこと

が主な要因である。

上記給与水準と総人件費については、総務省、人事院から示されるガイドライン等に即して情報を公表しており、平成30年度分も令和元年6月28日にホームページにおいて公表予定である。

職員、海外運営専門員・日本語専門家等の在勤手当については、民間との比較調査や国家公務員の在勤手当の動向も踏まえて検証を行った結果、現行の国家公務員準拠方式に合理性があると判断されたため、今後も現行方式により在勤手当の水準を管理することとした。

(3) 保有資産の必要性の見直し

国際交流基金の保有する資産については、財務諸表において詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について見直しを行った。

(4) 調達方法の合理化・適正化

ア. 国際交流基金の「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく調達等の合理化の取組状況については、以下のとおりである。

(ア) 平成30年度の国際交流基金の契約状況

国際交流基金における平成30年度の契約状況は、表1のとおりであり、「競争性のない随意契約」の大半は、下記に述べる基金事業の特性から、国際交流基金会計規程上の「真に随意契約によらざるを得ない」ものに該当する契約である。

表1 平成30年度の国際交流基金の契約状況

(単位：件、億円)

	平成29年度		平成30年度		比較増▲減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	168 (34.6%)	16.02 (31.5%)	162 (31.6%)	17.52 (28.3%)	▲6 (▲3.6%)	1.50 (9.4%)
企画競争・ 公募	31 (6.4%)	4.80 (9.4%)	42 (8.2%)	7.06 (11.4%)	11 (35.5%)	2.26 (47.1%)
競争性のある 契約 (小計)	199 (41.0%)	20.82 (40.9%)	204 (39.8%)	24.58 (39.7%)	5 (2.5%)	3.76 (18.1%)
競争性のない 随意契約	286 (59.0%)	30.04 (59.1%)	308 (60.2%)	37.33 (60.3%)	22 (7.7%)	7.29 (24.3%)
合 計	485 (100.0%)	50.86 (100.0%)	512 (100.0%)	61.91 (100.0%)	27	11.05

※1 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 「比較増▲減」欄のカッコ内は、平成30年度の対平成29年度伸率である。

国際交流基金においては、平成23年度の業務実績評価において、外務省独立行政法人評価委員会より、「映像・公演事業や他団体との共催事業等の「真に随意契約によらざるを得ないもの」を今以上に明確に区分し、その上で契約全体に占める競争入札等の目標比率を見直すことも必要である」との指摘を受けたことを踏まえ、随意契約のうち、基金事業の特性により随意契約によらざるを得ないもの（以下、「基金事業の特性による随意契約」と）と、それ以外の理由により随意契約となったものを明確に区分して整理を行ってきたが（当該分類は平成24年度に契約監視委員会の了承を得ている）、平成27年度においては、さらに、基金会計規程において、基金事業の特性による随

意契約をより明確に区分するため、その類型化を図り、以下のとおり、基金会計規程の一部改正を行い、同年度中に同規程を施行した。

随意契約の小分類（国際交流基金会計規程第 25 条第 1 項第 1 号（契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき）に当たる契約の類型）

基金の事業特性から「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型	ア. 著作権保持者からの映画・テレビ素材購入、上映権・放映権購入
	イ. 展示事業企画制作・美術品の購入
	ウ. 外国に派遣する公演団との派遣契約
	エ. 共同で事業を実施する共催契約
	オ. 基金拠点がない外国での契約
それ以外の「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型	カ. 事務所の賃貸借及びこれに関連する契約
	キ. 公共料金（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）
	ク. その他

基金事業の特性による随意契約の類型は上記のとおりであるが、これに該当する随意契約を除いた「競争性のない随意契約」と「競争性のある契約」との対比表は、以下の表 2 のとおりであり、「競争性のある契約」の割合が、全体の 7 割を占める。平成 29 年度と比較して、「競争性のない随意契約」の割合が、件数、金額ともに減少している（件数は 7.8%の減、金額は 1.5%の減）。表 2 の「競争性のない随意契約」は、主に日本能力試験関連の業務委託や展示事業関連の業務委託などのように、取扱業者が限定される調達である。

表 2 基金事業の特性による随意契約を除外した対比表 (単位：件、億円)

	平成 29 年度		平成 30 年度		比較増▲減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性のある契約	199 (72.1%)	20.82 (73.6%)	204 (74.2%)	24.58 (77.0%)	5 (2.5%)	3.76 (18.1%)
競争性のない随意契約	77 (27.9%)	7.47 (26.4%)	71 (25.8%)	7.36 (23.0%)	▲6 (▲7.8%)	▲0.11 (▲1.5%)
合計	276 (100.0%)	28.29 (100.0%)	275 (100.0%)	31.94 (100.0%)	▲1	3.65

※1 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 「比較増▲減」欄のカッコ内は、平成 30 年度の対 29 年度伸率である。

(イ) 平成 30 年度の国際交流基金の一者応札・応募状況

国際交流基金における平成 30 年度の一者応札・応募の状況は、表 3 のとおりであり、平成 29 年度と比較して、一者応札・応募による契約は、件数は減少し、金額は増加している（件数は 10.6%の減、金額は 18.3%の増）。一者応札・応募の主な要因は、調達が、取扱業者の少ない日本語教育関連の業務委託や開発業者以外の参入意欲が低い既存システムの運用・保守の業務委託など、受注可能な業者が限定されることによるものである。

なお、平成 30 年度の一者応札・応募 42 件のうち 22 件は、平成 29 年度から平成 30 年度にまたがる継続契約であり、平成 30 年度に新規に発生した一者応札・応募は 20 件（全体の 47.6%）である。

表3 平成30年度の国際交流基金の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成29年度	平成30年度	比較増▲減
2者以上	件数	152 (76.4%)	162 (79.4%)	10 (6.6%)
	金額	15.74 (75.6%)	18.58 (75.6%)	2.84 (18.0%)
1者以下	件数	47 (23.6%)	42 (20.6%)	▲5 (▲10.6%)
	金額	5.07 (24.4%)	6.00 (24.4%)	0.93 (18.3%)
合計	件数	199 (100.0%)	204 (100.0%)	5
	金額	20.82 (100.0%)	24.58 (100.0%)	3.77

※1 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

※3 「比較増▲減」欄のカッコ内は、平成30年度の対平成29年度伸率である。

※4 「1者以下」には「0者（入札不調）」を含む（平成29年度：件数1件、金額0.02億円、平成30年度：件数0件）。

イ. 平成30年度において重点的に取り組んだ分野

(ア)「平成30年度独立行政法人国際交流基金調達等合理化計画」においては、重点的に取り組む分野を以下の5点とした。(【 】は評価指標)

- ① 平成26年10月1日付け「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（総務省行政管理局長）を受け、平成27年度において基金会計規程の一部改正を行い、基金事業の特性による随意契約の類型を基金会計規程に明記し、基金の事業の特性により生じる随意契約と、それ以外の理由による随意契約とを明確に区分する整理を行った。平成30年度においては、改正後の規程に基づき運用を行い、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施することとする。【契約監視委員会における評価】
- ② 一者応札・応募に関しては、年間調達予定案件概要の前広な周知の徹底、一者応札・応募案件発生時のアンケート実施と要因分析などにより、予防と再発防止に向けた取組を実施するとともに、契約監視委員会において報告する。平成30年度においては、一者応札・応募になった案件について、事業者に対して、事業内容に応じた電話等によるヒアリング又は任意のアンケート調査を実施し、その結果を参考とするとともに、参入拡大のための点検事項を活用し、一者応札・応募となった要因を分析し、改善策を自律的に検討する取組を強化する。【検討・実施結果】
- ③ 契約監視委員会の提言を踏まえ、平成27年度に随意契約の契約相手方の選定基準、選定プロセス、選定理由等をより明確化したが、平成30年度はこれを確実に実行し、契約の適正性についてより一層の可視化を図る。【検討・実施結果】
- ④ 障害者就労施設等からの物品等の優先調達については、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定）」に基づいて定めた調達方針に基づき、積極的に推進する。【障害者就労施設等からの物品等の調達件数、金額】
- ⑤ 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく取組の実施について（依頼）」（平成29年4月28日付け一部改正府共第341号内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組の推進を図る。

(イ) 上記重点的に取り組む分野に関し、以下のとおり、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めた。

- ① 前記の(ア)①に記載のとおり、基金事業の特性から「真に随意契約によらざるを得ない」

契約の類型を基金会計規程において明確化するために、基金会計規程の一部改正を平成 27 年度中に実施し、平成 28 年 3 月 30 日から施行済み。平成 30 年度においても、前年度に引き続き、改正後の規程に基づく運用を行い、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を着実に実施した。同取組については、契約監視委員会において、契約手続きの透明性・公正性の向上につながるとの評価を受けている。

- ② 平成 30 年度においても、一者応札・応募になった案件について、事業者に対して、事業内容に応じた電話等によるヒアリング又は任意のアンケート調査を実施し、その結果を参考とするとともに、参入拡大のための点検事項を活用し、一者応札・応募となった要因を分析し、改善策を自立的に検討する取組を強化した。今後も、継続的にこの取組をさらに強化することとしている。
- ③ 契約監視委員会の提言を踏まえ、平成 27 年度に随意契約の契約相手方の選定基準、選定プロセス、選定理由等をより明確化したが、平成 30 年度においても、これを確実に実行し、契約の適正性についてより一層の可視化を行った。今後も、同様の取組に努めることとしている。
- ④ 平成 30 年度における障害者就労施設等からの物品等の調達状況は、表 4 のとおりであり、平成 29 年度と比較して、件数は減少したものの、金額は増加している。
- ⑤ 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づく取組の実施について（依頼）」（平成 29 年 4 月 28 日付け一部改正府共第 341 号内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組の推進を図るため、平成 29 年 8 月より、基金で実施するすべての総合評価落札方式による入札及び企画競争において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業としての認定を得ている企業からその証明となる書類の提出を得た場合、企画提出書（技術点）に評価点を加点する仕組みを導入し、平成 30 年度においては着実に実施した（継続実施した）。

表 4 平成 30 年度の国際交流基金の障害者就労施設等からの物品等の調達状況

(単位：件、千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	比較増▲減
契約件数	35	29	▲6
契約金額	5, 254	5, 489	235

ウ. 調達に関するガバナンスの徹底

(ア)「平成 30 年度独立行政法人国際交流基金調達等合理化計画」においては、調達に関するガバナンスの徹底として以下の 3 点を計画した（【 】は評価指標）。

① 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に基金内に設置された「経理部コンプライアンス強化ユニット（総括責任者は経理担当理事）」に報告し、基金会計規程における「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急の必要により競争に付することができない場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行い、その適否を点検することとする。【経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検件数等】

② 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

a. 当基金では、これまで調達に関する「会計実務マニュアル」を作成するとともに、職員を対象とした定期的な研修（会計実務研修）を行っている。研修については、「会計実務マニュアル」の

職員間での定着状態をチェックするとともに、改善のためのアンケートを実施し、それらの結果を踏まえた研修計画の見直しを行う。【検討・実施結果、アンケート結果】

また、マニュアルの内容について逸脱が無いか、情報が古くないか等の観点からチェックをし、マニュアルの改訂を毎年1回行う。【検討・実施結果】

b. 「政府関係法人会計事務職員研修」や「政府出資法人等内部監査業務講習会」などの外部研修に経理部及び監査室の職員を参加させる。また外部講師を招いての研修・講義を行うことにより契約・会計実務の知識習得や専門性向上に努める。【検討・実施結果】

(イ) 上記調達に関するガバナンスの徹底に関し、随意契約の適正な締結及び迅速かつ効果的な調達の両立を図る観点から、以下のとおり、体制の整備や取組を行った。

① 随意契約に関する内部統制の確立

平成30年度においても、新たに随意契約を締結することとなる案件については、「経理部コンプライアンス強化ユニット」で点検を行った。平成30年度における経理部コンプライアンス強化ユニットによる点検件数は504件である。

② 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

a. 「会計実務マニュアル」の更新作業、1回の会計実務研修、併せて研修改善のためのアンケートを、それぞれ実施した。アンケートの結果を踏まえ、財務会計システムへの入力に関する研修時間を増やすなど、次年度の研修計画の見直しを行った。

b. 「政府関係法人会計事務職員研修」に経理部職員2名を参加させ、職員のスキルアップに役立てると共に、研修内容を基金内で共有した。

エ. 平成30年度中に契約監視委員会を3回開催し、議事概要をホームページ上で公開した。主な点検内容は以下のとおりである。

(ア) 全契約を対象として5つの類型（前回競争性のない随意契約であった契約、前回一者応札・応募であった契約、随意契約、一般競争・指名競争入札、企画競争・公募）に分類し、各分類から抽出した計14件を対象に、一般競争・指名競争入札については参加資格の設定及び指名の理由、並びに入札の経緯等について、また随意契約については随意契約理由の妥当性、並びに契約価格の適正性等について点検した。

(イ) 平成30年度に新たに発生した一者応札・応募案件について点検した（前回入札から連続して一者応札・応募となった4件については重点的に点検を行った）。

(ウ) 8件の再委託案件について、業務上の必要性、契約相手方並びに再委託先との間に人的交流、資本出資等の長期継続的關係等を点検した（再委託率が50%以上の高率となっている案件については、特に再委託を行う業務範囲と必要性についても点検を行った）。

(エ) 「平成29年度国際交流基金調達等合理化計画」の自己評価、「平成30年度国際交流基金調達等合理化計画」の策定について点検した。

オ. 契約監視委員会の主たる指摘事項への対応

(ア) 平成27年度の契約監視委員会において、共催事業の相手方との契約に関し、特に契約金額が高額となるものについて随意契約を締結する場合には、透明性や公平性の観点において、一般市民の目から見て理解が得られるかどうかを常に意識しておくことが肝要であり、選定基準・選考経緯について記録を残しておくことが望ましいとのコメントがあった。これを踏まえ、共催事業における共催相手方選定プロセスや選定理由の考え方を整理し、また随意契約の契約相手方選定プロセスや選定理由についても、平成28年度から委員会審議資料に記載することにより、契約の適正性についてより一層の可視化を図った。

(イ) 契約監視委員会のこれまでの意見に基づく取組、または意見を着実に契約業務に反映させるための取組を、以下の通り継続実施した。

- a. 入札時の適正な公告期間の確保
- b. 仕様書の更なる明確化とこれに基づくより現実的な予定価格の作成
- c. 内部職員向け「会計実務マニュアル」の改訂
- d. 会計実務研修プログラム

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

【課題と改善方策】

随意契約の類型化を進め、基金事業の特性により随意契約とならざるを得ないものとそれ以外の理由による随意契約を明確に区分して、競争性のない随意契約を削減すべく努力している点は評価できるものの、まだ「真に随意契約によらざるを得ない」契約を排除した場合の競争性のない随意契約が全体の3割近くあるところ、引き続き公正性・透明性を確保した調達を行うべく努力する必要がある。

<前年度評価結果反映状況>

●基金事業の特性から「真に随意契約によらざるを得ない」契約の類型を基金会計規程において明確化するために、基金会計規程の一部を平成27年度に改正し、施行済み。平成30年度においては、改正後の規程に基づき運用を行い、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を着実に実施した。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 B

根拠:

【量的成果の根拠】

【指標9】にかかる経費の効率化については、数値目標（毎事業年度1.35%以上の効率化）を達成している。

【質的成果の根拠】

(1) 人件費管理の適正化【指標10】

総人件費はジャポニスム事業に的確に対応するために人員を強化したことと国家公務員の給与増に準拠し給与を改定したことにより増加したが、給与水準は地域・学歴を換算補正して国家公務員と同水準であり、適正といえる。

(2) 保有資産の必要性の見直し【指標11】

保有資産についても適切に公表し、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について適切に見直しを行った。

(3) 調達方法の合理化・適正化【指標12】

契約監視委員会の提言を踏まえ、平成27年度に随意契約の契約相手方の選定基準、選定プロセス、

選定理由等をより明確化したが、平成 30 年度はこれを確実に実行し、契約の適正性についてより一層の可視化を行った。また、【指標 12】については、経理部コンプライアンス強化ユニットで 504 件の点検を行った。

上記により、所期の目標を達成していると自己評価する。

3-5. 主務大臣による評価

<評価と根拠>

評価 _____

根拠 :

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 10	財務内容の改善
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>【中期目標】</p> <p>5. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>(1) 財務運営の適正化</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については、「4. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高等の発生要因を分析した上で、厳格に行うものとする。</p> <p>(2) 安全性を最優先した資金運用</p> <p>運用資金の運用については、安全性を確保した上でその収入の確保及び向上に努める。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、必要に応じて外貨建債券による運用も行い、事業収入の確保を図る。資金の運用に当たっては、法人財政を毀損しないような資産構成となるよう基金内に設置されている資金運用諮問委員会に意見を求めるとともに、同委員会の定期的な点検等を踏まえて運用を実施し、法人財政の健全性確保に努める。</p>
<p>【中期計画】</p> <p>3. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>(1) 財務運営の適正化</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、各年度期末の運営費交付金債務残高等の発生要因を分析した上で、厳格に行うものとする。</p> <p>(2) 一般寄附金の受入れ</p> <p>事業活動一般に対する寄附金のみならず、個別の事業活動についても民間からの寄附金受入れを引き続き推進していく。また、運用資金に充てることを目的とした民間出えん金としての寄附金についても、受入れを行う。</p> <p>(3) 安全性を最優先した資金運用</p> <p>運用資金の運用については、安全性を確保した上でその収入の確保及び向上に努める。なお、日米</p>

センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、必要に応じて外貨建債券による運用も行う、事業収入の確保を図る。資金の運用に当たっては、法人財政を毀損しないような資産構成となるよう基金内に設置されている資金運用諮問委員会に意見を求めるとともに、同委員会の定期的な点検等を踏まえて運用を実施し、法人財政の健全性確保に努める。

4. 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算

別紙のとおり

(2) 収支計画

別紙のとおり

(3) 資金計画

別紙のとおり

5. 短期借入金の限度額

短期借入金の計画なし

6. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

7. 前項の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

8. 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、文化芸術交流事業の推進及び支援、海外における日本語教育・学習基盤の整備、海外日本研究・知的交流の推進及び支援、国際文化交流への理解及び参画の促進と支援等のために必要な事業経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。

【年度計画】

3 財務内容の改善に関する事項

(1) 財務運営の適正化

運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した年度計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき事業の質の確保に留意し、適正な予算執行管理を行う。運営費交付金債務残高等の発生要因についても分析を行う。

(2) 一般寄附金の受入れ

事業活動一般に対する寄附金のみならず、個別の事業活動についても民間からの寄附金受入れを引き続き推進していく。また、運用資金に充てることを目的とした民間出えん金としての寄附金についても、受入れを行う。

(3) 安全性を最優先した資金運用

運用資金の運用については、安全性を確保した上でその収入の確保及び向上に努める。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、必要に応じて外貨建債券による運用も行

い、事業収入の確保を図る。資金の運用に当たっては、法人財政を毀損しないような資産構成となるよう基金内に設置されている資金運用諮問委員会に意見を求めるとともに、同委員会の定期的な点検等を踏まえて運用を実施し、法人財政の健全性確保に努める。

4 予算、収支計画及び資金計画

(1) 予算

別紙1のとおり

(2) 収支計画

別紙1のとおり

(3) 資金計画

別紙1のとおり

5 短期借入金の限度額

短期借入金の計画なし

6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

7 前項の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、文化芸術交流事業の推進及び支援、海外における日本語教育・学習基盤の整備、海外日本研究・知的交流の推進及び支援、国際文化交流への理解及び参画の促進と支援等のために必要な事業経費に充てる。なお、運営費交付金で賄う経費の節減により生じた利益に係る目的積立金の使途については、上記のうち運営費交付金で賄う経費に限る（別途措置される補助金等で賄う経費を除く。）ものとする。

【主な評価指標】

3-2. 業務実績

(1) 財務運営の適正化

運営費交付金を充当して行う業務について、平成28年度より適用を開始した業務達成基準に基づき、適切な予算配分と執行管理に努めた。

平成30年度の運営費交付金予算は、当年度予算12,562,015千円、事業の延期などの事情による前年度からの繰越分2,119,921千円(うち2,089,953千円は平成29年度第4四半期に措置された補正予算分)、平成30年度補正予算で措置された「新たな外国人材受入に向けた海外日本語教育事業」及び「放送コンテンツ海外展開支援事業」の予算3,880,709千円の合計18,562,645千円を財源として、

13,027,460千円を執行した（執行率は70.18%）。

このうち、右の補正予算及び前年度からの繰越分を除いた当初予算については、12,562,015千円のうち12,055,322千円を支出、翌事業年度への繰越額は246,692千円であった。繰越額を含めた執行率は97.93%であった。（29年度は、97.42%）

【参考情報】「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメント強化について」（平成30年3月30日付。総管査第10号）に基づく「目的積立金等の状況」について。

（単位：百万円、%）

	平成29年度末 (初年度)	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	3,413	660			
目的積立金	0	0			
積立金	0	1,218			
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0			
運営費交付金債務	2,120	5,271			
当期の運営費交付金交付額 (a)	15,084	16,443			
うち年度末残高 (b)	2,449	4,379			
当期運営費交付金残存率 (b÷a)	16.23%	26.63%			

(2) 一般寄附金の受入れ

一般寄附金の受入れについては、「ジャポニスム2018」に対する大口の寄附が減ったことにより、前年度実績額175,684千円は下回ったが、当年度計画額31,022千円（平成24～27年度の実績額の平均）を上回る83,037千円を受け入れた。

受け入れた一般寄附金の主な内容は、「ロシアにおける日本年」での公演事業に対する寄附（25,000千円）、「ロシアでの日本研究支援」に対する寄附（24,000千円）、「東南アジアにおける日本語教育支援」に対する寄附（20,000千円）、「ジャポニスム2018」に対する寄附（3,500千円）などである。

(3) 安全性を最優先した資金運用

資金の運用については、中長期的収入の安定と各事業年度の必要収入の確保という両面に考慮した、安全性の高い中長期債券を基本とした運用を行なっている。資金の運用は、「資金運用方針・計画」（毎年度決定）について資金運用諮問委員会（外部の専門家からなる理事長の諮問機関）に諮ったうえで、法令等により指定された債券のうち規定の取得基準を満たす格付の高いもののみ対象にしている。

平成30年度は償還された債券等の再投資として、額面2,000百万円分（うち10年債：1,700百万円、15年債：300百万円）の円貨債券、額面4,550万米ドル分（すべて10年の米国債）の外貨債券購入を行った。運用は国際交流基金自身が実施し、運用委託は行っていない。平成30年度運用収入実績額は873百万円（計画額：868百万円）であった。

なお、平成29年9月の外務大臣通知により、外貨建債券の運用枠の拡大（米国債について運用枠を従前の運用資金（609億円）の15%から45%への引き上げ）が認められたことを受けて、前年度から引き続き、外貨建資産の運用の拡大を進めることとし、資金運用諮問委員会にも諮ったうえで、平成30年度中に円資産からの振替により額面3,700万米ドルの外貨債（10年の米国債）を購入した（前述の額面4,550万米ドル分の米国債の内数）。（運用資産に占める外貨建資産の割合は約30%）

(4) 予算、収支計画及び資金計画

当年度の予算、収支計画及び資金計画を作成し、それらに基づき、適正な予算執行管理を行った。

(以下 (5) ~ (7) は計画無し)

(5) 短期借入金の限度額

(6) 不要財産又は不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

(7) 前項の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(8) 剰余金の使途

該当なし(独立行政法人通則法第 44 条第 3 項により中期計画で定める使途に充てることのできる剰余金(目的積立金)はない。)

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

【課題及び改善方策】

運営費交付金については、さらなる執行率の向上のため、執行管理体制の一層の強化を図る等の取組を進めるべきである。

一般寄付金については、引き続き、受入額の確保・拡大に努めるべきである。

資金運用については、外貨建債券の運用枠の拡大に伴う円資産からの振替について、為替変動リスクにも十分考慮しつつ、効率的な資金運用を行うべきである。また、譲渡性預金の預入先については、上述のとおり、チェック体制の強化や法令遵守に関する個々の職員の意識向上に努めるなど、再発防止に向けた取組を徹底すべきである。

<前年度評価結果反映状況>

前年度同様に、業務達成基準に基づく精密な予算管理を行うため、7月末及び10月末時点での予算の執行状況を確認したほか、必要に応じて随時各部署からヒアリングを行い、正確な予算の執行管理に努めた。また、第3四半期末時点において、年度当初の予算に対して収入見込み額や予算の執行状況の変動状況に基づいて、業務の効率化・政策効果の最大化の観点から予算配分の見直しを行っている。

さらに、新たな試みとして職員を対象として、予算管理の目的や手法・改善策などに関する説明会を開催し、意識向上に努めた。

年度末に措置された平成30年度の補正予算及び前年度からの繰越分を除く、運営費交付金の当初予算の執行率は97.93%となった。

資金運用については、前年度に生じた譲渡性預金の預入先に関する法令違反事案の発生を受けて、コンプライアンス推進委員会において本事案について報告するとともに、資金運用に携わる基金役職員に対し、関連法規及びコンプライアンス遵守に関する指導を行い、理解の徹底を図った。また、資金運用に関する決裁に際して定型化したチェックリストを導入し、毎回、準拠法令・規程等の確認を徹底する措置を導入した。さらに、資金運用に関わる内部監査の体制を強化するなど、再発防止のための体制を強化している。

寄附金についても、前年度に引き続き一般からの寄附金の獲得に努めた結果、年度当初の計画額を上回る一般寄附金を受け入れた。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 B

根拠：

運営費交付金については、当初予算の 97.93%を執行し、着実に業務を実行した。

一般寄附金に関しては、計画額 31,022 千円を大きく上回る 83,037 千円を受け入れた。

資金運用については、運用方針を諮問委員会にも諮ったうえで、安全性の高い運用を行っている。

譲渡性預金の預入先に関する法令違反の事案については、確実な再発防止のため措置の導入と、法令遵守に関する個々の職員の意識づけとチェックの強化を進めた。

以上より、運営費交付金の執行、寄附金収入の拡大、法人財政を毀損しない資産の運用について、所期の目標を達成していると自己評価する。

【課題と対応】

運営費交付金の執行については、翌事業年度への繰越額を含めて 97.93%と着実に執行しているといえるが、業務達成基準に基づいて、さらに精密な投入費用の配分と適切な予算配分に努めていく。引き続き各部署からのヒアリング等に基づく正確な執行状況の管理に努め、特に海外事務所については、為替レートの変動の影響による予想外の変動も生じうることから、きめ細かな執行状況の把握に努めていく。

資金運用については、低金利情勢が続くなか、従来通り 10 年を中心とした長期運用を基本としつつ、15 年、20 年の上限を拡大し、金利収入の確保及びラダーの平準化を図るが、引き続き、安全性を重視し、安定的な運用に努めていく。

3-5. 主務大臣による評価

<評定と根拠>

評定 _____

根拠：

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

変更前

1 予算
平成29～33年度予算

(単位:百万円)									
区別	文化芸術 交流事業費	海外日本語 事業費	海外日本語研究・ 知的交流事業費	アジア文化交流 強化事業費	調査研究・ 情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等 協力事業費	法人共通	合計
収入									
運営費交付金	10,656	21,191	6,588		2,620	18,474		5,476	65,005
運用収入	522		2,611					47	3,181
寄附金収入	4	22	32			38	1,373	11	1,480
受託収入	43	111							154
アジア文化交流強化基金取崩収入				11,768					11,768
その他収入	133	5,358	334		10	485		109	6,428
計	11,358	26,682	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373	5,643	88,016
支出									
業務経費	11,358	26,682	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373		82,373
一般管理費								5,643	5,643
計	11,358	26,682	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373	5,643	88,016

(注)四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

[人件費の見積り] 期間中、総額11,460百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。
[運営費交付金の算定ルール] 別紙のとおり。

変更後

(平成30年度補正予算及び独立行政法人会計基準の改正による変更)

1 予算
平成29～33年度予算

(単位:百万円)									
区別	文化芸術 交流事業費	海外日本語 事業費	海外日本語研究・ 知的交流事業費	アジア文化交流 強化事業費	調査研究・ 情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等 協力事業費	法人共通	合計
収入									
運営費交付金	12,154	23,574	6,588		2,620	18,474		5,476	68,886
施設整備費補助金		73							73
運用収入	522		2,611					47	3,181
寄附金収入	4	22	32			38	1,373	11	1,480
受託収入	43	111							154
アジア文化交流強化基金取崩収入				11,768					11,768
その他収入	133	5,358	334		10	485		109	6,428
計	12,856	29,138	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373	5,643	91,970
支出									
業務経費	12,856	29,065	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373		86,253
施設整備費		73							73
一般管理費								5,643	5,643
計	12,856	29,138	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373	5,643	91,970

(注)四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

[人件費の見積り] 期間中、総額11,460百万円を支出する。
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。
[運営費交付金の算定ルール] 別紙のとおり。

2 収支計画
平成29～33年度予算

(単位:百万円)

区別	文化芸術 交流事業費	海外日本語 事業費	海外日本語・ 知的交流事業費	アジア文化交 流強化事業費	調査研究・ 情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等 協力事業費	法人共通	合計
費用の部	11,381	26,727	9,572	11,775	2,638	19,051	1,373	5,655	88,173
経常費用	11,381	26,726	9,572	11,775	2,636	19,051	1,373	5,655	88,169
業務経費	11,260	26,247	9,392	11,760	2,606	18,845	1,373		81,483
一般管理費								5,603	5,603
減価償却費	121	478	180	15	30	207		52	1,083
財務費用		1			2			0	4
臨時損失									
収益の部	11,384	26,753	9,585	11,775	2,638	19,051	1,373	5,656	88,215
運営費交付金収益	10,583	20,994	6,531		2,599	18,322		5,441	64,470
運用収益	522		2,611					47	3,181
寄附金収益	4	22	32			38	1,373	11	1,480
受託収入	43	111							154
補助金等収益				11,760					11,760
その他収益	133	5,358	334		10	485		105	6,424
資産見返運営費交付金戻入	99	268	76		30	207		48	727
資産見返補助金戻入				15					15
財務収益								4	4
臨時利益									
純利益又は純損失(△)	3	26	13		0			1	42
総利益又は総損失(△)	3	26	13		0			1	42

(注)四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

(平成30年度補正予算及び独立行政法人会計基準の改正による変更)

2 収支計画
平成29～33年度予算

(単位:百万円)

区別	文化芸術 交流事業費	海外日本語 事業費	海外日本語・ 知的交流事業費	アジア文化交 流強化事業費	調査研究・ 情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等 協力事業費	法人共通	合計
費用の部	12,880	29,110	9,572	11,775	2,638	19,051	1,373	7,200	93,598
経常費用	12,880	29,108	9,572	11,775	2,636	19,051	1,373	5,655	92,050
業務経費	12,758	28,630	9,392	11,760	2,606	18,845	1,373		85,364
一般管理費								5,603	5,603
減価償却費	121	478	180	15	30	207		52	1,083
財務費用		1			2			0	4
臨時損失									
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入								16	16
会計基準改訂に伴う退職給付費用								1,528	1,528
収益の部	12,882	29,136	9,585	11,775	2,638	19,051	1,373	7,200	93,640
運営費交付金収益	12,081	23,377	6,531		2,599	18,322		5,273	68,184
運用収益	522		2,611					47	3,181
寄附金収益	4	22	32			38	1,373	11	1,480
受託収入	43	111							154
補助金等収益				11,760					11,760
その他収益	133	5,358	334		10	485		105	6,424
資産見返運営費交付金戻入	99	268	76		30	207		48	727
資産見返補助金戻入				15					15
賞与引当金見返に係る収益								50	50
退職給付引当金見返に係る収益								117	117
財務収益								4	4
臨時利益									
賞与引当金見返に係る収益								16	16
退職給付引当金見返に係る収益								1,528	1,528
純利益又は純損失(△)	3	26	13		0			1	42
総利益又は総損失(△)	3	26	13		0			1	42

(注)四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

3 資金計画
平成29～33年度予算

変更前

(単位:百万円)

区別	文化芸術 交流事業費	海外日本語 事業費	海外日本研究・ 知的交流事業費	アジア文化交流 強化事業費	調査研究・ 情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等 協力事業費	法人共通	合計
資金支出									
業務活動による支出	11,260	26,220	9,392	11,760	2,572	18,845	1,373	5,741	87,163
運営費交付金事業 補助金事業	10,583	20,966	6,531	11,760	2,562	18,322			58,965
運用益等事業 一般管理費	677	5,254	2,861		9	523	1,373		10,697
国庫納付金の支払額								5,602	5,602
								139	139
投資活動による支出	98	433	173	8	22	152		32,057	32,943
有価証券の取得								32,016	32,016
有形固定資産の取得	98	433	173	8	22	152		40	926
財務活動による支出		29			36			1	66
リース債務の返済		29			36			1	66
次期への繰越金								3,384	3,384
計	11,358	26,682	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373	41,183	123,556
資金収入									
業務活動による収入	11,358	26,682	9,565	72	2,630	18,997	1,373	5,643	76,320
運営費交付金収入	10,656	21,191	6,588		2,620	18,474		5,476	65,005
運用収入	522		2,611					47	3,181
寄附金収入	4	22	32			38	1,373	11	1,480
受託収入	43	111							154
その他収入	133	5,358	334	72	10	485		109	6,501
投資活動による収入				11,200				32,016	43,216
有価証券の償還								31,316	31,316
定期預金の払戻				11,200				700	11,900
財務活動による収入									
前期からの繰越金				496				3,523	4,019
計	11,358	26,682	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373	41,183	123,556

(注)四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

変更後

(平成30年度補正予算及び独立行政法人会計基準の改正による変更)

3 資金計画
平成29～33年度予算

(単位:百万円)

区別	文化芸術 交流事業費	海外日本語 事業費	海外日本研究・ 知的交流事業費	アジア文化交流 強化事業費	調査研究・ 情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等 協力事業費	法人共通	合計
資金支出									
業務活動による支出	12,758	28,603	9,392	11,760	2,572	18,845	1,373	5,741	91,044
運営費交付金事業 補助金事業	12,081	23,348	6,531	11,760	2,562	18,322			62,845
運用益等事業 一般管理費	677	5,254	2,861		9	523	1,373		10,697
国庫納付金の支払額								5,602	5,602
								139	139
投資活動による支出	98	507	173	8	22	152		32,057	33,016
有価証券の取得								32,016	32,016
有形固定資産の取得	98	507	173	8	22	152		40	999
財務活動による支出		29			36			1	66
リース債務の返済		29			36			1	66
次期への繰越金								3,384	3,384
計	12,856	29,138	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373	41,183	127,509
資金収入									
業務活動による収入	12,856	29,065	9,565	72	2,630	18,997	1,373	5,643	80,201
運営費交付金収入	12,154	23,574	6,588		2,620	18,474		5,476	68,886
運用収入	522		2,611					47	3,181
寄附金収入	4	22	32			38	1,373	11	1,480
受託収入	43	111							154
その他収入	133	5,358	334	72	10	485		109	6,501
投資活動による収入		73		11,200				32,016	43,289
有価証券の償還								31,316	31,316
定期預金の払戻				11,200				700	11,900
施設整備費補助金収入		73							73
財務活動による収入									
前期からの繰越金				496				3,523	4,019
計	12,856	29,138	9,565	11,768	2,630	18,997	1,373	41,183	127,509

(注)四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

1 予算
平成30年度予算

(単位:百万円)

収入	区別	文化芸術 交流事業費	海外日本語 事業費	海外日本研究・ 知的交流事業費	アジア文化交流 強化事業費	調査研究・ 情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等 協力事業費	法人共通	合計
運営費交付金		3,142	6,121	1,119		555	4,036		1,469	16,443
施設整備費補助金			73							73
運用収入		142		714					11	868
寄附金収入		5	22	24		0	5	221	3	280
受託収入			23							23
アジア文化交流強化基金取崩収入					3,665					3,665
その他収入		23	1,306	56		1	95		11	1,492
前中期目標期間繰越積立金取崩収入		3,364								3,364
計		6,676	7,546	1,913	3,665	555	4,136	221	1,494	26,206
支出										
業務経費		6,744	7,438	1,854	3,665	555	4,160	230		24,645
施設整備費			73							73
一般管理費									1,488	1,488
計		6,744	7,511	1,854	3,665	555	4,160	230	1,488	26,206

(注1) 四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

(注2) 前中期目標期間繰越積立金取崩収入は、主務大臣より承認を受けた「日本博覧会にかかるとる経費」に充当する。

〔人件費の見積り〕 期間中、総額2,287百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。

2 収支計画
平成30年度収支計画

(単位:百万円)

区別	文化芸術 交流事業費	海外日本語 事業費	海外日本研究・ 知的交流事業費	アジア文化交流 強化事業費	調査研究・ 情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等 協力事業費	法人共通	合計
費用の部	6,748	7,459	1,859	3,665	558	4,182	230	1,494	26,195
経常費用	6,748	7,459	1,859	3,665	557	4,182	230	1,494	26,194
業務経費	6,678	7,369	1,830	3,662	547	4,109	230	1,475	24,424
一般管理費									1,475
減価償却費	70	90	29	4	10	73		19	295
財務費用		0			0			0	1
臨時損失									
収益の部	3,320	7,495	1,920	3,665	558	4,158	221	1,500	22,837
運営費交付金収益	3,124	6,069	1,104		548	3,986		1,456	16,287
運用収益	142		714					11	868
寄附金収益	5	22	24		0	5	221	3	280
受託収入		23							23
補助金等収益				3,662					3,662
その他収益	23	1,306	56		1	95		10	1,491
資産見返運営費交付金戻入	26	74	21		10	73		19	224
資産見返補助金戻入				4					4
財務収益								1	1
臨時利益									
純利益又は純損失(△)	△ 3,428	36	61		1	△ 24	△ 10	5	△ 3,357
前中期目標期間繰越積立金取崩額	3,364				1				3,364
総利益又は総損失(△)	△ 64	36	61		1	△ 24	△ 10	5	7

(注)四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

3 資金計画
平成30年度資金計画

(単位:百万円)

区別	文化芸術 交流事業費	海外日本語 事業費	海外日本研究・ 知的交流事業費	アジア文化交流 強化事業費	調査研究・ 情報提供等事業費	在外事業費	文化交流施設等 協力事業費	法人共通	合計
資金支出									
業務活動による支出	6,678	7,363	1,830	3,662	540	4,109	230	1,475	25,886
運営費交付金事業	3,124	6,064	1,104	3,662	540	3,986			14,818
補助金事業	3,554	1,300	725			123	230	1,475	5,933
運用益等事業									1,475
一般管理費									
投資活動による支出	66	142	24	3	7	51		6,801	7,094
有価証券の取得	66	142	24	3	7	51		6,787	6,787
有形固定資産の取得								14	306
財務活動による支出		6			8			0	13
リース債務の返済		6			8			0	13
次期への繰越金	△ 3,432	35	60	△ 535	1	△ 24	△ 10	6,857	2,952
計	3,312	7,546	1,913	3,130	555	4,136	221	15,133	35,946
資金収入									
業務活動による収入	3,312	7,473	1,913		555	4,136	221	1,494	19,104
運営費交付金収入	3,142	6,121	1,119		555	4,036		1,469	16,443
運用収入	142		714					11	868
寄附金収入	5	22	24		0	5	221	3	280
受託収入		23							23
その他収入	23	1,306	56		1	95		11	1,492
投資活動による収入		73						5,573	8,446
有価証券の償還								5,573	5,573
定期預金の払戻									2,800
施設整備費補助金収入		73							73
財務活動による収入								8,066	8,396
前期からの繰越金									
計	3,312	7,546	1,913	3,130	555	4,136	221	15,133	35,946

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 11	外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施
業務に関連する政策・施策	
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度：高】 文化外交の実施機関として、中長期的に計画された事業に加え、国際情勢の変化に応じて機を捉えた事業を行うことが相手国との相互理解の増進等の文化交流の効果をより高めることとなるとともに、その事業の効果が外交上の成果に影響するため。</p> <p>【難易度：高】 機動的な対応を行うに当たっては、外交日程等に配慮した調整を行いながら事業を実施する必要があるため。</p>
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
本項目に関わる報道件数	実績値			3,384 件	14,226 件			

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>【中期目標】</p> <p>(1) 外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施</p> <p>国際情勢の変化及び各事業実施地の国内事情に対応しつつ、外交と連動した機動的な事業を展開するとともに、基金が各年度当初に計画する地域・国別事業方針に基づき、戦略的に事業を実施する。</p> <p>外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合には、速やかに対応するとともに、やむを得ない事情による事業の中断等及び海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。</p> <p>更に、海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延又は中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所を通じた情報収集を含め、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。</p>
<p>【中期計画】</p> <p>ア 外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施</p> <p>国際情勢の変化及び各事業実施地の国内事情に対応しつつ、中長期的に計画された事業に加えて、国際情勢の急変、二国間関係の変化、首脳外交等、新たに生じた外交ニーズに対応し、外交と連動し</p>

た機動的な事業を展開する。事業の報道や反響を通じて、事業の実施が相手国との相互理解の増進等効果をより高めることにつながったか、更には事業成果が外交上の成果に影響したかどうかに留意する。また、各年度当初に計画する地域・国別事業方針に基づき、事業の重点化を含め、効果的・戦略的に事業を実施する。

外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合には、外交日程等に配慮して速やかに対応するとともに、やむを得ない事情による事業の中断等及び海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。

更に、海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延又は中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所を通じた情報収集を含め、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。

なお、平成 29 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金の一部については、生産性革命の実現を図るために措置されたことを踏まえ、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース行動計画」（平成 29 年 7 月 13 日）の一環として実施する米国における日本語教育支援事業及び日本理解促進事業のために活用する。

【年度計画】

ア 外交上の重要地域・国を踏まえた機動的、戦略的な事業実施

国際情勢の変化及び各事業実施地の国内事情に対応しつつ、中長期的に計画された事業に加えて、国際情勢の急変、二国間関係の変化、首脳外交等、新たに生じた外交ニーズに対応し、外交と連動した機動的な事業を展開する。事業の報道や反響を通じて、事業の実施が相手国との相互理解の増進等効果をより高めることにつながったか、更には事業成果が外交上の成果に影響したかどうかに留意する。また、基金が定める平成 30 年度地域別事業方針に基づき、事業の重点化を含め、効果的・戦略的に事業を実施する。

具体的には、日米関係の強化に資する事業や、中国や ASEAN 地域の周年等の機会を活用した事業、「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」事業等を行う。なお、「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース行動計画」（平成 29 年 7 月 13 日）の一環として実施する米国における日本語教育支援事業及び日本理解促進事業について、引き続き着実に推進する。

外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合には、外交日程等に配慮して速やかに対応するとともに、やむを得ない事情により事業を中断等する場合、また海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。

更に、海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延又は中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所を通じた情報収集を含め、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。

（平成 30 年度地域別事業方針：別紙 2）

【主な評価指標】

【指標 13-1】国際情勢の急変、二国間関係の変化、首脳外交等、新たに生じた外交ニーズに対応し、機動的に実施する事業への取組

（関連指標）

- ・ 上記事業に対する報道件数

【指標 13-2】基金が年度当初に計画した地域・国別事業方針に基づき、事業の重点化を含め、効果的に事業を実施。

3-2. 業務実績

平成30年度も引き続き、国際交流基金海外事務所や外務省、在外公館等を通じた情報収集と的確な情勢把握に努め、外交上重要な情勢の展開等を踏まえて地域別事業方針を策定し、またその方針に基づいて機動的かつ効果的な事業の企画・実施を図った。

(1) フランス

2016年5月の安倍総理大臣と仏オランダ大統領（当時）との合意により、日仏友好160年にあたる2018年に大規模な日本文化紹介行事「ジャポニスム2018」を開催することが決定。2016年9月から国際交流基金内に事務局を設置して準備を進めた。この間、国際交流基金のほか、仏外務省次官、駐仏日本大使などの出席のもと、日仏両政府の関係機関による「日仏合同委員会」が、約2年半にわたり12回の会合を重ね、両国間の緊密な連携協力のもと、仏側の様々な文化機関や民間企業の支援も得ながら開催準備を進めた。

2018年7月から2019年2月までの8か月の開催期間中、パリを中心に公式・特別企画は100以上、参加企画は200以上の事業が行われた。主な事業としては、「teamLab: Au-delà des limites (境界のない世界)」(来場者数約30万3千人)、「若冲—〈動植綵絵〉を中心に」(会期1ヶ月で来場者数約7万5千人)をはじめ、国立シャイヨー劇場での全7公演を満席とした「松竹大歌舞伎」(観客数約7.5千人)、「HATSUNE MIKU EXPO 2018 EUROPE」(観客数4千人以上)など、伝統美術・芸能から最新技術を駆使したエンターテインメントまで、幅広く質の高い文化事業を実施。また3日間で計6万人以上が来場した屋外での『地方の魅力』—祭りと文化」など、日本の地方自治体との連携により、多くの自治体首長も渡仏参加する中、地方の魅力発信やインバウンドにも繋がる事業を多数実施した。

総計300件を超える企画への来場者・観客数の総計は353万人に上り、かかる盛況ぶりは、国内外のメディアを通じて幅広く紹介され、報道件数は、日仏合計で1万件以上にのぼり、更にはロシア、中国、英国、米国等の日仏以外の国でも好意的な報道がなされた。来場者・観客へのアンケート(約1万8千人が回答)の結果によれば、96%が「日本に親近感を感じる」、85%が「日本についてより知りたいと感じるようになった」と回答している。

2018年7月にパリのラ・ヴィレットにおいて開催された開会式には、河野外務大臣とニッセン文化大臣(当時)が出席。9月には皇太子殿下による若冲展視察と裏千家呈茶御出席、歌舞伎公演御鑑賞とエッフェル塔特別ライトアップ御点灯や、マクロン大統領による「宮本亜門演出 能×3D映像『YUGEN 幽玄』」の御観覧、10月には安倍総理大臣による「縄文—日本における美の誕生」展視察が実現。10月の総理訪仏の際には、「ジャポニスム2018」の実現に尽力した仏側政府・文化関係者との夕食会が催され、「ジャポニスム2018」の成功を弾みとした日仏間の文化交流等について活発な意見交換が行われた。開催期間中に多くの日本の要人が訪仏し、日仏トップレベルの交流が活発に行われ、日仏両国民の相互理解を今後に向かって飛躍的に促進する大きな成果を挙げた。

(2) 米国

2017年4月に官邸に設置された「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」が2017年7月に取りまとめた「行動計画」に基づき、平成29年度補正予算によって予算措置がなされた、米国における新たな日本語教育支援及び日本理解促進事業「GEN-J (Grassroots Exchange Network-Japan)」について、平成30年度に日本語教育サポーター6人と日米交流ファシリテーター7人の計13人の派遣を開始。これら人材は、派遣先機関や現地コミュニティにおける日本語普及活動や、直接・間接の日本理解アウトリーチ活動に従事し、草の根レベルの日米交流を活性化した。加えて、日本語学習者招へい事業では、高校生日本語学習者及び引率教師計120人を日本へ招へいし、米国に進出している日本企業の本社訪問や日本工場の視察、姉妹都市首長への表敬訪問等を行った。また、令和元年度に実施する地域リーダー等150人の招へい準備のため、日本経済団体連合会等の関係諸団体・企業への説明、調整を行った。

文化芸術分野では、カリフォルニア州グレンデール市の日本庭園にて年間を通じて様々な日本文化紹介事業を行い約5千人の参加を得たことに加え、同庭園で実施した桜祭り及び茶室修繕事業に対し、同市長から国際交流基金に感謝状が贈られた他、同州下院議員事務所からもロサンゼルス日本文化センターに感謝状が贈られるなど、グラスルーツからの日米関係強化に大きく寄与する成果をあげた。また、仏での「ジャポニスム 2018」に続き、2019年3月から米国において日本の文化と芸術を発信する「Japan 2019」を開始した。2019年3月には日米友好親善の象徴ともいえる「全米桜祭り」に、川井郁子（バイオリニスト）、望月ゆうさく（ジャグラー）及び[2.5次元ミュージカル]“Pretty Guardian Sailor Moon” The Super Live を派遣し、開会式での公演を実施し約4千人の来場者を得た。またメトロポリタン美術館にて『源氏物語』展 in NEW YORK ～紫式部、千年の時めき～」が同じく3月に開幕した。

知的交流分野では、日米センターと米国の非営利団体ローラシアン協会の共催プログラム日米草の根交流コーディネーター派遣（JOI）により、南部・中西部地域の教育機関等にて平成30年度内へのべ14人のコーディネーターが日本紹介活動を行い、年間アウトリーチ数は約6.5万人にのぼった。また、安倍フェローの全米におけるネットワークを活かし、フェローシップ成果の社会への還元や、同プログラムに対する認知度の向上及び日本理解の促進を図ることを目的に「安倍フェローシップ・グローバルフォーラム」を米国で開催したほか、ヒスパニック系で米国最大規模の公民権・アドボカシー団体である「ウニドス US」の会長兼 CEO ジャネット・ムルギア氏を招へいし、「多文化共生と教育」をテーマにして日本の研究者・実務家との意見交換や講演会を実施し、日本国内でも注目を集めた。

（3）中国

日中国交正常化45周年の2017年に引続き、日中平和友好条約締結40周年にあたる2018年も、首脳会談が5回行われる等、ハイレベル対話の活発化により関係の改善が進んだ。この機運を継続・進展すべく、次世代交流の担い手育成や若年層への訴求にも留意して事業を実施した。

周年の機会を捉え、中国各地にて日本映画の上映会を集中的に実施し2万人を超える来場者を集めた。上映会においては、日本の映画関係者がオープニングセレモニーやアフタートークに参加することにより、日中映画界の交流拡大や映画を通じた相互理解の深化につながる機会を多く設けた。

舞台芸術分野では、舞踏グループ・山海塾公演（来場者約3千人）や、アーティスト集団・東京ゲゲゲイによるストリートダンス公演（来場者3.7千人以上）の実施等、幅広い層の観客を魅了するとともに、若手ダンサーや関係者とのネットワーク構築を促進する等、日中友好を記念するにふさわしい事業となった。

また、日本の生の情報に接する機会が少ない中国の地方都市において、青少年層を主な対象に対日理解と交流促進を目的とする「ふれあいの場」は、平成30年度にアモイと桂林の2か所に新規開設し、計17か所となった。

その他、中国高校生長期招へい事業では、12期生30人・13期生26人を11か月間招へいし、日本の高校生活を経験しながら日本の文化・社会を体感する機会を提供すると共に、ホストファミリーや地域の人々等、中国の高校生を迎える日本側の関係者にも中国の青少年と直接に交流する機会を提供した。また、本事業を高く評価する在京中国大使館教育処との共催により、受入校の校長を対象に短期訪中事業を実施。参加した16人の校長・副校長は、中国の教育現場を視察するとともに、かつて受け入れた生徒との再会を喜ぶなど、招へい事業の効果的フォローアップの機会となった。

日本研究・知的交流分野では、中国教育部との合意により1985年以来実施している「北京日本学研究センター事業」として、北京外国語大学及び北京大学とそれぞれ協力し、中国における日本研究および次代の日中相互理解を担う人材を育成している。北京外国語大学実施分では、33人の修士、7人の博士を輩出した。また、「日中知的交流強化事業（中国知識人招へい）」により、中国の言論界で強い影響力を有しながらも日本との関係が希薄な知識人層をターゲットに、法律、環境、教育、農業経済、多文化共生等、様々な分野の研究者・実務家等、個人8人、グループ1件（4人）を招へいし、

日本の各界有識者等との意見交換や視察の機会を提供した。

(4) 東南アジア

2013 年末の日・ASEAN 首脳会議にて安倍総理大臣が発表した「文化の WA (和・環・輪) プロジェクト〜知り合うアジア〜」への取組が 5 年目に入り、日本語学習支援と芸術・文化の双方向交流を着実に推進した。

“日本語パートナーズ” 派遣事業では、平成 30 年度に 635 人を 12 か国・地域、526 機関へ派遣した。また、平成 30 年度中に帰国したパートナーズ 626 人は、516 校の教育機関において約 15 万人の現地学生の日本語教育に従事するとともに、約 22 万人に対し課外活動や各種イベント等で日本文化紹介を行い、各国の日本語教育の発展や対日理解促進に大きな貢献を果たした。同事業に関し、タイの教育大臣から河野外務大臣宛に感謝の書簡が寄せられた他、各国教育当局や教育機関等からも謝意や今後への期待等が寄せられている。

文化芸術分野では、ASEAN10 か国およびオーストラリアの 11 か国 35 都市で日本映画祭を開催し約 12 万 8 千人の観客を動員した「JFF (Japanese Film Festival : 日本映画祭) アジア・パシフィック ゲートウェイ構想」、東京国際映画祭と連携した映画交流事業 (来場者 5 千人以上)、アジアにおける現代舞台芸術のプラットフォームとしての地位を確立した「国際舞台芸術ミーティング in 横浜 2019 (TPAM) (会期中 2 万 6 千人以上を動員) 等を通じ、相互理解と共感・共生感覚を醸成した。また、アジアセンター、東京国立近代美術館、韓国国立現代美術館及びナショナル・ギャラリー・シンガポールの 5 年に及ぶ共同プロジェクトの集大成として、「アジアにめざめたら : アートが変わる、世界が変わる 1960-1990 年代」の巡回及びシンポジウム (日本展来場者 2 万人以上) を開催したほか、「JFA × J. League 連携サッカー交流事業」等によるスポーツを通じた交流や、ホーチミン市交響楽団及びミャンマー国立交響楽団への支援を実施した。

また 2019 年度に実施する日本と東南アジアの文化交流を幅広く紹介する祭典「響きあうアジア 2019」に向けた準備を行った。

この他、日本インドネシア国交樹立 60 周年については、ジャカルタ日本祭りにあわせ音楽フェスティバルを開催し、現地でも人気のある Kiroro、スキマスイッチ、AKB48 (12 人) を派遣、現地アーティストとの共演を含む音楽公演を行った (来場者数約 2 万 8 千人)。

2019 年 3 月ヤンゴン日本文化センターの開所に際しては、これに先駆けて 1 月に開催された記念式典にあわせ、邦楽奏者とミャンマー国立交響楽団による記念コンサートを実施。ネービード公演の様子は国営放送 (MRTV) にて生中継されたほか、出席したアウン・サン・スー・チー国家最高顧問やトゥラ・ウー・アウン・コー宗教文化大臣からも祝意が表明された。

(5) ロシア

2018 年の「ロシアにおける日本年」に関し、安倍総理大臣やプーチン大統領も出席したモスクワでの 5 月の開会式にて、DRUM TAO による和太鼓公演を実施し、日本年の開始を華やかに演出した。開会式の模様はロシア国営放送で中継され、日本国内でも後日、NHK の複数の番組で和太鼓公演の様子が紹介された。また、年間を通じてロシア国内計 8 都市で日本映画祭を実施し、計約 2 万 2 千人を動員した。その他、ロシア最大の日本文化フェスティバル J-FEST での高円寺阿波おどり「菊水連」公演及びワークショップ開催支援等を実施することにより、日本年に効果的に対応した。

(6) その他

以下のとおり、周年や外交上の契機を捉え、日本文化紹介を通じた対日関心の拡大に努めた。
ア. 中央アジア

2015 年 10 月の安倍総理大臣の中央アジア諸国訪問のフォローアップとして、有識者・文化人等から構成される文化交流ミッションを、2016 年 8 月から 2017 年 11 月にかけて 3 度にわたり中央アジア

諸国へ派遣し（訪問国：ウズベキスタン、トルクメニスタン、タジキスタン、キルギス、カザフスタン）、同12月には、ミッションメンバーが安倍総理大臣に対し、知的・学術交流と草の根・市民交流の強化を柱とする提言を提出した。平成30年度にはフォローアップ事業として、2019年1月に中央アジア諸国から現地専門家5人を日本へ招へいし、東京外国語大学との共催で中央アジア・シンポジウム及び公開セミナーを実施、日本における中央アジア研究の促進と市民の関心喚起に寄与し（セミナー来場者アンケート「満足」以上が97%）、参加した在京大使館（キルギス、ウズベキスタン、トルクメニスタン）からも謝意が表明された。同ミッション派遣に対しては、「中央アジア+日本」対話・外相会合第6回（2017年5月）及び第7回（2019年5月）の共同声明において、各国代表が満足の意を表明したとの言及がなされた。

イ. インド

第23回国際交流会議「アジアの未来」（2017年6月）における安倍総理大臣スピーチ及び2017年9月安倍総理大臣訪印時の日印共同声明における「インドの100の高等教育機関において認証日本語講座を設立し、1,000人の日本語教師を育成する取り組みを行う」との決定を受け、平成30年度より現地日本語教師の技能向上と日本語教師数増を図る「日本語教師育成特別強化事業」を開始、ジャワハルラル・ネルー大学内に日本語教師育成センターを設立し、実施初年度は計183人が研修を修了した。

また、2014年8月のモディ首相訪日時に安倍総理大臣と共同提案で開始した国際シンポジウム「アジアの価値観と民主主義」第4回を2018年7月に東京で開催した。アロヨフィリピン共和国元大統領による基調講演はじめ、各国の政治指導者・宗教家・研究者により、アジアの民主主義を支える価値観につき活発な議論が交わされた。特別セッションでは、「日本・アジア文化交流の成果と課題～未来の協働に向けて～」というテーマで、東南アジアにおける文化交流の成果と課題について、国際交流基金アジアセンターのこれまでの取り組みを踏まえ、発表が行われた。

ウ. スウェーデン

2018年の日本・スウェーデン外交関係樹立150周年記念事業として、有馬朗人（国際俳句交流協会会長、元文部大臣）及びHerman Van Rompuy（欧州理事会前議長、日欧俳句交流大使）を派遣した俳句交流シンポジウム、和太鼓グループ「倭」による公演・ワークショップ（約2万人来場）、日本映画祭「日本のガルボ・原節子」を実施したほか、「知立山車保存会」や舞踊集団「美尾屋」による記念公演・ワークショップ実施を支援するなど、周年の機会にふさわしい質の高い事業を実施した。

エ. ポーランド、ハンガリー

2019年の日ポーランド国交樹立100周年、日ハンガリー外交関係樹立150周年を記念し、黒森神楽（岩手）と上町法印神楽（宮城）による神楽中欧公演を3都市で実施し（2019年2月）、東日本大震災時の支援への感謝を伝えるとともに、交流史の節目を祝った。3都市で行った公演と関連イベントには計1.5千人以上が来場。アンケートの90%以上が「満足」、95%以上が「日本理解促進を実感」と回答し、ハンガリー公演の様子が共同通信配信17社、ポーランド公演の様子がNHKにより報道されたほか、WEBや現地メディアでも多く取り上げられ、周年の契機に両国との友好・交流を促進した。

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

【課題と改善方策】

ア. 外務省との情報共有・連携をより一層に緊密に行い、首脳外交や国際会議等、外交日程等に配慮した機動的・戦略的な事業実施が期待される。

イ。「ジャポニズム 2018」を着実かつ成功裏に実施し、米国及び ASEAN 諸国での「ジャポニズム 2019」（仮称）に円滑につなげるとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピックへの機運醸成に寄与することが期待される。

<前年度評価結果反映状況>

- (1) 外務省との連携により、要人訪問の相次いだ「ジャポニズム 2018」はじめ、首脳外交の実施国（米国：グラスルーツ関連事業、中国：映画交流、ロシア：日本年開会式等）や外務省選定周年における事業に、機動的・戦略的に対応した。
- (2) 「ジャポニズム 2018」の来場者・観客数の総計は 350 万人を超え、盛況ぶりや要人・文化人による高い評価が国内外で報じられ、仏のみならず欧州内外における日本のプレゼンス向上に貢献した。併せて着実に準備を進めてきた 2019 年米国での「Japan 2019」及び ASEAN 諸国での「響きあうアジア」がこの機運を引継ぎ、ひいては東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成に寄与するものと考ええる。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 S

根拠

【指標 13-1】【指標 13-2】

年度当初に計画した地域別方針に基づき、以下の通り、「ジャポニズム 2018」、日米関係の強化に資する事業や、中国における周年等の機会を活用した事業、さらには、「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」、「ロシアにおける日本年」への対応等、外交上の重要な地域・国において機動的、戦略的な事業を着実に実施した。

フランスでは、「ジャポニズム 2018」において、来場者数が 30 万人を超えた「teamLab：Au - delà des limites（境界のない世界）」展はじめ、100 以上の公式・特別企画及び 200 以上の参加企画を実施、来場者・観客数の総計は 350 万人を超え、仏との文化交流の拡大・深化や、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての機運醸成に貢献した。

米国では、2017 年 4 月に官邸に設置された「グラスルーツからの日米関係強化に関する政府タスクフォース」の策定した「行動計画」を踏まえ、新たな日本語教育支援及び日本理解促進事業「GEN-J」を着実に実施したほか、「Japan 2019」の一環として全米桜祭りへのアーティスト派遣や大型展の開催に加え、ヒスパニック系アドボカシー団体代表者として影響力ある有識者の招へいを実施。

中国では、日中平和友好条約締結 40 周年のモメンタムを捉え、映画事業を中国各地で集中的に実施し、2 万人を超す観客を動員したほか、幅広い層の観客を魅了する舞台公演の実施、高校生の長期招へいや、「ふれあいの場」を通じての草の根交流、有力知識人の日本への招へい等を通し、中国との交流の深化、拡大に貢献した。

東南アジアについては、5 年目に入った「文化の WA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」において、平成 30 年度に 635 人の“日本語パートナーズ”を新たに派遣。同年度に帰国したパートナーズは、516 校の教育機関において約 15 万人の現地学生を対象に日本語教育に従事し、また約 22 万人に対し課外活動や各種イベント等で日本文化紹介を行った。文化芸術分野では、JFF（Japanese Film Festival）の継続、東京国際映画祭と連携した映画交流事業、「国際舞台芸術ミーティング in 横浜 2019（TPAM）」等、多様な事業で双方向交流や協働作業を進めた。

そのほか、安倍総理大臣やプーチン大統領が出席した「ロシアにおける日本年」開会式での DRUM TAO

公演、安倍総理大臣の中央アジア往訪と文化交流ミッション派遣のフォローアップ事業としてのシンポジウム・公開セミナー実施や、その他重点周年対応等、外交上の契機を捉え、日本文化紹介を通じた対日関心の拡大に努めた。

以上のとおり、外交上の重要地域・国を踏まえて、外交日程等に配慮した調整を行いながら戦略的かつ効果的に事業を実施し、機動的な対応においても中長期的な取組においても顕著な成果を上げている。

【課題と対応】

第4期中期計画期間には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、米国での「Japan 2019」及び日本と東南アジアの文化交流を幅広く紹介する祭典「響きあうアジア2019」等、大型事業が続くことから、より一層PDCAサイクルを意識した効果的・効率的な事業実施と評価を行っていく必要がある。

3-5. 主務大臣による評価

<評定と根拠>

評定

根拠：

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

東アジア

各国内政や対日関係を注視しつつ、日中平和友好条約締結40周年などの機会をとらえ、パートナーシップ拡充を通じた協働を進め、以下を推進する。

- 1 日本映画のニーズの高まり等の好機をとらえ、相手国との連携を高める形で事業を実施
- 2 インターネット教材や映像素材を利用した潜在的日本語学習者の取り込み
- 3 若手・次世代日本研究者を重点的に支援

東南アジア

同地域からの訪日観光客増加、日本文化や日本語学習への関心の高まり、ミャンマー仮事務所の開設を踏まえ、以下を推進する。

- 1 引き続き「文化のWA（和・環・輪）プロジェクト～知り合うアジア～」を推進
- 2 高度外国人材の育成も視野に、日本語教師を質・量共に拡充
- 3 知日層・若手日本研究者育成を重点的に支援

大洋州

日本との姉妹都市・市民交流は盛んなるも、相対的な日本の存在感低下を踏まえ、以下を推進する。

- 1 豪州においては映画上映やフェスティバル支援、島嶼国においては放送コンテンツ等を活用した、広域への効率的な文化事業実施
- 2 日本語教師ネットワークや他団体との連携による、日本語教育の効果的な支援、活性化
- 3 大学を中心とした日本研究振興、知的交流促進、及び若手日本専門家育成

南アジア

近年、関係強化が進むインドを含め、良好な対日イメージはあるものの、日本文化との接触機会が限定的で交流基盤が脆弱な状況を踏まえ、以下を推進する。

- 1 巡回展等を活用し、横断的・効率的に対日関心層を拡大
- 2 2017年の日印両政府合意を踏まえた日本語教師育成事業の拡充
- 3 大学等の拠点機関、及び若手日本研究者への支援

北米

政策動向や日米関係を注視しつつ、グラスルーツからの日米関係強化も念頭に、以下を推進する。

- 1 注目度の高い国際イベントやオールジャパンでの取り組みへの参画を通じた日本のプレゼンスのアピール
- 2 グラスルーツからの日米関係強化に資する、米国日本語教育支援及び日本理解促進事業の着実な実施
- 3 知的コミュニティにおける日本のプレゼンス向上に資するバランスの取れた知的交流事業実施
- 4 ジャパン・ハウスロサンゼルスとの連携

中南米

親日土壌を維持・強化するため、日系社会とも連携しつつ、以下を推進する。

- 1 広範な地域への裨益を視野に、放送コンテンツ等を活用した文化事業の実施
- 2 「継承日本語教育」にとらわれず、非日系人も対象として意識した「外国語としての日本語教育」の発展をはかる
- 3 限られた資源を有効に活用した、効果的な日本研究・知的交流プロジェクト支援及び人材育成
- 4 ジャパン・ハウスサンパウロとの連携

西欧

大型イベントや周年等の機会も多く、文化活動への市民参加頻度が高い国も多い同地域において、日本のプレゼンスや対日関心を更に高めるため、以下を推進する。

- 1 フランスにおける「ジャポニスム 2018」の実施
- 2 ヨーロッパ初の日本語教育国際研究大会開催の支援
- 3 知的交流に関しては、国別の細やかな分析の下に、現地主導で関与を続けると共に、民間を含めたパートナーとの連携も模索
- 4 ジャパン・ハウスロンドンとの連携

東欧・ロシア・中央アジア

概して親日的で日本文化への関心も高い一方、一部大都市を除き日本文化に触れる機会が限定的であることを踏まえ、以下を推進する。

- 1 「ロシアにおける日本年」における文化事業の実施
- 2 各国の学習状況に応じ、教材作成、巡回指導、研修等を通じた日本語教育の拡充支援
- 3 中央アジア文化交流ミッション提言への取組

中東・アフリカ

対日イメージは概して良好ながら、日本に関する情報は限定的である状況を踏まえ、以下を推進する。

- 1 放送コンテンツ、インターネット等のわかりやすい手法を用いた一般大衆向け文化発信の効率的な実施
- 2 カイロ日本文化センターを中心とした、地域全体への裨益を視野に入れた事業展開
- 3 巡回セミナー等を通じた有識者レベルの対日関心惹起や、研究機関・研究者支援を通じた日本研究の底上げ

(業務運営の効率化に関する事項/財務内容の改善に関する事項/その他業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 12	内部統制の充実・強化
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ						
指標等	達成目標	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
【指標 14】中期目標期間中に全ての海外事務所及び国内附属機関・支部が、1 回以上内部監査又は会計監査人の実地監査を受ける。	海外事務所 25 か所	8 か所	7 か所 (※)	(未実施の残りは 11 か所)		
	国内附属機関 2 か所	2 か所	2 か所	(未実施の残り 無)		
	国内支部 1 か所	1 か所	1 か所	(未実施の残り 無)		

※内 1 か所は平成 29 年度分と重複

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>【中期目標】</p> <p>(2) 内部統制の充実・強化</p> <p>独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、必要に応じ、内部統制を強化する取組の実施及び各種規定の見直しを行う。</p> <p>また、事業の成果について引き続き客観的かつ定量的な指標に基づく評価の実施に努めるとともに、その結果を踏まえ事業の改善又は廃止を含む見直しについて検討を行う。</p>
<p>【中期計画】</p> <p>イ 内部統制の充実・強化</p> <p>独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、定期的にモニタリングを行い、必要に応じ、各種規定の見直しや運用の改善を行い、統制環境の整備を進める。</p> <p>また、リスク管理委員会を定期的に開催し、業務上のリスクの識別、リスクの重大性の評価を行い、適切にリスクに対応する。</p> <p>そうした内部統制に関する指示や命令、必要な情報が組織内で適時かつ適切に把握、処理されるように周知を徹底するとともに、適正な業務を確保するため内部監査を行う。また個々の職員の意識の涵養を目的として、内部統制に関する研修を実施する。</p> <p>また、事業の成果について引き続き客観的かつ定量的な指標に基づく評価の実施に努めるとともに、その結果を踏まえ事業の改善又は廃止を含む見直しについて検討を行う。</p>
<p>【年度計画】</p> <p>イ 内部統制の充実・強化</p>

独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を着実に運用するとともに、定期的にモニタリングを行い、必要に応じ、各種規定の見直しや運用の改善を行い、統制環境の整備を進める。

また、リスク管理委員会を定期的に開催し、業務上のリスクの識別、リスクの重大性の評価を行い、適切にリスクに対応する。

そうした内部統制に関する指示や命令、必要な情報が組織内で適時かつ適切に把握、処理されるように周知を徹底するとともに、適正な業務を確保するため内部監査を行う。中期目標期間中に全ての海外事務所および国内附属機関・支部が、1 回以上内部監査又は会計監査人の実地監査を受けることとなるよう、海外事務所の実地監査を着実に進める。また個々の職員の意識の涵養を目的として、内部統制に関する研修を実施する。

また、事業の成果について引き続き客観的かつ定量的な指標に基づく評価の実施に努めるとともに、その結果を踏まえ事業の改善又は廃止を含む見直しについて検討を行う。

【主な評価指標】

【指標 14】中期目標期間中に全ての海外事務所及び国内附属機関・支部が、1 回以上内部監査又は会計監査人の実地監査を受ける。

3-2. 業務実績

(1) 統制環境の整備

業務方法書に基づき整備した関連規定等を含む各種内部統制の内規に従った業務遂行に加え、理事会をはじめ、内部統制委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会、契約監視委員会、情報セキュリティ委員会、情報システム委員会等での課題の共有や方針の審議活動を通じて、各種の内部統制活動を行った。

また、以下の例のような規程の見直しや運用改善を行ったほか、内部統制委員会を年度末に開催し、平成 30 年度中の内部統制に関する取り組み全体についての点検を行なうとともに、年度終了後の監査においてもチェックを行った。

- ア. 欧州一般データ保護規制（GDPR）の施行に伴い、独立行政法人国際交流基金欧州一般データ保護規制（GDPR）対応規程を制定し、対応を着実に進めた。
- イ. 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成 30 年度版）」にもとづく情報セキュリティに関する各種規程の改正準備
- ウ. 古くなっていた内部監査に関する内規を見直し、現在のニーズに合わせて改定した。

さらに、全ての役員と部長等が出席する内部定期会議（運営検討委員会）、リスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会等で、理事長や役員から職員に対し、職務の基本姿勢、職員の心構え等についても指導を行う等、内部統制の基礎となる適切な統制環境の醸成にも努めた。

平成 29 年度に法令に定める要件を具備しない運用先に対し譲渡性預金の預入を行った事案については、平成 30 年 4 月に臨時の内部監査を行った上で、平成 30 年 5 月に臨時コンプライアンス推進委員会を開催し、今後の資金運用担当部署（経理部）での職員教育と自己チェックのプロセス及び監査室による資金運用の合規性の定期的内部監査等の再発防止策を決定し、以後これを実施している。（平成 30 年度末には定期コンプライアンス推進委員会にて経理部及び監査室が再発防止策実施状況を報告。）

(2) リスク対応

平成 30 年度にはリスク管理委員会を 2 回開催し、平成 30 年度の重点事項の実施状況を確認するとともに、業務上のリスクを見直し、令和元年度に向けた重点事項を策定した。具体的には、平成 30 年度の重点事項等を踏まえ、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成 30 年度

版)」にもとづき情報セキュリティに関する各種規程の改正準備等を行うなど、対応を進めている。

(3) 周知の徹底と内部監査

内部統制に関する指示や命令・情報は、リスク管理委員会、コンプライアンス推進委員会、情報セキュリティ委員会や運営検討会議、部長会等の内部会議を通して管理職が把握するほか、グループウェアを通して随時共有・周知をしている。また、平成30年度は、コンプライアンス上の各種の重要事項や注意点を解説した全従業員向けの『コンプライアンス・ガイド』を新たに作成した。

一方、監査室では、法令・内規の遵守状況、業務の適正性（例：契約・支出、助成業務、資金運用、海外事務所・国内附属機関等の管理事務、他）をチェックする内部監査を行っている。

(4) 海外事務所、国内附属機関・支部に対する内部監査・会計監査人の実地監査

海外事務所及び国内附属機関・支部に対する内部監査及び会計監査人（監査法人）監査については、平成30年度は以下の実地監査が行われた。

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| ア. 海外事務所に対する監査室の実地監査 | 5 か所 |
| イ. 海外事務所に対する会計監査人の実地監査 | 2 か所（注1） |
| ウ. 国内附属機関に対する監査室の実地監査 | 2 か所 |
| エ. 国内附属機関に対する会計監査人の実地監査 | 1 か所（対象はウ. と重複） |
| オ. 国内支部に対する監査室の実地監査 | 1 か所 |

注1：うち1か所は29年度に監査室が実地監査した海外事務所に重複

(5) 内部統制に関する研修

内部統制の向上のための職員の知識及び意識の涵養のために、以下のような職員対象研修を実施した。

- ア. 総務・システム・会計等実務研修（決裁・文書実務、情報公開・個人情報保護、安全管理、情報セキュリティ、会計事務等の指導）
- イ. 新入職員や海外赴任予定者対象のコンプライアンス研修・指導
- ウ. ハラスメント防止や労働安全衛生管理の研修
- エ. 情報セキュリティ研修

(6) 事業評価

事業評価については、独立行政法人通則法に基づき、平成29年度業務実績等報告書（自己評価書）を作成し、外務大臣の評価を受けた。また、主要な事業（主催・助成事業）について、事業の目的意識の明確化と目的に沿った事業成果と改善点の確認の徹底に取り組んだ。さらに、令和元年度プログラム編成にあたっては、平成30年度に引き続き、PDCAサイクルをプログラムレベルでも機能させるため、平成29年度各プログラムのねらいに対する成果を確認するとともに、今後の方向性を検討した結果、従来のプログラムの一部について新設、統合、終了等の再編を行った。

3-3. 指摘事項への対応
<前年度評価結果> 【課題と改善方策】 特になし。
<前年度評価結果反映状況>

リスク管理委員会を含めた各種委員会にて、課題や対策についての議論を深め、また内部統制委員会等にて取り組み全体に関する点検を行うなど運用を進めた。そのような議論も踏まえて、具体的には、リスク評価と対応の観点から独立行政法人国際交流基金欧州一般データ保護規制（GDPR）対応規程を制定し対応を着実に進めたほか、情報セキュリティに関する各種規程の改正準備を行うなど、内部統制の取組の改善を行った。

また、内部統制の制度運用状況は、年度終了後の監査においてもチェックを行った。

平成 29 年度の資金運用業務での不注意による法令違反事案に関しては、担当部署での職員教育と自己チェック手続及び監査室による資金運用の合規性の定期的内部監査の導入等の再発防止策を講じた。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 B

根拠：

内部統制の取組については、業務方法書にもとづき、リスク管理委員会を含めた各種委員会にて課題の共有や対応方針についての議論を進めた。それらの議論も踏まえて、具体的には独立行政法人国際交流基金欧州一般データ保護規制（GDPR）対応規程を制定し対応を着実に進めたほか、情報セキュリティに関する各種規程の改正準備を行うなど、内部統制の取組の改善を行うとともに、平成 29 年度の資金運用業務での不注意による法令違反事案に関しては、担当部署での職員教育と自己チェック手続及び監査室による資金運用の合規性の定期的内部監査の導入等の再発防止策を講じた。

また、コンプライアンス全般に関する意識向上のため、全従業員向けの『コンプライアンス・ガイド』を新たに作成した。

監査室は、業務の適正性をチェックする内部監査を行い、中期目標達成指標（指標 14）の海外事務所及び国内附属機関・支部に対する実地監査については、海外事務所 5 か所、国内附属機関 2 か所及び国内支部 1 か所を実施した。別途会計監査人（監査法人）が行った海外事務所及び国内附属機関・支部の実地監査とあわせ、中期目標の指標達成のための平成 30 年度までの進捗状況は良好である。

事業評価についても、平成 29 年度業務実績報告書を適正に作成するとともに、主要な事業の成果および改善点の確認と次年度のプログラム再編を進めた。

上記により、所期の目標を達成していると自己評価する。

3-5. 主務大臣による評価

<評定と根拠>

評定 _____

根拠： _____

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

(業務運営の効率化に関する事項/財務内容の改善に関する事項/その他業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 13	事業関係者の安全確保
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>【中期目標】 (3) 事業関係者の安全確保 天災や突発的な事件・事故等の非常事態に備えるため、国際協力事業安全対策会議最終報告（平成 28 年 8 月 30 日 外務省及び独立行政法人国際協力機構）も踏まえながら、海外治安情報の収集及び共有の体制整備、緊急時における行動規範の整備及び遵守徹底、危機発生時の体制整備及び事前の研修・訓練の徹底等を図り、海外における基金職員及び基金事業関係者の安全を確保する。</p>
<p>【中期計画】 ウ 事業関係者の安全確保 海外における基金職員及び基金事業関係者の安全確保のため、国際協力事業安全対策会議最終報告（平成 28 年 8 月 30 日 外務省及び独立行政法人国際協力機構）に示された内容も踏まえながら、安全管理に係る組織体制の整備、リスク情報配信サービスの利用等による脅威情報の収集と共有の体制強化、外部の専門家やコンサルタントの活用による安全対策の点検やマニュアルの整備、日本国内外における外務省・在外公館や関係団体との連携・情報交換の強化、基金職員及び基金事業関係者に対する研修・訓練の実施等の取組を進める。</p>
<p>【年度計画】 ウ 事業関係者の安全確保 国際協力事業安全対策会議最終報告（平成 28 年 8 月 30 日 外務省及び独立行政法人国際協力機構）に示された内容も踏まえながら、海外における基金職員及び基金事業関係者の安全確保のための取組を進める。 具体的には、平成 29 年度に設置・整備した「安全管理室」と関連規定類を軸として、リスク情報配信サービスの利用等による脅威情報の収集と基金内での共有の継続、また外部コンサルタントの活用により作成した「海外安全対策マニュアル」等にもとづき、各部署における個別のマニュアル類の点検・整備・見直し等を進めるとともに、基金職員及び基金事業関係者に対する研修・訓練の実施や「たびレジ」登録の徹底などの措置を継続する。また日本国内外において、外務省・在外公館や関係機関との連携・情報交換の強化に努める。</p>
<p>【主な評価指標】</p>

【指標 15-1】安全対策に関わる体制の整備・強化の取組状況（安全対策に特化した部署の設置、情報収集と共有の体制整備、オンライン研修の導入等）

【指標 15-2】職員や派遣専門家等の「たびレジ」登録の徹底（「たびレジ」登録を、規程・契約書等に明記してルール化）

3-2. 業務実績

平成 29 年度に設置・整備した「安全管理室」と関連規定類を軸として、リスク情報配信サービスや「たびレジ」等による脅威情報を収集、また実際に基金関係者が直面したリスクについても、グループウェアや会議にて共有を進めたほか、職員や派遣専門家等の「たびレジ」登録の徹底を進めた。前年度に制定した「海外安全対策マニュアル」及び「安全対策の手引き」をもとに、国内各部署における個別のマニュアル類の点検・整備・見直し等を行ったほか、主催・共催事業及び助成事業における海外安全管理の具体的な方針を策定し、外務省や在外公館と共有した。海外事務所では制定している安全管理に関するマニュアルについても、記載すべきポイントについて外部コンサルタントのアドバイスを得た上で、全海外事務所にてマニュアルを見直し、また修正版のマニュアルにて机上訓練または読み合わせを実施した。

また、国内一般職員向けに海外安全管理研修を実施し、事業関係者の海外派遣及び、自身の海外出張・赴任をするにあたり重要なポイントを周知したほか、海外事務所における対応を事例として取り上げた机上訓練を実施し、その机上訓練には総務担当理事を含む常勤理事 3 名も参加した。

「国際協力事業安全対策会議」や「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」の会合に引き続き参加するなど外務省や関係機関との情報交換を行った。

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

【課題と改善方策】

平成 29 年度に整った安全管理に関する新たな体制の一層の整備・強化が求められる。また、今後は海外事務所での安全確保に関する訓練、シミュレーション等の取組が必要。

<前年度評価結果反映状況>

前述のとおり、国内各部署における個別のマニュアル類の点検、整備、また主催・共催事業及び助成事業における海外安全管理の具体的な方針を策定したほか、研修、机上訓練を行い、体制の整備・強化につとめた。また、海外事務所のマニュアルの見直し及び読み合わせ・机上訓練を行ったほか、海外事務所における対応を事例として取り上げた机上訓練を実施し、海外事務所における安全管理体制の強化につとめた。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 B

根拠：

【指標 15-1】【指標 15-2】

平成 29 年度に設置・整備した「安全管理室」と関連規定類を軸として、引き続き脅威情報を収集・共有したほか「たびレジ」登録の徹底を進めた。前年度に制定した「海外安全対策マニュアル」等にもとづき国内各部署における個別のマニュアル類の点検、整備、また主催・共催事業及び助成事業に

における海外安全管理の具体的な方針を策定したほか、海外事務所のマニュアルの見直し及び読み合わせ・机上訓練を行い、安全管理に関する体制整備を進めた。国内における安全管理研修や机上訓練とあわせて、安全管理の体制強化につながった。また、上記の主催・共催事業及び助成事業における海外安全管理の具体的な方針を外務省、在外公館と共有したほか、「国際協力事業安全対策会議」や「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」の会合への参加など、外務省や関係機関との連携・情報交換の強化をはかった。

上記のとおり、海外における基金職員及び基金事業関係者の安全確保のために着実に体制の整備・強化取り組んでいることから、所期の目標を達成していると自己評価する。

【課題と対応】

引き続き脅威情報の収集・共有を行い、また研修を実施することで、安全管理に関する体制の強化につとめる。

3-5. 主務大臣による評価

<評定と根拠>

評定 _____

根拠： _____

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

(業務運営の効率化に関する事項/財務内容の改善に関する事項/その他業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
No. 14	情報セキュリティ対策
当該項目の重要度、難易度	
関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等		達成目標	基準値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標
<p>【中期目標】 (4) 情報セキュリティ対策 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（サイバーセキュリティ戦略本部決定）等を参考にしながら、関係規程及びマニュアルを整備し、情勢の変化に応じた不断の見直しを図るとともに、その適用状況のチェックを継続的に行う。また、定期的にセキュリティ体制の有効性を確認するとともに、更なる対策強化・改善に向けた検討を行い、常に最新の脅威に対応できる体制を整備する。</p>
<p>【中期計画】 エ 情報セキュリティ対策 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 28 年度版）（平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等を参考にしながら、情報システム委員会及び情報セキュリティ委員会を活用し、関係規程及びマニュアルを整備し、情勢の変化に応じた不断の見直しを図るとともに、その適用状況のチェックを継続的に行う。また、定期的にセキュリティ体制の有効性を確認するとともに、更なる対策強化・改善に向けた検討を行い、常に最新の脅威に対応できる体制を整備する。その一環として、職員に対し、情報セキュリティを脅かしうる事象への対処方法・手順を含めた情報セキュリティに関する教育等を実施し、組織的対応能力の強化を図る。</p>
<p>【年度計画】 エ 情報セキュリティ対策 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 28 年度版）（平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）等を参考にしながら、情報システム委員会及び情報セキュリティ委員会を活用し、関係規程及びマニュアルを整備し、情勢の変化に応じた不断の見直しを図るとともに、その適用状況のチェックを継続的に行う。また、定期的にセキュリティ体制の有効性を確認するとともに、更なる対策強化・改善に向けた検討を行い、常に最新の脅威に対応できる体制を整備する。その一環として、職員に対し、情報セキュリティを脅かしうる事象への対処方法・手順を含めた情報セキュリティに関する教育等を実施し、組織的対応能力の強化を図る。</p>

【主な評価指標】

3-2. 業務実績

- (1) 情報セキュリティ委員会を開催し、平成 31 年度情報セキュリティ対策推進計画を策定した。
- (2) システム上の情報セキュリティ対策については、昨年度に策定した高度サイバー攻撃等への対策導入計画（平成 30 年度～平成 33 年度）に基づき、平成 30 年度分の計画を着実に実施した。
- (3) 新たに発見されたソフトウェアの脆弱性に係る対策は、外務省、NISC 及びコンピューター技術会社等から情報が届き次第、速やかに関係部署に事情聴取及び指示のうえ、必要な措置を講じた。
- (4) 関係規程及びマニュアルの整備については、最新の政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 30 年度版）を踏まえ、現行の情報セキュリティ規程等の改定準備を行った。（令和元年度当初に制定済）
- (5) 役職員に対する情報セキュリティに関する教育については、役員向けには情報セキュリティの重要性に関する研修、管理職向けには、情報セキュリティを脅かす事象への備え・対処方法・手順についての研修、新入職員向けには、主として情報セキュリティ対策基準利用者向けマニュアルの説明及び標的型攻撃メールについての研修、及び全役職員を対象とした標的型攻撃メール訓練を実施した。

3-3. 指摘事項への対応

<前年度評価結果>

【課題と改善方策】

情報セキュリティに関する事案が政府全体でも頻発しているところであり、基金としても、海外事務所を含めて、統一基準への対応はもとより、実効性のあるセキュリティ体制を構築することが望まれる。

<前年度評価結果反映状況>

システム停止時の運用実施手順、情報セキュリティインシデント発生時の役職員等の連絡が自宅の固定電話か業務携帯か、また、電話番号に変更がないか等の確認を、定期的に机上手順確認として行った。他方、対策方針の策定や情報セキュリティインシデント発生時等に CISO に助言を行うことができる最高情報セキュリティアドバイザーの設置が未了であるため、令和元年上半期に入札を経て決定する予定である。

3-4. 自己評価

<評定と根拠>

評定 B

根拠：

新たに発見されたソフトウェアの脆弱性に係る対策は、順次実施することができた。平成 30 年度においては、外部からの攻撃やウイルス感染等が発生したが、早期の対応を行うことで被害の拡大を防ぎ速やかな復旧を行った。また、個人情報漏えいに繋がるメール誤送信を生じさせぬよう、全海外事務所を対象に改めて注意喚起を行ったほか、メールソフトへの誤送信防止ツール追加や外部配信サービスの利用等を用いた事故防止策の策定を行った。

関係規程及びマニュアルの整備については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準

(平成 30 年度版)等を参考にしながら現行の情報セキュリティ規程、情報セキュリティ細則の改定準備を行い、令和元年度当初の制定に繋げた。

職員に対する情報セキュリティに関する教育については、新たな脅威については速やかに周知するほか、新入職員及び役職員を対象に、それぞれに必要な研修を行い、組織的対応能力の強化につながった。

上記により、所期の目標を達成していると自己評価する。

【課題と対応】

情報セキュリティ対策推進計画に定める「教育」「自己点検」「監査」「技術的対策推進の取組」「その他の重要な取組」を着実に進める必要がある。

特に、新たに制定した平成 30 年度版政府統一基準に基づく内部規程等に呼応するマニュアルの整備を令和元年度中に進める。

3-5. 主務大臣による評価

<評定と根拠>

評定 _____

根拠: _____

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)